

令和5年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会 次第

令和5年12月1日 13:30~17:00

高知共済会館 4階

浜木綿

- 1 開会 (13:30~)

- 2 議事
 - (1) 強い農業づくり総合支援交付金及び
産地生産基盤パワーアップ事業の実績について
内容説明：農業イノベーション推進課
農産物マーケティング戦略課 (13:40~)

 - (2) 日本型直接支払の実施状況について (14:10~)
内容説明：環境農業推進課
農業政策課

 - 休憩 15:00~

 - (3) 多面的機能支払交付金の施策評価について (15:10~)
内容説明：農業政策課

- 3 閉会 (~17:00)

令和5年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(1) 強い農業づくり総合支援交付金及び

産地生産基盤パワーアップ事業の実績について

○Next 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

○強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業
の実績について

○強い農業づくり総合支援交付金事業（集出荷場整備関連）
の実績について

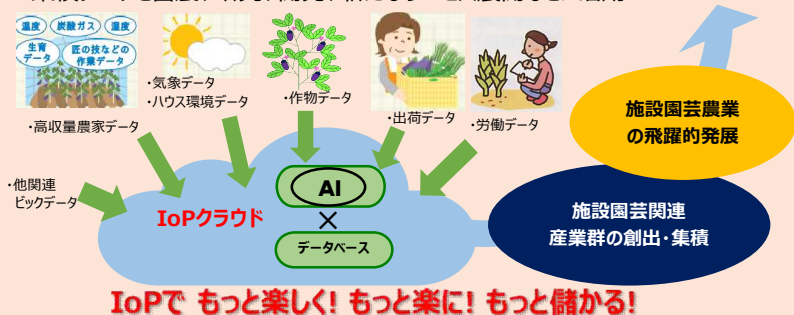
農業イノベーション推進課
農産物マーケティング戦略課

Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進



IoPプロジェクトの推進

- 産学官連携プロジェクトにより、IoP（Internet of Plants）等の最先端の研究を進展
- 栽培、出荷、流通までを見通したデータ連携基盤「IoPクラウド」に様々なデータを収集・蓄積（R4年9月:IoPクラウドの本格運用開始）
- 通信機能を備えたデバイス等の開発促進
- 集積データを営農、研究、開発、新たなサービス展開などに活用



データ駆動型農業による営農支援の強化

- 作物情報や環境情報等のビッグデータを駆使し、普及指導員が個々の生産者の栽培状況等を様々な角度から分析・可視化
- 生産管理の予測や意思決定に役立つ情報を、生産者にリアルタイムでフィードバック



データ駆動型農業では、先進農家だけでなく、産地全体が取り組み、多くのデータを収集・分析・フィードバックすることが重要であり、まずはデータを収集する生産環境の整備が必要。

農業のデジタル化と産地の生産基盤強化を推進し、農業算出額の目標を達成!

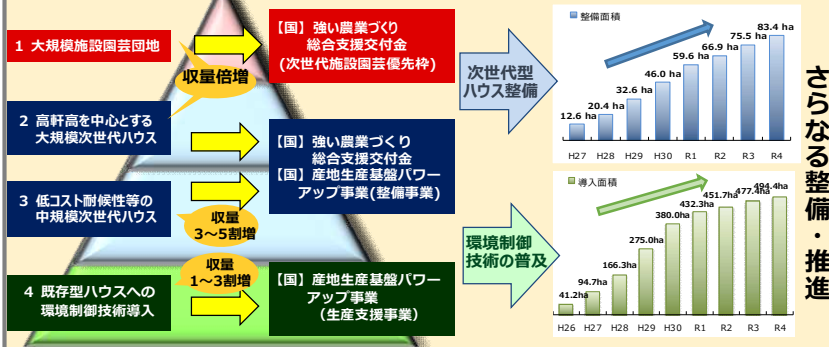
園芸産地の生産基盤強化

- 次世代型ハウスの整備促進と低コスト化
- 環境制御技術の普及推進
- 既存ハウスの強靱化及び施設の高度化

強い農業づくり総合支援交付金や産地生産基盤パワーアップ事業等を活用し、次世代型ハウスの整備や既存ハウスへの環境制御技術の導入に取り組んできました。

R4年度末時点で、**次世代型ハウスは83.4ha**、**環境制御技術導入面積は494.4ha**に普及。

R5年度からは、園芸用ハウス等リノベーション事業の創設により既存ハウスの長寿命化や高度化も支援。



地元と協働した企業の農業参入の推進

- 産地から企業を誘致する活動強化
- 企業参入のための用地確保対策の強化
- 立地企業へのアフターフォロー

企業を誘致するには、用地の確保が欠かせない。市町村と連携し、新たな園芸団地用地を確保し、産地から積極的に企業を誘致していく対策を強化。参入いただいた企業に対しては、経営安定へのアフターフォローを実施。

地域の担い手確保の1つの形として、企業による農業参入があり、参入による生産面積の維持・拡大や雇用就農の増加、産地の活性化などが期待される。H27以降、11社が本県に農業参入している。



強い農業づくり総合支援交付金及び産地生産基盤パワーアップ事業の実績について

農業イノベーション推進課 次世代園芸推進担当

強い農業づくり総合支援交付金

- 概要
産地の収益力強化や産地合理化の促進、みどりの食料システム戦略を推進するため、産地の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を支援する。
- 補助対象
低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設など産地の生産力・販売力向上に必要な施設整備等（産地基幹施設等支援タイプ）
- 補助率： 1/2以内

令和4年度実績

①低コスト耐候性ハウスの整備 (令和3年度繰越)

総事業費	214,500千円
国費	97,500千円
事業実施地区	芸西村（ピーマン）
整備棟数	1棟
受益面積	0.60ha

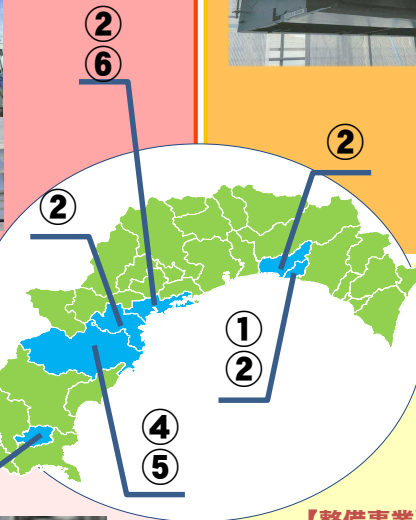


令和5年度計画

③トマト選果ラインの高度化

トマトの選果ラインを高度化（組合せ計量器及びパレタイザー等の導入）を行い、集出荷作業の省力化、上位規格品の割合増加に取り組む。

総事業費	62,931 千円
国費	28,605 千円
事業実施地区	三原村（トマト）
整備棟数	1棟
受益面積	2.7ha



産地生産基盤パワーアップ事業

- 概要
水田・畑作・野菜・果樹等の産地が販売額の向上や生産コストの低減など、課題の解決や目標を達成するために自ら定めた「産地パワーアップ計画」に基づいた取組について支援する。
- 補助対象
・低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設など産地の生産力・販売力向上に必要な施設整備（整備事業）
・農業機械等のリース導入、生産資材の導入（生産支援事業）
・重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機からヒートポンプ等への転換及び省エネ設備の導入及びリース導入（施設園芸エネルギー転換枠）
- 補助率： 1/2以内

令和4年度実績

②省エネ機器のリース導入

総事業費	67,961 千円
国費	33,979 千円
事業実施地区	芸西村（ピーマン・花き）、香南市（ハウスみかん）、須崎市（ミョウガ）、中土佐町（ミョウガ）
導入台数	66台（※ヒートポンプ）
受益面積	218.5ha（11戸）



令和5年度計画

④かんしょ予冷貯蔵庫及び冷凍保管庫の整備

⑤栽培管理機器のリース導入

産地の甘藷栽培面積及び生産の拡大に取り組む。

事業実施地区	四万十町（かんしょ）	受益面積	4.0ha
--------	------------	------	-------

【整備事業】 加工用甘藷用予冷庫、芋ペースト用冷凍庫を整備。

総事業費	52,470千円
国費	23,850千円

【生産支援事業】 栽培管理機器（トラクター、肥料散布器等）をリース導入。

総事業費	8,221千円
国費	4,110千円

⑥省エネ機器のリース導入

総事業費	7,008千円	国費	3,504千円
事業実施地区	須崎市（ミョウガ）		



強い農業づくり総合支援交付金事業（集出荷場整備関連）の実績について

農産物マーケティング戦略課 輸出・流通企画担当

強い農業づくり総合支援交付金

概要

産地の収益力強化や産地合理化の促進、みどりの食料システム戦略を推進するため、産地の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を支援する事業。

このうち 産地基幹施設等支援タイプのうち①産地競争力の強化

（参考）にらの集出荷工程と事業による出荷作業の合理化

収穫 → 出荷調整作業(下葉、傷葉、古葉等の除去) → 計量・結束 → 包装 → 出荷

(現状) 佐賀集出荷場

窪川野菜集出荷場

- ・佐賀集出荷場は作業全般を行っており、処理能力をオーバーしていたため、生産者の持ち込みを制限していた。
- ・窪川野菜集出荷場は包装作業のみを行っていたが、農家の労働力不足から集出荷場での計量・結束作業が求められていた。



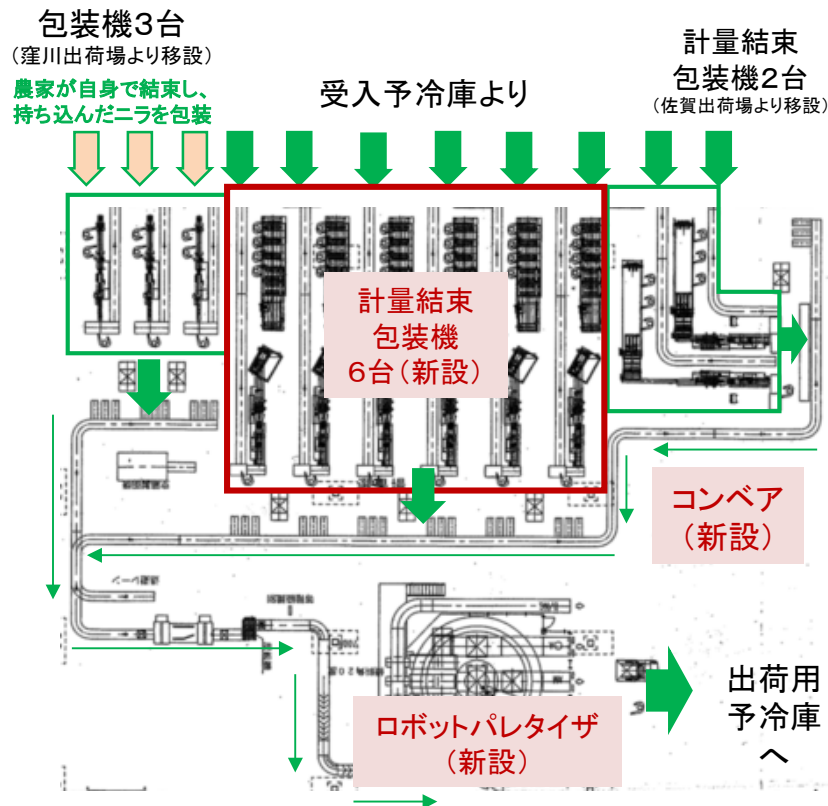
収穫 → 出荷調整作業(下葉、傷葉、古葉等の除去) → 計量・結束 → 包装 → 出荷

(整備後) 佐賀集出荷場(一部は出荷継続)

横持ち → 四万十新集出荷場

- ・四万十新集出荷場の整備により、計量・結束・包装作業の受入量を拡大し、佐賀からの横持ちも受け入れる。これまでの窪川野菜集出荷場はにら以外で使用する。
- ・佐賀集出荷場では主に出荷調整作業を行い、調整作業後のにらの約7割を四万十新集出荷場に横持ちする。

（参考）集出荷場のプラント部分の概要



令和4年度実績

整備事業

四万十町 にら集出荷施設

総事業費 **679,784千円**
国費 **295,356千円**

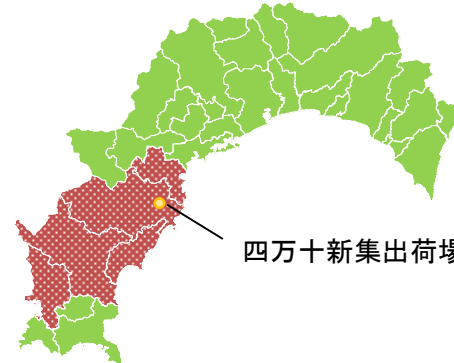
【集出荷貯蔵施設】

整備棟数：1棟
導入機器：予冷库2基、計量・結束・包装机6台
ロボットパレタイザ1台

整備面積：0.272ha

令和2年JA高知県が掲げた集出荷場再編構想の中でも最初の集出荷場。

これまで複数地区で同様の作業を行っていたが、出荷場を統合再編し、幡多地区では主に出荷調整作業を行い、四万十地区で計量・結束・包装作業を行うことで、全体の作業効率を高めるとともに契約取引量の増加を目指す。



四万十新集出荷場

強い農業づくり総合支援事業 受益地

※令和5年度に繰越し、6月15日しゅんぐ。

令和6年度成果見込み

※処理量及び利用率は上段に直近年(R3園芸年度)、下段内に5年前(H28園芸年度)

区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼働期間
窪川野菜集出荷場	にら 1,475t	1,584t (1,532t)	107% (104%)	包装作業 72円/kg	9月～8月
佐賀集出荷場	にら 361t ※出荷調整作業前の 計画処理量	934t (515t)	259% (143%)	出荷調整 ・計量結束 ・包装作業 201円/kg	9月～8月
場計	にら 1,836t	2,518t (2,046t)	137% (111%)		9月～8月
区分	対象品目、計画処理量	処理量	利用率	利用料金	稼働期間
四万十新集出荷場	にら 2,398t (佐賀集出荷場からの出荷調整 作業後の横持ち分778t含む)	2,398t	100%	計量結束 包装作業 126.4円/kg 包装作業 72円/kg	9月～8月
佐賀集出荷場	にら 1,111t ※出荷調整作業前の 計画処理量	1,111t		出荷調整作業 78円/kg	9月～8月
場計	にら 2,731t (参考:2,398+(1,111-778)=2,731)	2,731t	100%		9月～8月

現状
(令和2年)

目標
(令和6年)

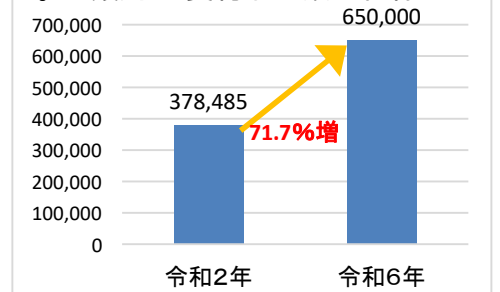
計量結束・包装作業を新集出荷場でまとめて行う

○再編計画の概要

類別b1 集出荷施設の利用率(処理量÷計画処理量)

現状値	目標値
(令和2年) 集出荷施設の利用率:137% (2,518,439kg/1,835,663kg)	(令和6年) 集出荷施設の利用率:100% (2,398,000kg/2,398,000kg)

(kg) 類別I6 契約取引数量目標



令和 5 年度

第 1 回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(2) 日本型直接支払の実施状況について

- 日本型直接支払
- 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況
- 多面的機能支払交付金の実施状況
- 中山間地域等直接支払交付金の実施状況

環境農業推進課
農業政策課

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を**支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

↑
多面的機能の
高度な発揮

環境保全型農業直接支払
2,841 (2,650) 百万円

生産方式
に着目

○自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

↑
多面的機能の
発揮

多面的機能支払
48,753 (48,652) 百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

○地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外来種駆除

【農地維持支払】

○多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払
26,500 (26,100) 百万円

対象地域
に着目

○中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

77-1 日本型直接支払のうち 多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算要求額 48,753 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,535 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

3. 多面的機能支払伴走支援事業 168 (一) 百万円

活動組織の体制強化や多様な人材の参画促進に向けて、都道府県、市町村等が行う活動組織への専門家の派遣、外部団体とのマッチング等に対して支援します。

<事業イメージ>

農地維持支払	資源向上支払
<ul style="list-style-type: none"> 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等 	<ul style="list-style-type: none"> 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等
 農地法面の草刈り	 水路の泥上げ
 農道の路面維持	 水路のひび割れ補修
	 農道の窪みの補修
	 ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

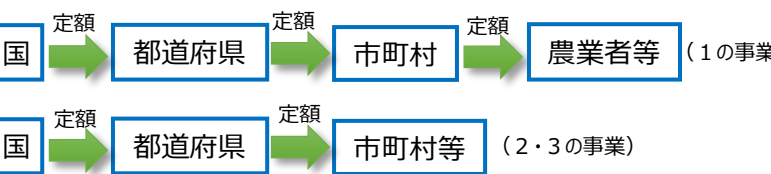
【5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用】
※1：②、③の資源向上支払は、
①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、
②に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

【加算措置】

(円/10a)

		項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田		400	320
		畑		240	80
		草地		40	20
水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)の推進	資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田		400	320

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算概算要求額 26,500 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金

26,200 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し**、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500

田：急傾斜 (傾斜：1/20)
21,000円/10a

畑：急傾斜 (傾斜：15度)
11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

【対象地域】中山間地域等

(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

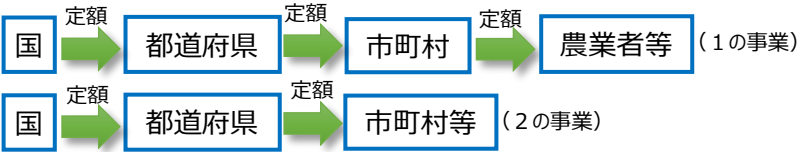
加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	
	3,000円 (地目にかかわらず)

2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

77-3 日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度予算概算要求額 2,841 (2,650) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

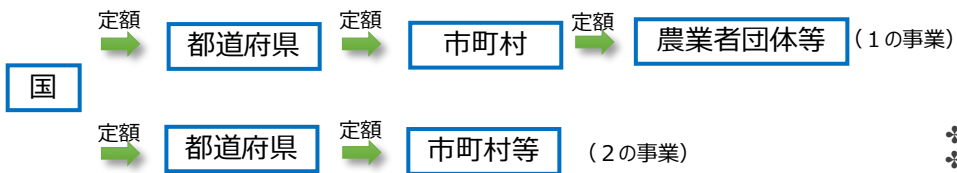
1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,737 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種注3)	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めものではありません。
 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
 ※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
 ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

令和 5 年 12 月 1 日

環境保全型農業直接支払交付金について

(環境農業推進課)

1. 背景・目的

日本型直接支払制度の 1 つとして実施（多面的機能支払・中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払）。地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い減化学肥料・農薬等の生産方式に取り組む農業者に対する支援を行うことで、営農活動による環境負荷を低減し、農業者が有する環境保全機能の向上を図る。

2. これまでの取組

(1) 支援内容

農業者が化学肥料・化学合成農薬を 5 割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動（高知県の取組は下表参照）に取り組む場合、取組面積に応じて支援する。

(2) 取組実績 実施市町村数：15（令和 4 年度）

取組内容		取組面積(ha)					交付金額(千円)				
		H30	R1	R2	R3	R4	H30	R1	R2	R3	R4
全国 共通	堆肥	11.87	9.17	10.94	14.46	14.23	522	404	481	636	626
	カバー cropping	17.49	16.80	15.41	33.56	31.59	1,399	1,344	925	2,014	1,895
	秋耕	-	-	-	-	30.34	-	-	-	-	243
	有機農業	101.33	101.99	106.04	109.83	119.05	8,106	8,159	12,728	13,235	14,342
地域 特認	冬期湛水	61.06	55.08	53.41	52.21	-	2,939	2,661	2,591	2,525	-
	土着天敵	0.56	0.56	-	-	-	45	45	-	-	-
合 計		192.31	183.60	185.80	210.06	195.21	13,012	12,612	16,725	18,409	17,106

全体の取組面積は横ばい状態にあるものの、有機農業は年々増加。

3. 課題

秋耕等、交付単価の低い取組は事務負担に対して単価が低いとの意見がある。現状の取組農業者が継続して取組を行うためにも事務負担の軽減は望ましい。

また取組を拡大していく上で、市町村の推進体制の整備は不可欠である。新たな市町村での取組拡大にあたっては農業者、そして市町村職員の理解を得られるように制度の周知に努める必要がある。

4. 今後の方針

高知県有機農業推進基本計画においては、2030 年までに有機 J A S 認定事業者における有機農業の取組面積及び環境保全型農業直接支援対策で支援の対象となる有機農業の取組面積を 408 ha に拡大することを目標に掲げている。近年、有機面積は増加傾向にあるが、更なる面積拡大へ向けて、本事業の取組を今後も継続して推進していく。

環境保全型農業直接支払交付金について

令和5年9月

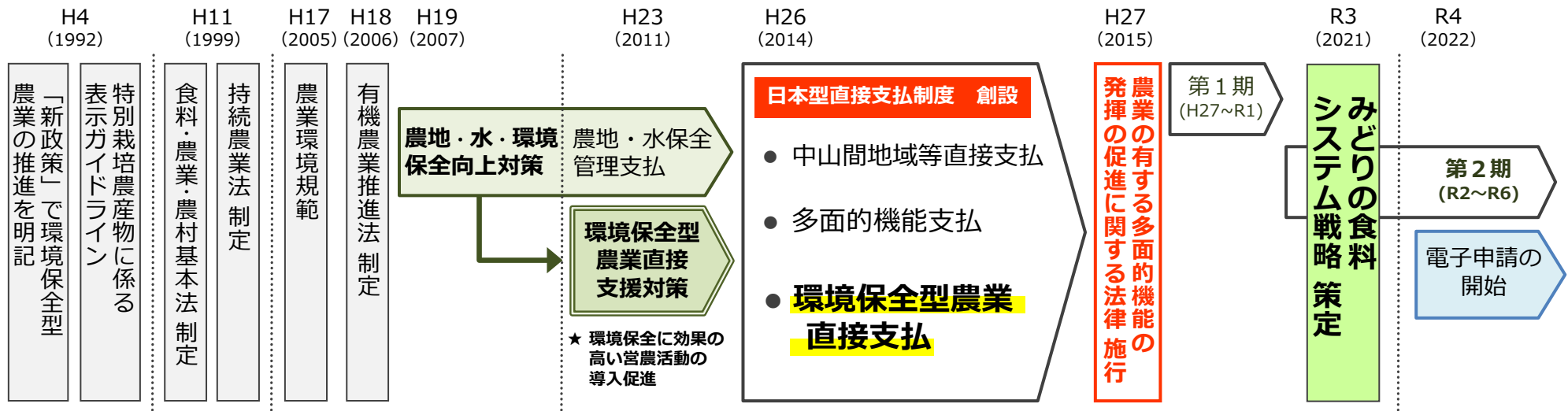
農林水産省

目次

1	環境保全型農業に係る施策の変遷	1
2	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要	2
3	日本型直接支払制度の概要	3
4	環境保全型農業直接支払交付金の制度の概要	4
5	対象となる農業生産活動等	5
6	支援対象農業者の要件、事業要件	6
7	交付ルート	7
8	対象者	8
9	環境保全型農業直接支払交付金の実施状況	9
10	第三者委員会による点検・評価①	10
11	第三者委員会による点検・評価②	11
	(参考) 環境保全型農業直接支払交付金 中間年評価結果	12

1 環境保全型農業に係る施策の変遷

- 平成19年度から開始した「農地・水・環境保全向上対策」において、**地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援**（環境支払）を開始。
- 平成23年度には、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中、農地・水・環境保全向上対策から環境支払を分離し、「環境保全型農業直接支援対策」を創設。**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援**を開始。
- 平成26年度に、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、中山間地域等直接支払、多面的機能支払及び本対策を「日本型直接支払制度」として位置付け。**平成27年度から、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施**。実施期間は5年間であり、令和2年度から第2期が開始。
- 令和3年度には、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定。



【食料・農業・農村基本計画】 (R2.3)

- **気候変動に対する緩和・適応策の推進**（抜粋）
堆肥の施用等地球温暖化防止等に効果の高い取組を推進するため、環境保全型農業直接支払制度において、支援取組の効果の評価を行い、より環境保全効果の高い取組への支援の重点化を図り、全体の質の向上と面的拡がりを両立させるほか堆肥・バイオ炭等の施用による炭素の貯留効果の分析等についての検討を行う。
- **生物多様性の保全及び利用**（抜粋）
生物多様性保全効果の見える化を通じ、有機農業や土着天敵の利用等、生物多様性保全に効果の高い取組を推進する。
- **多面的機能の発揮の促進**（抜粋）
農業の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動等への支援を行う日本型直接支払制度（多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度）について、構成する3制度の連携強化を図りつつ、集落内外の組織や非農家の住民と協力しながら、活動組織の広域化等や人材確保、省力化技術の導入を推進する。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要（平成26年6月）

基本理念

1. 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。
2. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、**地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきている**とともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該**共同活動の実施による各種の取組の推進**が図られなければならない。（第2条）

計画制度

1. 農林水産大臣による「**基本指針**」の策定（第4条）
2. 都道府県知事による「**基本方針**」の策定（第5条）
3. 市町村による「**促進計画**」の作成（第6条）
4. 農業者団体等による「**事業計画**」の作成・実施（第7条）

対象となる取組

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 1. 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 | 【 多面的機能支払 】（第3条第3項第1号） |
| イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 | （農地維持支払） |
| ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 | （資源向上支払） |
| 2. 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 | 【 中山間地域等直接支払 】（第3条第3項第2号） |
| 3. 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組 | 【 環境保全型農業直接支払 】（第3条第3項第3号） |

事業計画に記載された事業の実施に対する措置

国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）

3 日本型直接支払制度の概要

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しているが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要。

<制度の全体像>

※ 金額は、R5年度予算額（括弧内は、R4年度予算額）

↑ 高度な多面的機能の発揮

環境保全型農業直接支払
2,650 (2,650) 百万円

生産方式
に着目

- 自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、活動の追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

↑ 多面的機能の発揮

多面的機能支払
48,652 (48,702) 百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

- 地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援
 - ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・ 生態系保全などの農村環境保全活動
 - ・ 施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外来種駆除

【農地維持支払】

- 多面的機能を支える共同活動を支援
 - ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払
26,100 (26,100) 百万円

対象地域
に着目

- 中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進するため、農業生産条の不利を補正

- ・ 農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

4 環境保全型農業直接支払交付金の制度の概要

- 農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。
- 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動として、全国共通の取組のほか、地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を設定して支援の対象とする地域特認取組を都道府県の申請に基づき設定し、支援を実施。
- 有機農業に新たにに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援を実施。

対象となる取組

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組

+

地球温暖化防止に効果の高い営農活動

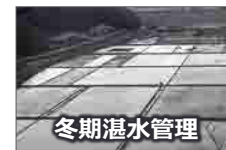


等

土壤中に炭素を貯留し、地球温暖化防止に貢献

+

生物多様性保全等に効果の高い営農活動



等

様々な生物を地域で育み、生物多様性保全に貢献

交付単価

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 ^{注)} に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

取組拡大加算

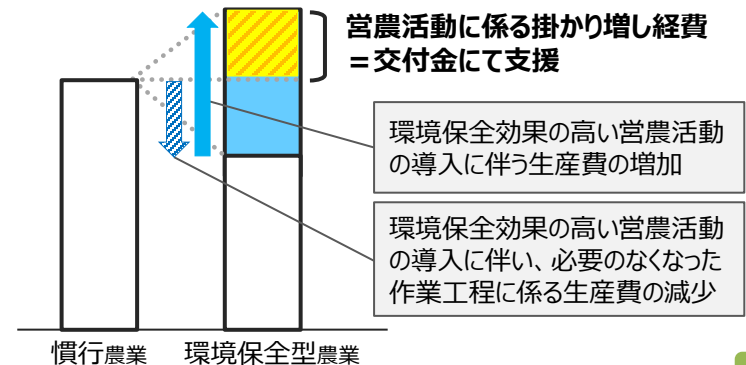
有機農業の栽培指導等によって増加した新規取組面積あたり
4,000円/10a

注) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。



本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付額が減額されることがあります。配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

❖ 交付単価は営農活動に係る「掛かり増し経費」に着目して設定



5 対象となる農業生産活動等

<全国共通取組>



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組。
国際水準の有機農業の実施が要件
※ 有機JAS認証の取得は必須ではありません
(そば等雑穀・飼料作物以外は12,000円/10a、
そば等雑穀・飼料作物は3,000円/10a)



堆肥の施用

主作物の栽培期間の前後のいずれかに堆肥を
施用する取組 ※R5年度から、CN比10以上で腐熟し
たものであれば、汚泥肥料や鶏ふん堆肥も対象となりま
す。(4,400円/10a 等)



カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバ
ークロップ(緑肥)を作付けする取組
(6,000円/10a)



リビングマルチ

主作物の畝間に緑肥を作付けする取組
(小麦・大麦等以外は5,400円/10a、
小麦・大麦等は3,200円/10a)



草生栽培

果樹又は茶の園地に緑肥を作付けする取組
(5,000円/10a)



不耕起播種

前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起す
る専用播種機によって播種を行う取組
(3,000円/10a)

★ 有機農業の加算措置について

有機農業における環境保全効果をさらに高めるため、土壌診断を実施すると
ともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれ
かに取り組む場合、2,000円/10aが加算されます。

※ そば等雑穀・飼料作物以外を主作物とするものに限りま



長期中干し

14日以上の中干しを実施する取組
(800円/10a)



秋耕

主作物の収穫後(秋季)に耕うんをする取組
(800円/10a)



例：冬期湛水管理※

地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、
都道府県が申請を行い、地域を限定して
支援の対象とする取組
(交付単価は都道府県が設定)

※ 鳥類の生育場所の確保等を目的に冬期間の水田に
水を張る取組



取組拡大加算

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定
着に向けた、技術指導等の活動

※指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、
申請年度に有機農業の取組(そば等雑穀、飼料作物以外
の取組に限る)を実施する必要があります。
(4,000円/10a)

6 支援対象農業者の要件、事業要件

<支援の対象となる農業者の要件>

販売を目的に生産を行っていること



みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産を実施していること

持続的な農業生産活動に関する研修の受講（以下のいずれか）

- ・ 地方公共団体等が主催する対面研修（GAP指導員等による研修）
- ・ 農林水産省が提供するオンライン研修

みどりのチェックシートに定められた持続可能な農業生産に係る取組の実施

- ・ 取組項目：化学合成農薬の使用量低減、化学肥料の使用量低減、温室効果ガス・廃棄物の排出削減、農作業安全
 - ・ 実施した取組について、みどりのチェックシートを用いて点検・提出
- ※各取組を行ったことを証明する書類等を必要に応じて保管



<事業要件>

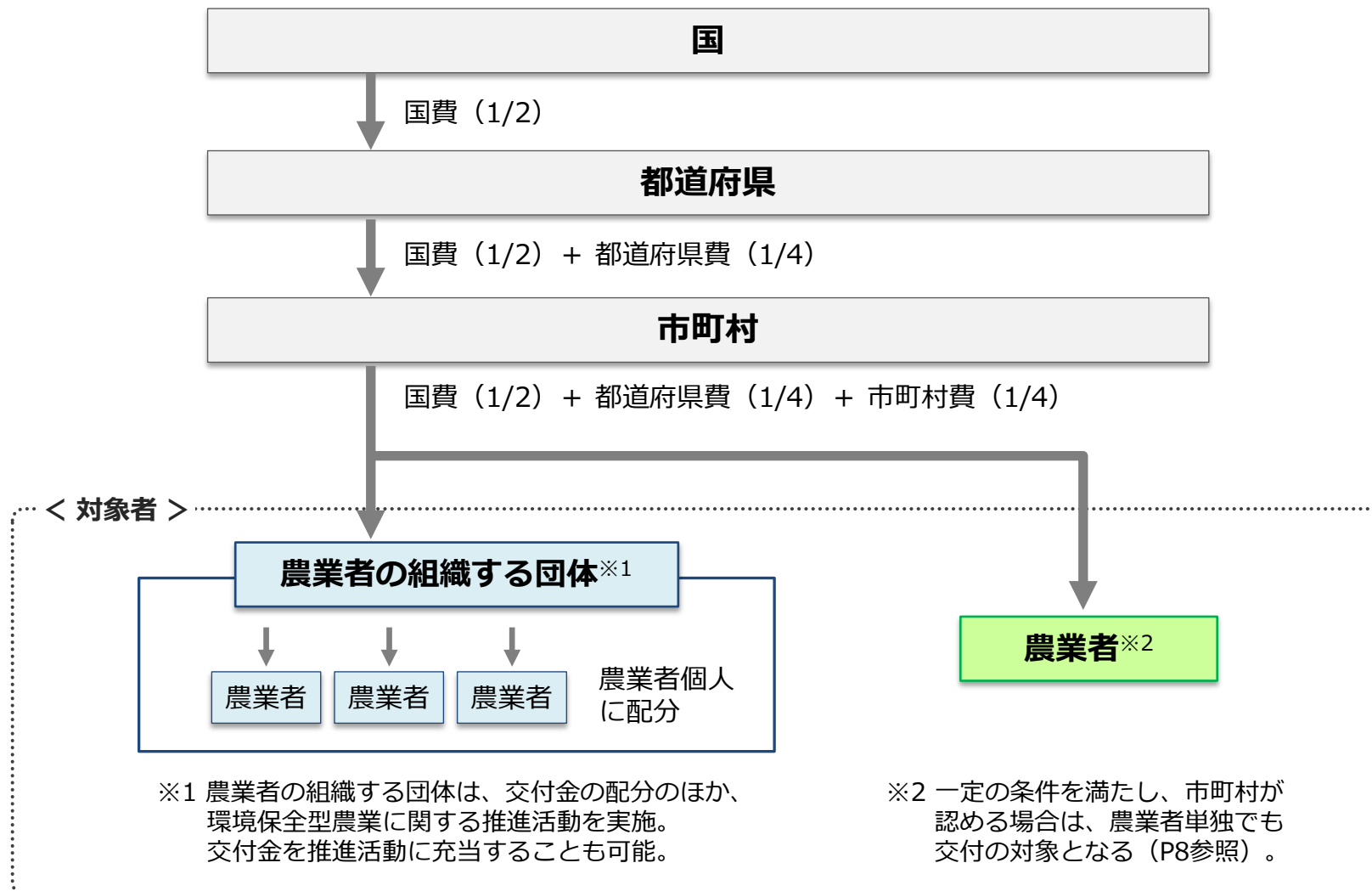
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（推進活動）を以下の①～⑫の中から1つ以上実施

- ① 技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布
- ② 実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査
- ③ 先駆的農業者等による技術指導
- ④ 自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施
- ⑤ ICTやロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組
- ⑥ 地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催
- ⑦ 土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定
- ⑧ 耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動を実施
- ⑨ 中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動を実施（農業者団体等の取組面積の過半が中山間地又は指定棚田地域の場合に限る。）
- ⑩ 農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用
- ⑪ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合
- ⑫ その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動の実施

多面法の基本理念に基づき、地域の農業者の連携等により環境保全型農業の普及推進を図ることを目的として事業要件を設定

7 交付ルート

- 環境保全型農業直接支払交付金の交付先は、農業者グループや多面的機能支払の活動組織等の「農業者の組織する団体」を基本とし、交付金はこれらの団体を通じて農業者個人に配分。
- このほか、「農業者の組織する団体」と同様の取組を実施する農業者として市町村が特に認める場合には、農業者単独で対象。



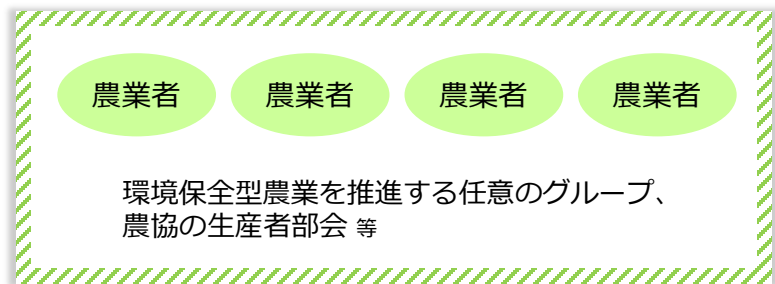
8 対象者

1. 農業者の組織する団体

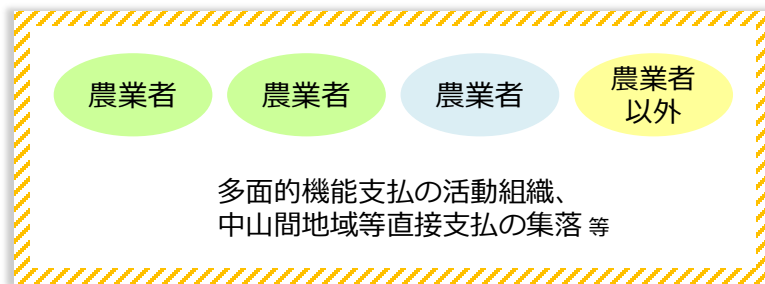
複数の農業者、又は複数の農業者及び地域住民等の地域の実情に応じた者によって構成される任意組織が対象となる。同一の団体の中に、対象活動に取り組む農業者が2名以上いることが必要。

農業者の組織する団体の例

【対象活動に取り組む農業者で構成】



【対象活動に取り組む農業者以外の者を含めて構成】



農業者 は、対象活動に取り組む農業者

農業者 は、対象活動に取り組んでいない農業者

2. 一定の条件を満たす農業者

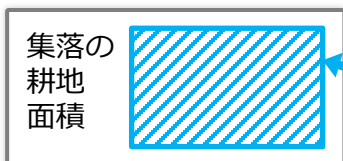
以下の①～②のいずれかに該当する事業者であって、市町村が特に認める場合、対象となる。

①

集落の耕地面積の一定割合以上の農地において、対象活動を行う農業者

- 対象活動の取組面積が、**自身の耕作する農業集落の耕地面積の概ね1/2以上となる農業者**
- 同一市町村内の対象活動の取組面積が、**全国の農業集落の平均耕地面積の概ね1/2以上となる農業者**

※ 土地利用型作物以外については2割以上

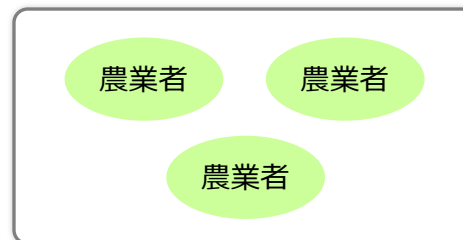


農業者が対象活動を行う面積

②

複数の農業者で構成される法人

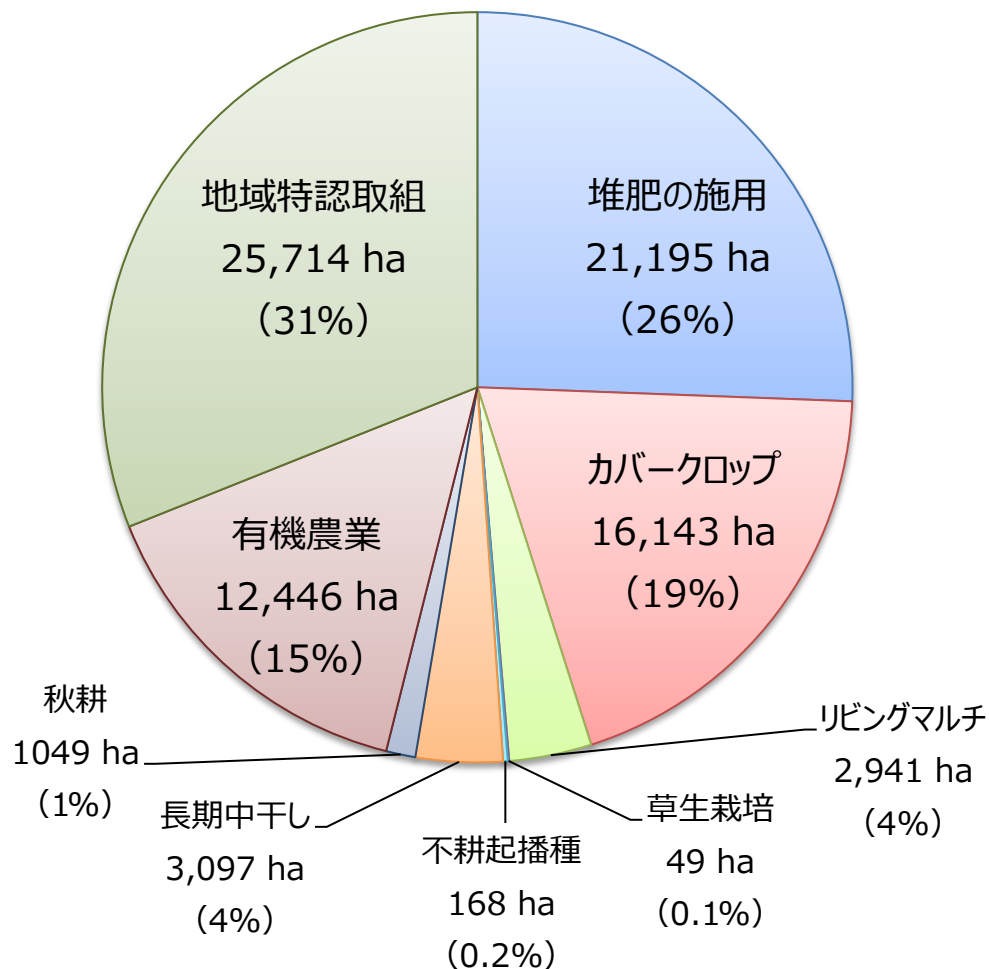
〇〇農事組合法人等、**複数の農業者で構成される法人**（農業協同組合を除く）



9 環境保全型農業直接支払交付金の実施状況

- 令和4年度の環境保全型農業直接支払交付金の実施面積は約8.3万ha。
- 平成30年度は、複数取組支援の廃止や天候不順等により、取組面積は平成29年度と比較して約9,600ha減少したが、令和元年度以降、実施面積は増加している。

支援対象取組別の実施面積割合（令和4年度）



実施件数、実施市町村件数、実施面積、交付金額

	実施件数	実施市町村数	実施面積 (ha)	交付金額 (百万円)
令和4年度	3,163	852	82,803	4,604
令和3年度	3,144	846	81,743	4,502
令和2年度	3,155	841	80,789	4,451
令和元年度	3,479	887	79,839	4,543
平成30年度	3,609	885	79,465	4,514
平成29年度	3,822	899	89,082 うち2取組目 6,852 ha	4,587
平成28年度	3,740	888	84,566 うち2取組目 6,539 ha	4,578
平成27年度	4,081	872	74,180 うち2取組目 6,389 ha	4,213

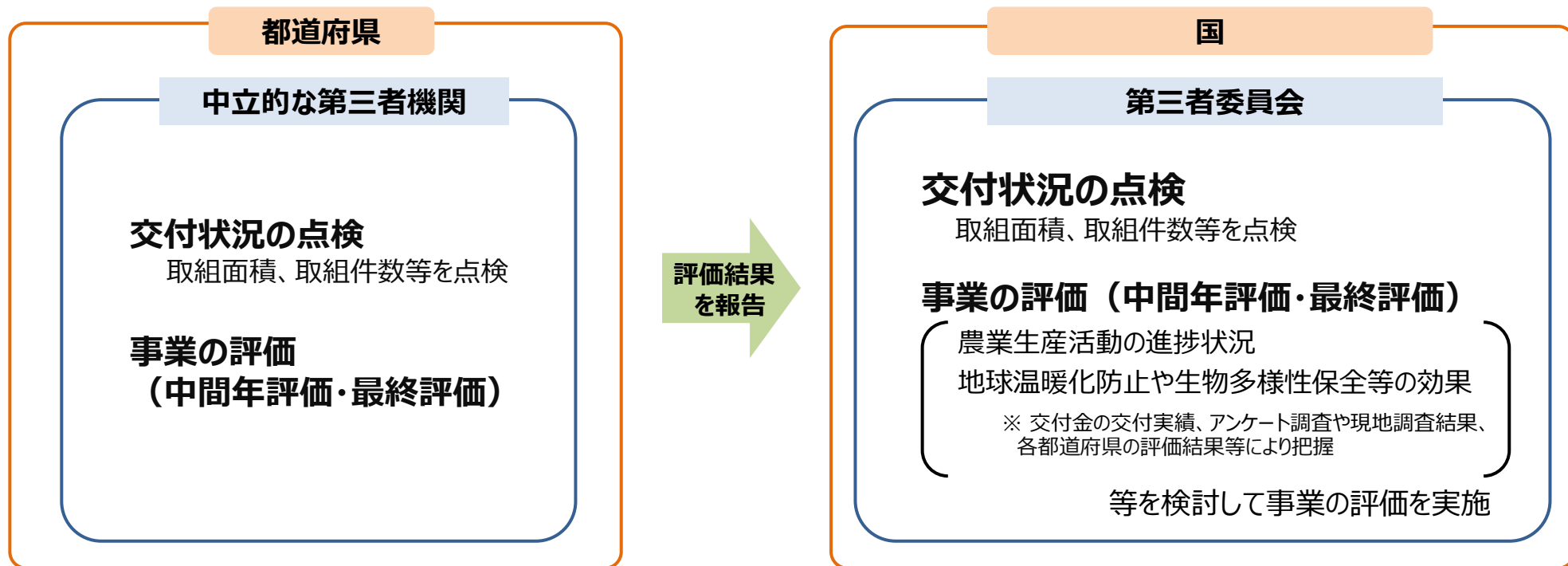
(参考) 前身事業：環境保全型農業直接支援対策

平成26年度	15,920	931	57,744	3,396
平成25年度	15,240	918	51,114	3,082
平成24年度	12,985	885	41,439	2,996
平成23年度	6,622	773	17,009	1,331

※ 交付金額は、国と地方公共団体が交付した額の合計
(交付割合 国：地方公共団体 = 1 : 1)

10 第三者委員会による点検・評価①

- 国及び都道府県は、交付等要綱に基づき、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置。
- 国は、都道府県における評価結果の報告を受け、第三者委員会において農業者団体等による農業生産活動の進捗状況、地球温暖化防止や生物多様性保全等の効果等を検討し、事業の評価を実施。



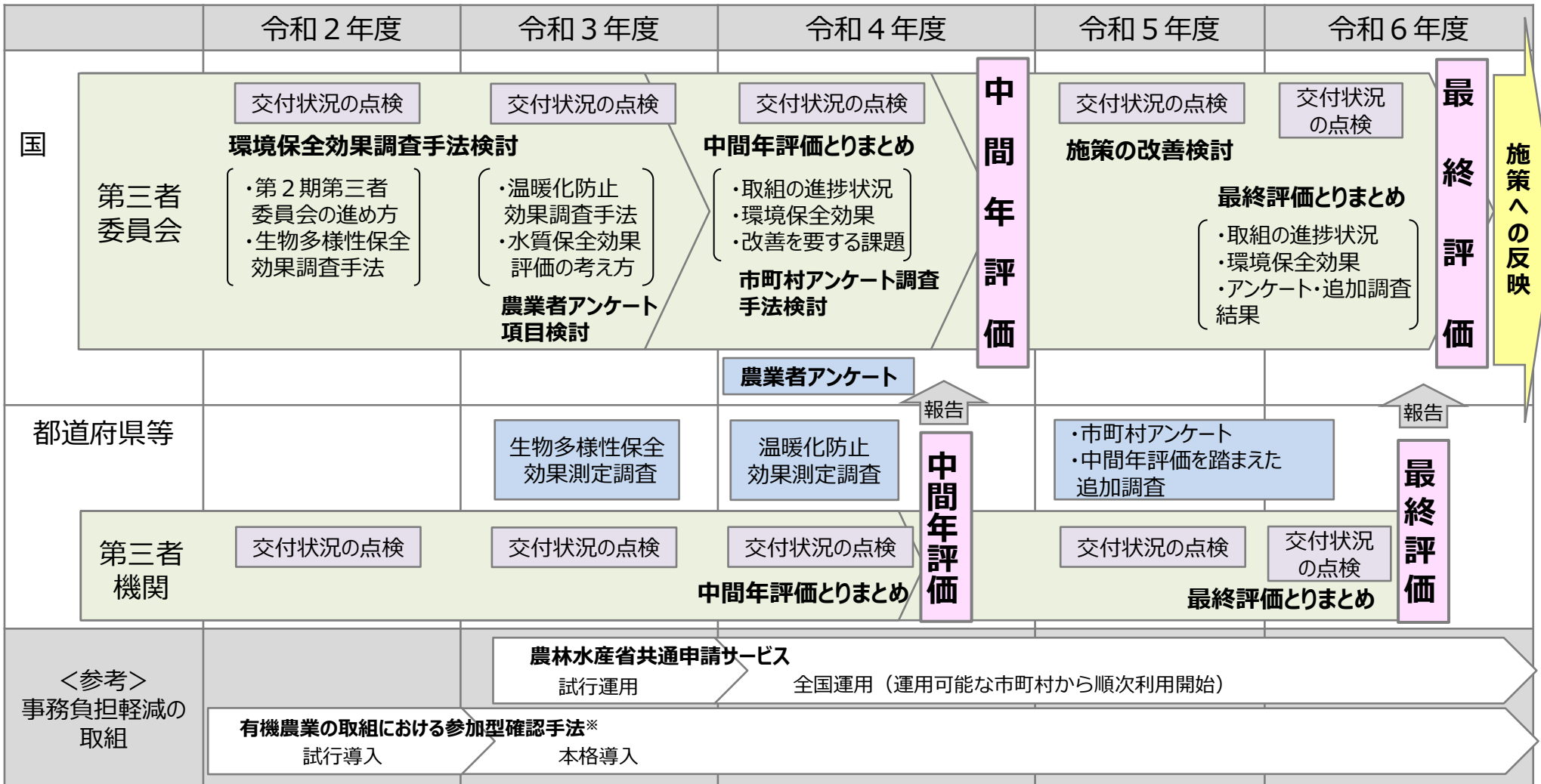
環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（該当部分）

第6 実施体制

- 1 国は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう都道府県に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。
- 2 都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

11 第三者委員会による点検・評価②

- 環境保全型農業直接支払交付金の取組が計画的かつ効果的に推進されるよう、交付状況の点検や効果の評価を行い、制度に反映。
- 都道府県による中間年評価や最終評価を踏まえ、国は令和4年度に中間年評価、令和6年度に最終評価を実施。



※ 令和2年度より有機農業の要件が国際水準に変更になったことに伴い、現地確認が原則必須となったことから、市町村の判断によって農業者同士での現地確認を認める手法のこと

(参考) 環境保全型農業直接支払交付金 中間年評価結果

○「環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会」において、中間年評価を取りまとめた。(令和5年3月29日公表)

地球温暖化防止効果の評価

対象取組の種類	調査件数	単位当たり		令和3年度 実施面積 (ha)	温室効果ガス 削減量 (tCO ₂ /年)	
		温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /ha/年)				
全国共通取組	有機農業	237	1.04	11,610	12,074	
	堆肥の施用	182	2.42	20,284	49,087	
	カバークロープ	167	2.14	16,867	36,095	
	リピングマルチ	19	1.45	2,866	4,156	
	草生栽培	15	1.22	66	80	
	不耕起播種	7	1.80	269	485	
	長期中干し	21	3.33	3,324	11,053	
	秋耕	22	8.99	884	7,941	
	地域特認取組	敷草用半自然草地の育成管理	1	1.33	1	2
交信攪乱剤+雑草草生栽培		3	2.52	28	70	
炭の投入		19	1.31	183	240	
緩効性+省耕起		3	緩効性	0.5	6	3
			省耕起	0.19		1
緩効性+長期中干し		6	1.26	5,045	6,357	
IPM+長期中干し		14	1.53	6,669	10,228	
IPM+秋耕	25	6.87	2,470	16,968		

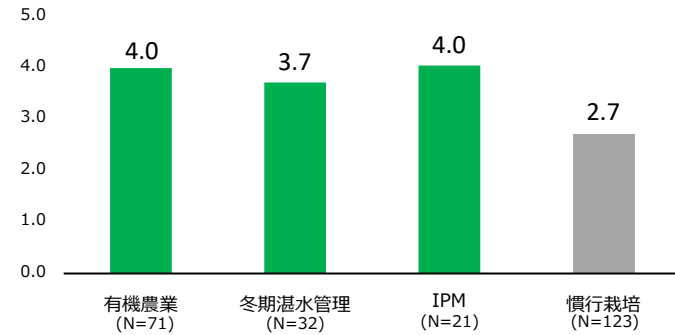
※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計は一致しません。

※「長期中干し」及び「秋耕」の取組は、地域ごとの削減量を面積で割り戻した値です。

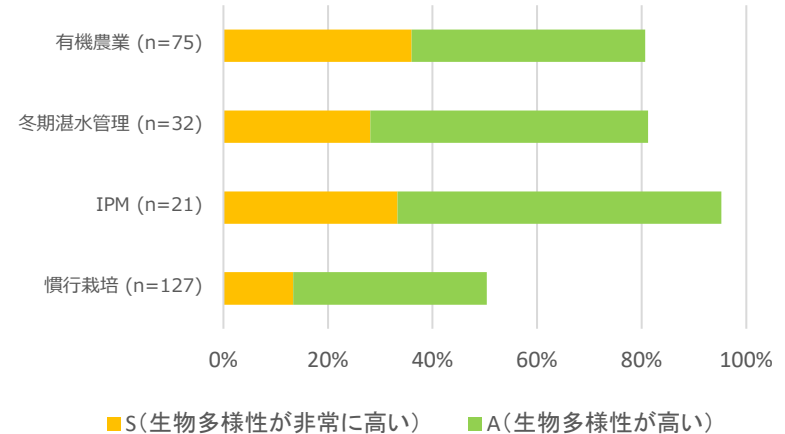
計 **154,837**
tCO₂/年

生物多様性保全効果の評価

● 指標生物スコア



● 指標生物スコアに基づく生物多様性総合評価



※「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」(農研機構)を用いて、指標生物の現地調査を実施。

令和4年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況（高知県）

	実施件数 (件)	実施面積 (ha)	支援対象取組別									作物区分別					取組拡大加 算(ha) (※ 5)	交付額 (千円)
			堆肥の 施用	カバー クロープ	リビング マルチ	草生栽培	不耕起 播種	長期中干し	秋耕	有機農業	地域 特認取組	水稲	麦・豆類	いも・ 野菜類	果樹・茶	花き・ その他		
高知県	31	195	14	32	-	-	-	-	30	119	-	116	1	23	54	0	0	17,106
1 高知市	4	48	-	16	-	-	-	-	30	2	-	47	0	1	0	-	-	1,455
2 南国市	4	6	-	2	-	-	-	-	-	5	-	2	-	4	-	-	-	697
3 須崎市	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	168
4 土佐清水市	1	13	-	13	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	-	-	809
5 四万十市	3	35	-	1	-	-	-	-	-	34	-	33	-	0	3	-	-	4,185
6 香美市	3	10	-	-	-	-	-	-	-	10	-	0	-	9	1	-	-	1,212
7 安田町	1	9	-	-	-	-	-	-	-	9	-	-	-	-	9	-	-	1,034
8 北川村	1	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	2	-	-	233
9 馬路村	1	39	-	-	-	-	-	-	-	39	-	-	-	-	39	-	-	4,681
10 本山市	1	0	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	0	-	47
11 土佐町	1	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	180
12 中土佐町	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	127
13 佐川町	2	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	433
14 四万十町	6	22	14	-	-	-	-	-	-	8	-	14	-	8	-	-	-	1,596
15 黒潮町	1	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	-	1	-	-	-	249
①令和3年度 実績 (※1)	30	210	14	34	-	-	-	-	-	110	52	133	1	22	54	0		
前年度との差	1	-15	-0	-2	-	-	-	-	30	9	-52	-16	-0	1	1	0	0	17,106

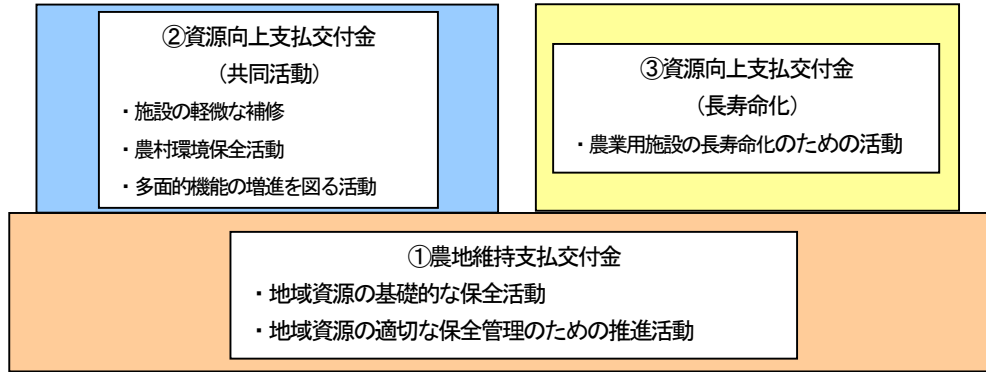
多面的機能支払交付金に係る制度の概要について

1 背景・目的

- 「日本型直接支払制度」(H27年度法制化)の1つとして実施。
(多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金)
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動組織に対し交付金を交付する。

2 概要

(1) 交付金の構成



※中山間地域等直接支払に取り組んでいる地域については、資源向上支払(長寿命化)のみに取り組むことが可能

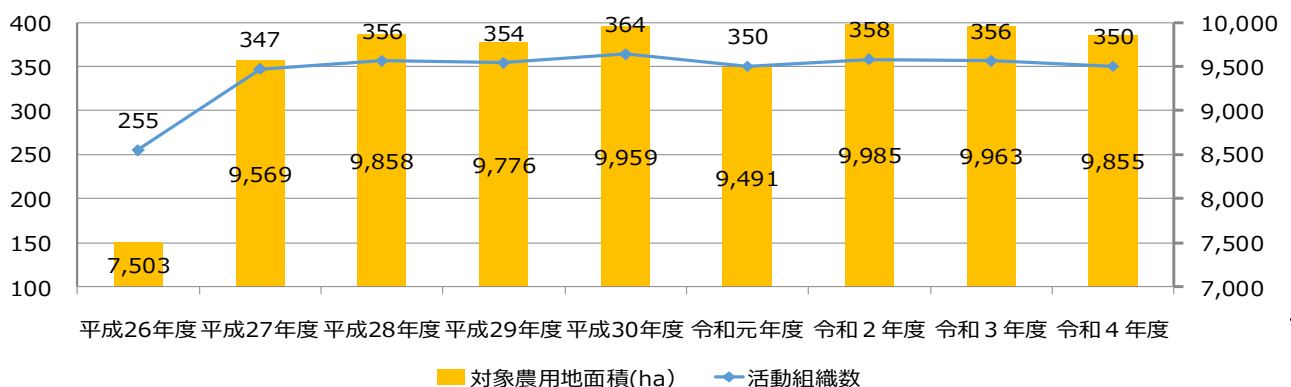
(2) 交付単価、活動内容等

区分	地目	交付単価(10a当たり)	活動内容	活動組織の要件
①農地維持支払交付金	田	3,000円	基礎的保全活動(水路の泥上げ、農道の草刈り等)、地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	250円		
②資源向上支払交付金 (共同活動)	田	2,400円	施設の軽微な補修や農村環境保全活動、多面的機能の増進等を支援	非農業者の参加が要件
	畑	1,440円		
	草地	240円		
③資源向上支払交付金 (長寿命化)	田	4,400円	施設の長寿命化のための活動 (まとまった規模の施設の補修・更新等) 原則工事1件当たりの費用は200万円未満	農業者のみでもOK
	畑	2,000円		
	草地	400円		
④資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)	—	40,000円/組織~	組織の広域化・体制強化を支援	—

(3) 活動組織数、交付金対象農用地面積

区分	令和元年度実績		令和2年度実績		令和3年度実績		令和4年度実績		R4/R3 面積比
	組織数	(ha)	組織数	(ha)	組織数	(ha)	組織数	(ha)	
①農地維持支払交付金	333	9,211	336	9,603	336	9,607	332	9,506	99%
②資源向上支払交付金(共同活動)	232	6,713	237	7,047	235	7,034	233	6,958	99%
③資源向上支払交付金(長寿命化)	243	7,629	253	8,042	245	7,952	245	7,947	100%
④資源向上支払交付金 (組織の広域化・体制強化)	—	—	1	48	1	48	1	48	—
合計	350	9,491	358	9,985	356	9,963	350	9,855	99%

<多面的機能支払交付金の活動組織数と対象農用地面積の推移>



令和4年度の高知県における活動実績

1 活動組織の構成 (取組組織数:350組織)

	農業者 (人、団体)					農業者以外 (人、団体)									
	個人	団体				個人	団体								
		農事組合法人	営農組合	その他	計		自治会	女性会	子供会	土地改良区	JA	学校・PTA	NPO	その他	計
全体	15,021	30	33	85	148	2,405	285	43	15	19	11	36	5	238	652
1組織あたり平均	42.9				0.4	6.9									1.9

地区の消防団や任意の組織で、「〇〇地区の未来を考える会」「〇〇地区老人クラブ」、老人会など

2 保全管理する施設 (取組組織数:350組織)

	水路(km)	農道(km)	ため池(箇所)
全体	3,183	1,802	112
1組織あたり平均	9.1	5.1	0.3

3 資源向上支払交付金(共同活動)の農村環境保全活動の実施状況 (取組組織数:233組織)

テーマ	生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	水田貯留・地下水かん養	資源循環	計
実践活動の選択数	35	20	279	4	1	339

4 資源向上支払交付金(共同活動)の多面的機能の増進を図る活動の実施状況 (取組組織数:201組織)

活動項目	遊休農地の有効活用	鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	地域住民による直営施工	防災・減災力の強化	農村環境保全活動の幅広い展開	やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	広報活動	計
活動項目の選択数	20	86	93	1	31	4	1	52	288

5 交付金の収支実績 (取組組織数:350組織)

収入の部(円)							支出の部(円)							
前年度からの持越額(農地維持+共同活動)	前年度からの持越額(長寿命化)	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金(共同)	資源向上支払交付金(長寿命化)	利子等	合計	日当	購入・リース費	外注費	その他	返還	次年度への持越額(農地維持+共同活動)	次年度への持越額(長寿命化)	合計
134,073,324	120,662,297	276,248,725	122,099,110	228,890,035	6,788,447	888,761,938	229,563,982	113,964,859	227,301,486	44,246,921	9,861,487	146,228,622	117,594,581	888,761,938

多面的機能支払交付金 R4実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	農地維持支払交付金							
		実施市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R4 交付金額 (千円)	R4 県交付金額 (負担額) (千円)	
				田	畑	草地			
安芸	室戸市	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	4,730	1,183
	安芸市	○	8	565.1	532.4	32.7		16,625	4,156
	東洋町	○	1	63.3	63.3			1,898	474
	奈半利町	○	5	86.6	78.3	8.3		2,516	629
	田野町	○	1	26.6	26.6			797	199
	安田町	○	7	135.1	131.3	3.8		4,016	1,004
	北川村	○	1	35.3	24.1	11.3		948	237
	馬路村	○	1	9.0	3.3	5.8		214	53
	芸西村	○	6	111.1	110.3	0.8		3,324	831
小計	9	37	1,203.9	1,100.8	102.0	1.1	35,067	8,767	
中央東	南国市	○	28	1,060.3	1,036.7	23.5		31,572	7,893
	香南市	○	10	277.6	226.3	51.4		7,815	1,954
	香美市	○	25	524.2	482.2	41.4	0.6	15,296	3,824
	本山町	○	1	195.4	182.7	12.7		5,735	1,434
	大豊町	○	1	88.9	49.1	39.9		2,269	567
	土佐町	○	9	187.8	179.5	8.3		5,551	1,388
	大川村								
小計	6	74	2,334.2	2,156.5	177.1	0.6	68,238	17,059	
中央西	高知市	○	8	470.2	443.4	26.8		13,837	3,459
	土佐市	○	3	87.7	70.0	17.7		2,454	614
	いの町	○	1	14.5	5.5	9.0		346	87
	佐川町	○	13	251.2	243.2	8.0		7,456	1,864
	越知町	○	19	179.4	64.6	114.9		4,234	1,059
	仁淀川町								
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6		3,808	952
小計	6	45	1,130.2	953.2	177.0		32,135	8,034	
須崎	須崎市	○	5	125.7	123.2	2.5		3,747	937
	中土佐町	○	4	67.9	65.0	2.9		2,007	502
	四万十町	○	43	1,686.4	1,610.1	76.3		49,830	12,457
	橋原町								
	津野町	○	14	125.3	69.3	55.9		3,199	800
小計	4	66	2,005.3	1,867.7	137.6		58,782	14,696	
幡多	四万十市	○	49	1,237.2	1,104.0	133.2		35,783	8,946
	宿毛市	○	15	563.4	552.0	11.4		16,788	4,197
	土佐清水市	○	13	354.4	327.4	27.0		10,361	2,590
	黒潮町	○	17	342.1	247.7	94.4		9,318	2,330
	大月町	○	3	55.7	48.1	7.7		1,595	399
	三原村	○	13	279.4	259.3	20.1		8,181	2,045
小計	6	110	2,832.1	2,538.4	293.7		82,026	20,507	
合計	31	332	9,505.7	8,616.5	887.5	1.7	276,249	69,062	

多面的機能支払交付金 R4実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	農地維持支払交付金								資源向上支払交付金(共同)							
		実施市町村	実施地区数	対象農用地(ha)			R4 交付金額 (千円)	R4 県交付金 額 (負担額) (千円)	実施市町村	実施地区数	対象農用地(ha)			R4 交付金額 (千円)	R4 県交付金 額 (負担額) (千円)		
				田	畑	草地					田	畑	草地				
安芸	室戸市	○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	4,730	1,183	○	7	171.8	130.8	40.0	1.1	2,507	627
	安芸市	○	8	565.1	532.4	32.7		16,625	4,156	○	4	210.4	195.6	14.8		3,680	920
	東洋町	○	1	63.3	63.3			1,898	474								
	奈半利町	○	5	86.6	78.3	8.3		2,516	629	○	1	55.0	54.3	0.7		821	205
	田野町	○	1	26.6	26.6			797	199								
	安田町	○	7	135.1	131.3	3.8		4,016	1,004								
	北川村	○	1	35.3	24.1	11.3		948	237	○	1	35.3	22.8	12.5		546	136
	馬路村	○	1	9.0	3.3	5.8		214	53	○	1	9.0	3.3	5.8		121	30
	芸西村	○	6	111.1	110.3	0.8		3,324	831	○	6	111.1	110.3	0.8		1,661	415
小計	9	37	1,203.9	1,100.8	102.0	1.1	35,067	8,767	6	20	592.6	517.1	74.5	1.1	9,337	2,334	
中央東	南国市	○	28	1,060.3	1,036.7	23.5		31,572	7,893	○	28	1,060.3	1,036.7	23.5		18,685	4,671
	香南市	○	10	277.6	226.3	51.4		7,815	1,954	○	10	277.6	226.3	51.4		5,243	1,311
	香美市	○	25	524.2	482.2	41.4	0.6	15,296	3,824	○	25	524.2	479.2	44.4	0.6	9,480	2,370
	本山町	○	1	195.4	182.7	12.7		5,735	1,434	○	1	195.4	182.7	12.7		3,997	999
	大豊町	○	1	88.9	49.1	39.9		2,269	567								
	土佐町	○	9	187.8	179.5	8.3		5,551	1,388	○	8	177.2	169.0	8.2		3,131	783
	大川村																
小計	6	74	2,334.2	2,156.5	177.1	0.6	68,238	17,059	5	72	2,234.7	2,093.9	140.2	0.6	40,536	10,134	
中央西	高知市	○	8	470.2	443.4	26.8		13,837	3,459	○	6	374.7	355.4	19.2		6,989	1,747
	土佐市	○	3	87.7	70.0	17.7		2,454	614	○	3	87.7	70.0	17.7		1,451	363
	いの町	○	1	14.5	5.5	9.0		346	87								
	佐川町	○	13	251.2	243.2	8.0		7,456	1,864	○	8	201.8	195.6	6.2		3,662	916
	越知町	○	19	179.4	64.6	114.9		4,234	1,059	○	5	54.6	6.0	48.7		633	158
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6		3,808	952	○	1	127.1	126.5	0.6		2,284	571
小計	6	45	1,130.2	953.2	177.0		32,135	8,034	5	23	845.9	753.5	92.4		15,019	3,755	
須崎	須崎市	○	5	125.7	123.2	2.5		3,747	937	○	4	114.2	111.9	2.2		1,861	465
	中土佐町	○	4	67.9	65.0	2.9		2,007	502	○	2	28.9	28.4	0.4		430	108
	四万十町	○	43	1,686.4	1,610.1	76.3		49,830	12,457	○	12	434.4	430.3	4.1		7,790	1,947
	梶原町																
	津野町	○	14	125.3	69.3	55.9		3,199	800								
小計	4	66	2,005.3	1,867.7	137.6		58,782	14,696	3	18	577.4	570.7	6.7		10,081	2,520	
幡多	四万十市	○	49	1,237.2	1,104.0	133.2		35,783	8,946	○	39	1,112.8	987.5	125.3		19,009	4,752
	宿毛市	○	15	563.4	552.0	11.4		16,788	4,197	○	15	563.2	551.6	11.6		10,421	2,605
	土佐清水市	○	13	354.4	327.4	27.0		10,361	2,590	○	13	354.4	327.4	27.0		6,207	1,552
	黒潮町	○	17	342.1	247.7	94.4		9,318	2,330	○	17	342.1	247.7	94.4		5,466	1,366
	大月町	○	3	55.7	48.1	7.7		1,595	399	○	3	55.7	48.1	7.7		1,190	298
	三原村	○	13	279.4	259.3	20.1		8,181	2,045	○	13	279.4	257.2	22.2		4,793	1,198
小計	6	110	2,832.1	2,538.4	293.7		82,026	20,507	6	100	2,707.5	2,419.3	288.2		47,087	11,772	
合計	31	332	9,505.7	8,616.5	887.5	1.7	276,249	69,062	25	233	6,958.1	6,354.5	602.0	1.7	122,059	30,515	

多面的機能支払交付金 R4実施状況一覧表

※10a単位で四捨五入のため実数値とは合致しません

農業振興 センター 管内	市町村名	資源向上支払交付金(長寿命化)							合 計								
		実施 市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R4 交付金額 (千円)	R4 県交付金額 (負担額) (千円)	実施 市 町村	実施 地区数	対象農用地(ha)			R4 交付金額 (千円)	R4 県交付金額 (負担額) (千円)		
				田	畑	草地					田	畑	草地				
安芸	室戸市							○	7	171.8	131.3	39.5	1.1	7,238	1,809		
	安芸市	○	7	551.3	522.2	29.1	15,992	3,998	○	8	565.1	532.4	32.7	36,297	9,074		
	東洋町	○	1	63.3	63.3		1,889	472	○	1	63.3	63.3		3,787	947		
	奈半利町	○	1	10.2	7.0	3.2	209	52	○	5	86.6	78.3	8.3	3,546	887		
	田野町	○	1	26.6	26.6		794	198	○	1	26.6	26.6		1,591	398		
	安田町								○	7	135.1	131.3	3.8	4,016	1,004		
	北川村	○	1	35.3	22.8	12.5	851	213	○	1	35.3	24.1	11.3	2,345	586		
	馬路村								○	1	9.0	3.3	5.8	335	84		
	芸西村								○	6	111.1	110.3	0.8	4,985	1,246		
小計		5	11	686.6	641.8	44.8	19,736	4,934	9	37	1,203.9	1,100.8	102.0	1.1	64,140	16,035	
中央東	南国市	○	25	935.7	913.5	22.2	27,360	6,840	○	29	1,065.7	1,041.1	24.6	77,618	19,404		
	香南市	○	6	166.1	138.5	27.5	4,512	1,128	○	10	277.6	226.3	51.4	17,569	4,392		
	香美市	○	21	394.0	359.9	33.6	0.6	11,207	2,802	○	25	524.2	482.2	41.4	0.6	35,983	8,996
	本山町	○	1	195.4	182.7	12.7		5,629	1,407	○	1	195.4	182.7	12.7	15,361	3,840	
	大豊町								○	1	88.9	49.1	39.9	2,269	567		
	土佐町	○	5	108.8	98.4	7.4	3.0	4,490	762	○	11	257.2	242.6	14.6	13,172	2,933	
	大川村																
小計		5	58	1,799.9	1,693.0	103.4	3.6	53,197	12,939	6	77	2,409.0	2,223.9	184.5	0.6	161,971	40,132
中央西	高知市	○	8	463.8	440.1	23.7	13,467	3,367	○	8	470.2	443.4	26.8	34,293	8,573		
	土佐市	○	3	87.7	70.0	17.7	2,331	583	○	3	87.7	70.0	17.7	6,237	1,559		
	いの町								○	1	14.5	5.5	9.0	346	87		
	佐川町	○	11	224.9	218.1	6.9	6,608	1,652	○	13	251.2	243.2	8.0	17,725	4,431		
	越知町	○	4	67.2	21.8	45.4	1,267	317	○	19	179.4	64.6	114.9	6,135	1,534		
	仁淀川町																
	日高村	○	1	127.1	126.5	0.6	3,787	947	○	1	127.1	126.5	0.6	9,879	2,470		
小計		5	27	970.8	876.5	94.3		27,460	6,865	6	45	1,130.2	953.2	177.0		74,615	18,654
須崎	須崎市								○	5	125.7	123.2	2.5	5,608	1,402		
	中土佐町								○	4	67.9	65.0	2.9	2,437	609		
	四万十町	○	38	1,630.8	1,557.2	73.7	47,486	11,871	○	43	1,686.4	1,610.1	76.3	105,106	26,276		
	梶原町	○	6	130.3	95.1	35.3	3,318	830	○	6	130.3	95.1	35.3	3,318	830		
	津野町								○	14	125.3	69.3	55.9	3,199	800		
小計		2	44	1,761.2	1,652.2	108.9		50,804	12,701	5	72	2,135.6	1,962.7	172.9		119,667	29,917
幡多	四万十市	○	51	1,282.1	1,142.4	139.7	35,942	8,986	○	59	1,383.0	1,233.0	150.0	90,734	22,684		
	宿毛市	○	14	554.8	543.2	11.6	16,383	4,096	○	15	563.4	552.0	11.4	43,592	10,898		
	土佐清水市	○	13	354.4	327.4	27.0	10,145	2,536	○	13	354.4	327.4	27.0	26,714	6,678		
	黒潮町	○	14	286.9	208.9	77.9	7,299	1,825	○	17	342.1	247.7	94.4	22,123	5,531		
	大月町								○	3	55.7	48.1	7.7	2,785	696		
	三原村	○	13	279.4	257.2	22.2	7,922	1,980	○	13	279.4	259.3	20.1	20,896	5,224		
小計		5	105	2,757.5	2,479.1	278.4		77,692	19,423	6	120	2,977.9	2,667.4	310.5		206,844	51,711
合 計		22	245	7,976.0	7,342.6	629.9	3.6	228,890	56,862	32	351	9,856.6	8,908.0	947.0	1.7	627,238	156,449

令和4年度

中山間地域等直接支払交付金の実施状況

令和5年12月

農業政策課

～目次～

1	交付市町村数	1
2	協定数	1
	(1) 集落協定	
3	交付面積	2
	(1) 協定別の交付面積	
	(2) 地目別の交付面積	
	(3) 交付基準別の交付面積	
	(4) 加算措置への取組	
4	交付総額	6
5	協定の概要	7
	(1) 1集落協定当たりの参加者数・交付面積・交付金額等	
	(2) 協定の規模分布	
	(3) 協定参加者等の状況	
6	集落協定の内容	9
	(1) 協定に定める活動内容等	
	(2) 交付金の配分割合	
	(3) 共同取組活動に配分された交付金の用途	
	(参考1)	
	高知県における中山間地域等直接支払制度の実施状況 (H12～R4)	14
	(参考2)	
	市町村別の実施状況データ	15
	(参考3)	
	多面的機能支払交付金 (農地維持支払) ・中山間地域等直接支払制度 における面積カバー率	18

1 交付市町村数

協定を締結する上での指針となる促進計画（※）は34市町村全てが策定している。うち、協定を締結した集落等に対し交付金を交付した市町村は31市町村であり、促進計画を策定した市町村に占める割合は91%となっている。全国もほぼ同様の傾向。

	全市町村数	促進計画策定		交付市町村率 ②/①
		市町村数 ①	交付市町村数 ②	
全国	1,718	1,038	998	96%
高知県	34	34	31	91%

表-1

※

促進計画とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第6条に定められた農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画であって、法第3条第3項第2号の事業にかかるもの。

2 協定数

第5期対策の3年度目（中間年）となる令和4年度の協定数は544協定で、全てが集落協定となっており、個別協定は無い。

	全体			集落協定（※1）			個別協定（※1）		
	協定数	基礎 単価	体制整備 単価	協定数	基礎 単価 （※2）	体制整備 単価 （※2）	協定数	基礎 単価	体制整備 単価
都府県	23,984	5,547	18,437	23,390	5,457	17,933	594	90	504
高知県	544	250	294	544	250	294	0	0	0

表-2

※1

集落協定とは、対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。

個別協定とは、認定農業者等が、農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は農作業受委託を行う契約に基づき締結する協定。

※2

基礎単価とは、農業生産活動等を継続するための活動のみを行う場合の単価（交付単価の8割を交付）。

体制整備単価とは、農業生産活動等を継続するための活動に加え、農業生産活動等の体制整備のための活動を行う場合の単価（交付単価の10割を交付）。

(1) 集落協定

高知県に個別協定は存在しないため、集落協定に絞って全国（＝都府県）と比較すると、高知県の集落協定のうち基礎単価に取り組んだ協定は、250協定、体制整備単価に取り組んだ協定は294協定であり、各々の占める割合は46%、54%、一方で全国では、23%、77%となっており、基礎的な活動にとどまる協定の占める割合が高い。

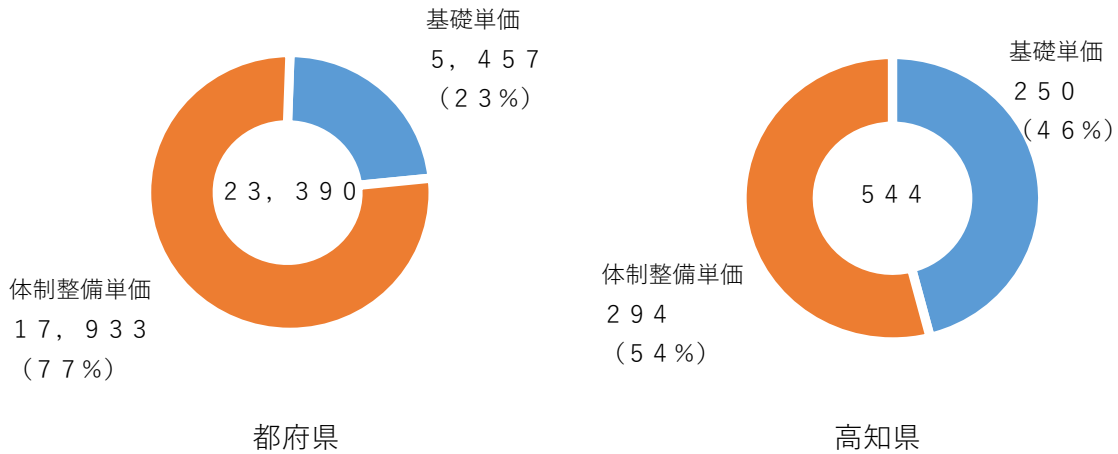


図-1

3 交付面積

(1) 協定別の交付面積

集落協定の交付面積は、6,505haで、そのうち基礎単価による交付面積は1,600ha、体制整備による交付面積は4,905haとなっている。各々の占める割合は、25%、75%となっている。

(単位：ha)

	集落協定		
	計	基礎単価	体制整備単価
都府県	326,275	47,039	279,236
高知県	6,505	1,600	4,905

表-3

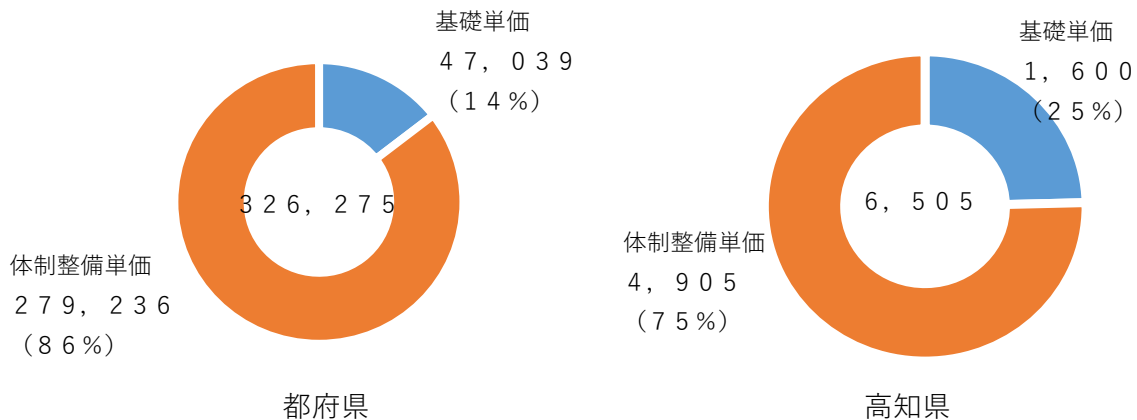


図-2

(2) 地目別の交付面積

地目別の交付面積の割合は、田が77%、畑が22%と大半を占める。全国に比べ畑の占める割合が高い。

(単位：ha)

	計	田(※1)	畑(※2)	草地(※3)	採草放牧地(※4)
都府県	333,262	270,832	44,745	4,265	13,421
高知県	6,505	5,000	1,452	4	50

表-4

※1

「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能（自然にかんがいをするものを含む。以下同じ。）を有している土地とする。

※2

「畑」とは、田以外の農地で草地を除く畑とし、樹園地を含むものとする。

※3

「草地」とは、牧草専用地とする。

※4

「採草放牧地」とは、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。

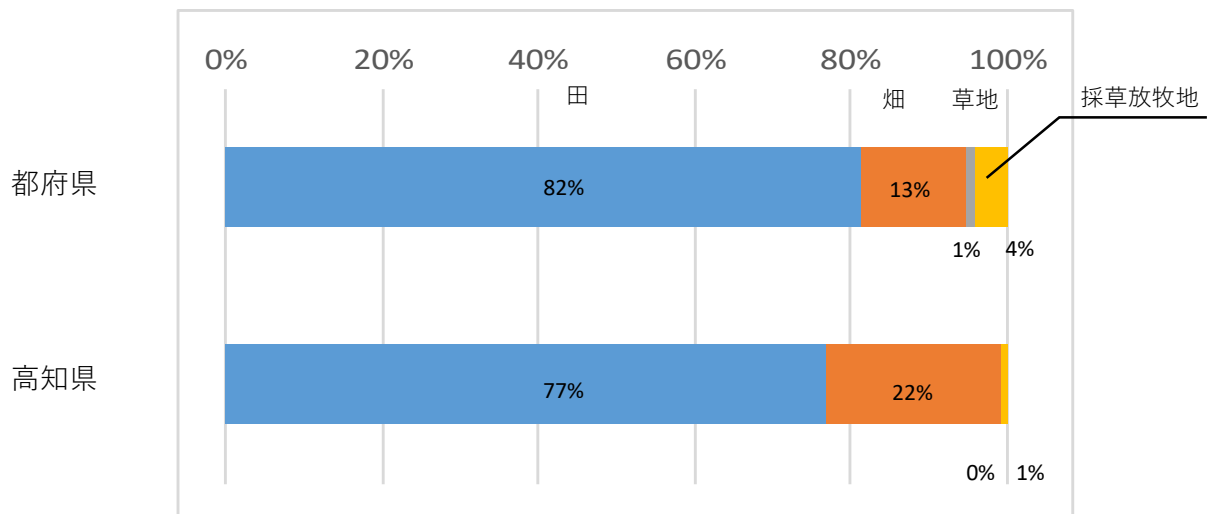


図-3

(3) 交付基準別の交付面積

交付対象となる農用地の基準別の交付面積の割合は、急傾斜が60%、緩傾斜が34%、高齢化率・耕作放棄率などのその他農用地が6%となっている。全国に比べ、耕作条件の厳しい急傾斜の占める割合が高い。

(単位：ha)

	計	傾斜農用地		その他農用地				
		急傾斜 (※1)	緩傾斜 (※2)	小計	高齢化率・ 耕作放棄率	小区画・ 不整形	草地比率の 高い草地	8法地域内特認
都府県	333,262	176,078	145,732	11,452	2,189	176	0	9,087
高知県	6,505	3,881	2,192	433	433	0	0	0

表-5

※1

急傾斜とは、勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上である農用地。

※2

緩傾斜とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満である農用地。

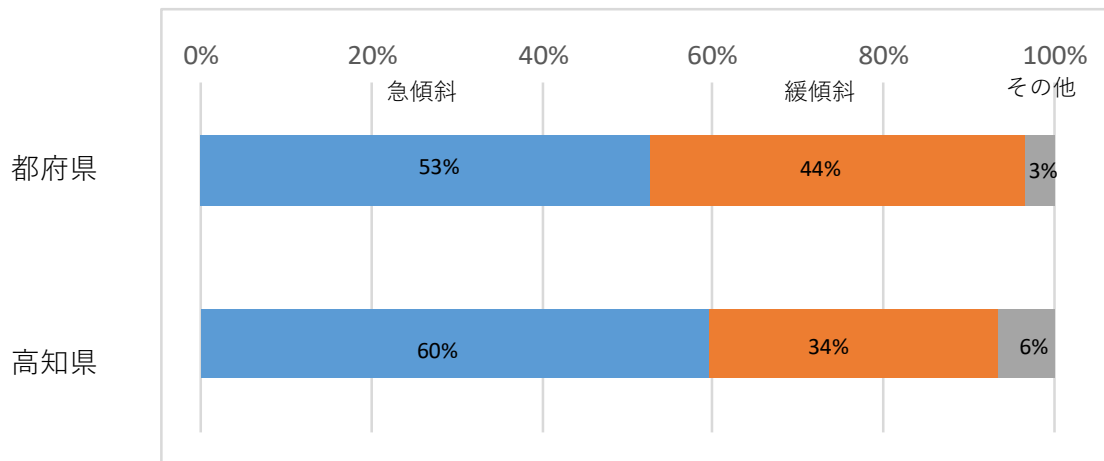


図-4

(4) 加算措置への取組

加算措置については、棚田地域振興活動加算が151ha、超急傾斜農地保全管理加算が1,115ha、集落協定広域化加算が299ha、集落機能強化加算が114ha、生産性向上加算が929haとなっている。

取組面積に占める割合で全国と比べると、超急傾斜農地保全管理加算の割合が高く、集落機能強化加算、生産性向上加算の割合が低い。

(単位：件、ha)

	棚田地域振興活動加算 (※1)		超急傾斜農地保全管理加算 (※2)		集落協定広域化加算 (※3)		集落機能強化加算 (※4)		生産性向上加算 (※5)	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積
都府県	340	6,555	1,838	14,938	224	10,003	500	14,207	1,538	37,583
高知県	6	151	125	1,115	6	299	5	114	27	929

表-6

※1

「棚田地域振興活動加算」とは、認定棚田地域振興活動計画（認定計画）に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算

※2

「超急傾斜農地保全管理加算」とは、超急傾斜農地（田であれば1/10以上、畑であれば20度以上の農地）の保全等の取組を行う場合に加算

※3

「集落協定広域化加算」とは、他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算

※4

「集落機能強化加算」とは、新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算

※5

「生産性向上加算」とは、生産性向上を図る取組を行う場合に加算

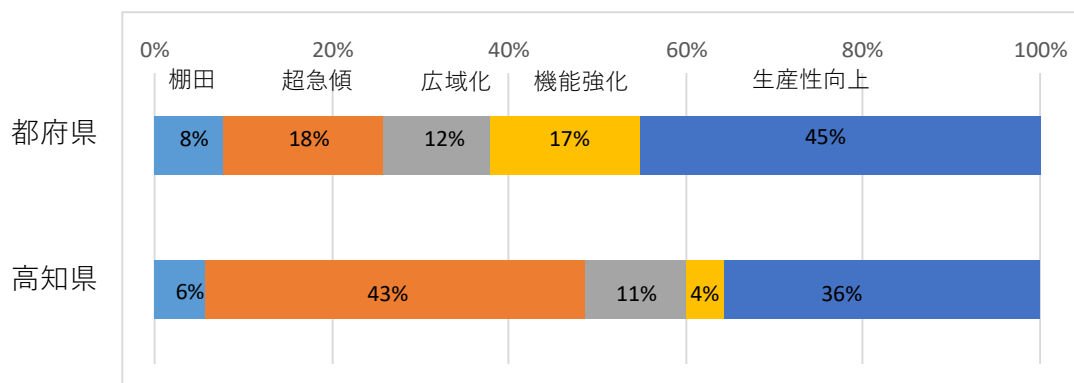


図-5

4 交付総額

交付金の交付総額は973百万円となっている。

(単位：百万円)

	計	集落協定	個別協定
全国	52,981	52,366	615
北海道	7,505	7,501	4
都府県	45,476	44,865	611
高知県	973	973	0

表-7

※

交付総額とは、本事業に要した国費、都道府県費及び市町村費の総額である。

5 協定の概要

(1) 1集落協定当たりの参加者数・交付面積・交付金額等

1集落協定当たりの状況について、

参加者数は全国、高知県ともに21人となっている。

交付面積は全国が14ha、高知県が12haとなっている。

交付金額は、全国が192万円、高知県が179万円となっている。

単価区分ごとに比較すると、体制整備単価に取り組む協定は、参加者数、交付面積ともに全国平均を若干上回るが、基礎単価の協定は、参加者数、交付面積ともに全国平均を下回る。

	1協定当たりの平均		
	参加者数	交付面積 (ha)	交付金額 (万円)
都府県	21	14	192
基礎単価	16	9	90
体制整備単価	22	16	224
高知県	21	12	179
基礎単価	13	6	73
体制整備単価	27	17	269

表-8

(2) 協定の規模分布

交付面積規模別の集落協定数については、10ha未満の層が66%を占めており、全国と比較しても若干割合が高い。

また、交付面積が大きくなれば、体制整備単価に取り組む割合が高くなり、5ha未満の小規模な協定は、基礎単価の割合が高い。

	計	交付面積別協定数								
		5ha未満	5ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 400ha未満	400ha以上
都府県	23,390	7,848	6,233	3,280	1,922	1,977	1,327	634	154	15
高知県	544	208	148	67	40	32	29	18	2	0
基礎単価	250	129	75	27	14	3	2	0	0	0
体制整備単価	294	79	73	40	26	29	27	18	2	0

表-9

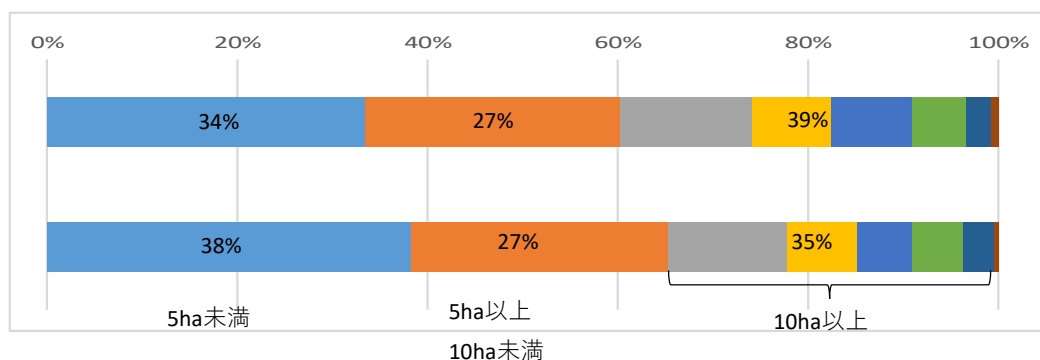


図-6

(3) 協定参加者等の状況

集落協定の協定参加者数は、1万1千人となっている。

協定参加者の内訳を見ると、農業者、法人、農業生産組織で94%を占めている。

	協定参加者計	農業者	農業法人	農業生産組織	土地改良区	水利組合	非農業者	その他
全国	502,735	467,124	7,649	2,134	125	934	22,485	2,281
北海道	15,235	12,046	1,650	214	13	42	1,152	118
都府県	487,500	455,078	5,999	1,920	112	892	21,333	2,163
高知県	11,273	10,373	82	108	0	13	464	233

表-10

※

「非農業者」とは、自ら耕作する農地は有しないが、水路、農道等の管理活動や景観作物の作付けなど、集落協定の活動には参加する者。

6 集落協定の内容

(1) 協定に定める活動内容等

①集落マスタープランの内容 (必須)

集落マスタープランの内容については、集落の目指すべき将来像では「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が72%で最も多く、将来像を実現するための活動方策では「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が69%で最も多くなっている。

全国も同様の傾向である。

集落の目指すべき将来像 (複数選択可)

	集落協定数	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保	④その他
協定数	544	391	39	56	97
(割合)		72%	7%	10%	18%

表-11

将来像を実現するための活動方策 (複数選択可)

	集落協定数	①機械・農作業の共同化等営農組織の育成	②高付加価値型農業	③農業生産条件の強化	④担い手への農地集積	⑤担い手への農作業の委託	⑥新規就農者等による農業生産	⑦地場産作物等の加工・販売	⑧消費・出資の呼び込み	⑨共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	⑩その他
協定数	544	84	11	26	20	28	19	28	1	373	75
(割合)		15%	2%	5%	4%	5%	3%	5%	0%	69%	14%

表-12

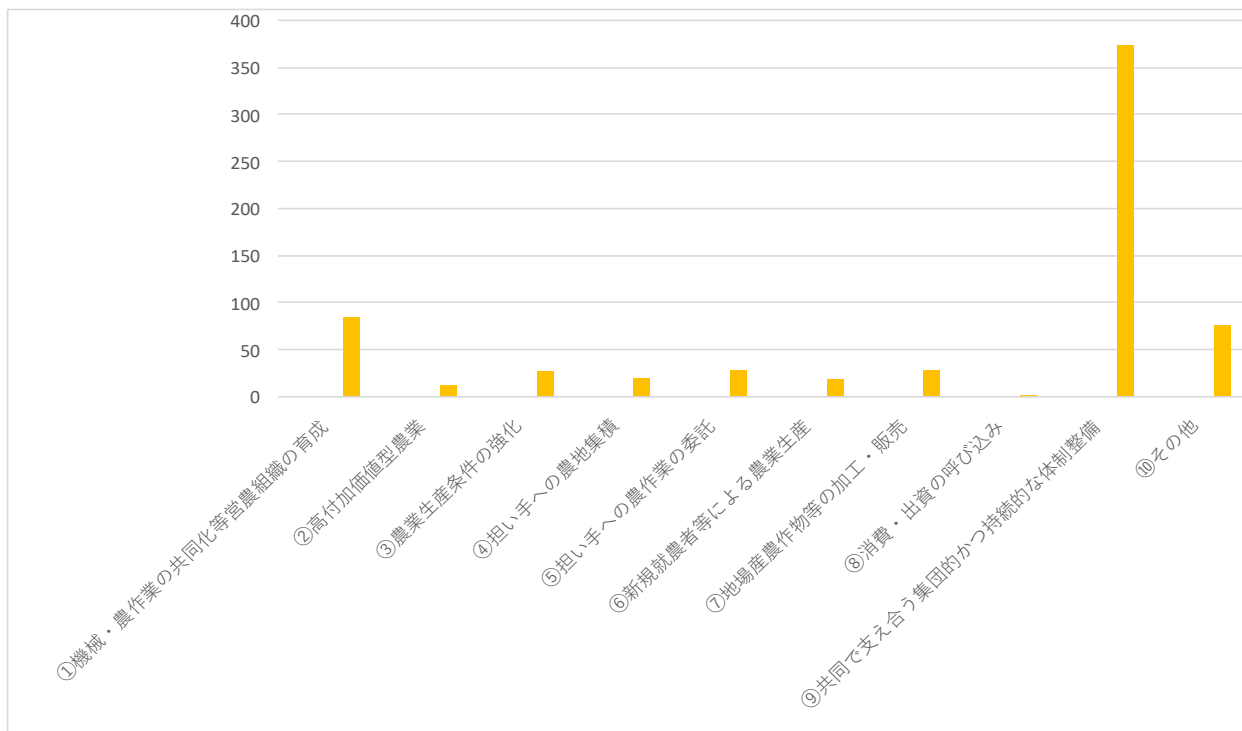


図-7

②農業生産活動等として取り組むべき事項

ア耕作放棄の防止等の活動（必須）

耕作放棄の防止等の活動については、「農地の法面管理」が63%と最も多く、次いで鳥獣被害防止のための「柵、ネット等の設置」が37%、「賃借権設定・農作業の委託」が31%となっている。

水路・農道等の管理は、水路の管理と農道の管理が大半を占める。

全国も同様の傾向である。

耕作放棄の防止等の活動（1つ以上選択）

	集落協 定数	①賃借権設 定・農作業 の委託	②既荒廃農 地の復旧、 林地化、畜 産的利用	③既荒廃農 地の保全管 理	④農地の法 面管理	⑤柵、ネッ ト等の設置	⑥限界的農 地の林地化	⑦簡易な基 盤整備	⑧担い手の 確保	⑨地場農産 物の加工・ 販売	⑩その他 （土地改良 事業、災害 復旧、地目 変換等）
協定数	544	167	0	20	342	203	0	13	13	4	1
(割合)		31%	0%	4%	63%	37%	0%	2%	2%	1%	0%

表-13

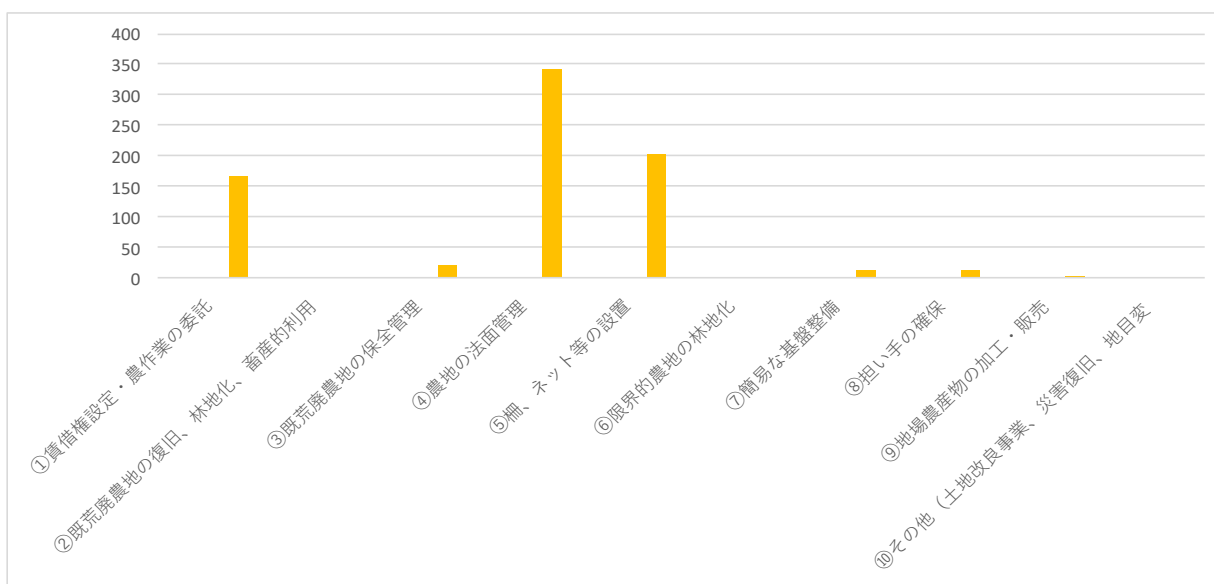


図-8

水路・農道等の管理（1つ以上選択）

	集落協定数	水路の管理	農道の管理	その他の施設の管理 (※)
協定数	544	504	537	24
(総数に占める割合)		93%	99%	4%

表-14

※

「その他の施設の管理」には、ため池や揚水機の管理等がある。

イ多面的機能を増進する活動（必須）

多面的機能を増進する活動については、「周辺林地の下草刈」が63%と最も多く、次いで「景観作物の作付け」が32%となっている。

全国も同様の傾向である。

	集落協 定数	国土保全機能を高める 取組		保健休養機能を高める取組				自然生態系の保全に資する取組				⑪その他 活動
		①周辺林地 の下草刈	②土壌流亡 に配慮した 営農	③棚田オー ナー制度	④市民農園 等の開設・ 運営	⑤体験民宿 (グリー ン・ツーリ ズム)	⑥景観作物 の作付け	⑦魚類・昆 虫類の保護	⑧鳥類の餌 場の確保	⑨粗放的畜 産	⑩堆きゅう 肥の施肥、 拮抗作物の 利用、合 鴨・鯉の利 用、輪作の 徹底、緑肥 作物の作付	
協定数	544	345	3	4	1	0	173	0	1	1	37	8
(割合)		63%	1%	1%	0%	0%	32%	0%	0%	0%	7%	1%

表-15

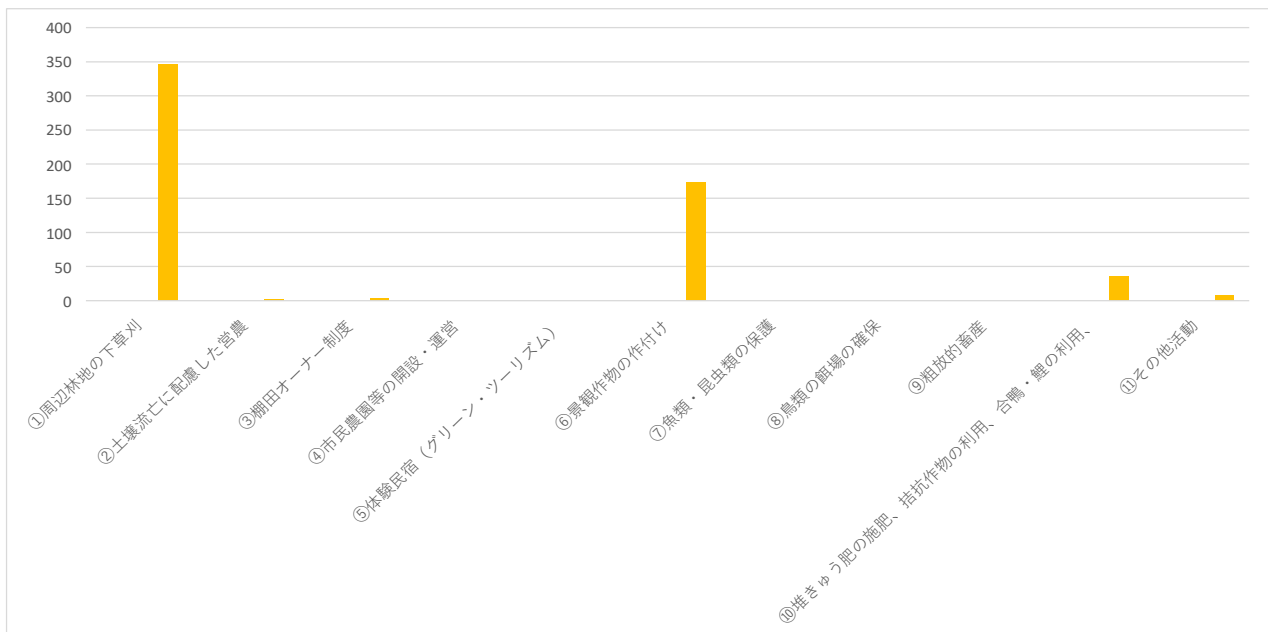


図-9

③農業生産活動等の体制整備（集落戦略の作成状況）

集落戦略の作成状況については、体制整備単価協定数294協定のうち「集落戦略を作成済み」が230協定（78%）となっており、全国の割合を上回る。

	集落協定数	体制整備単価協定数	集落戦略策定済み協定数	割合
全国	23,716	18,249	7,129	39%
高知県	544	294	230	78%

表-16

（2）交付金の配分割合

交付金の配分割合については、共同取組活動に41%、個人配分に59%となっており、全国に比べ、個人配分の割合が高い。

	共同取組活動	個人配分
全国	46%	54%
北海道	48%	52%
都府県	46%	54%
高知県	41%	59%

表-17

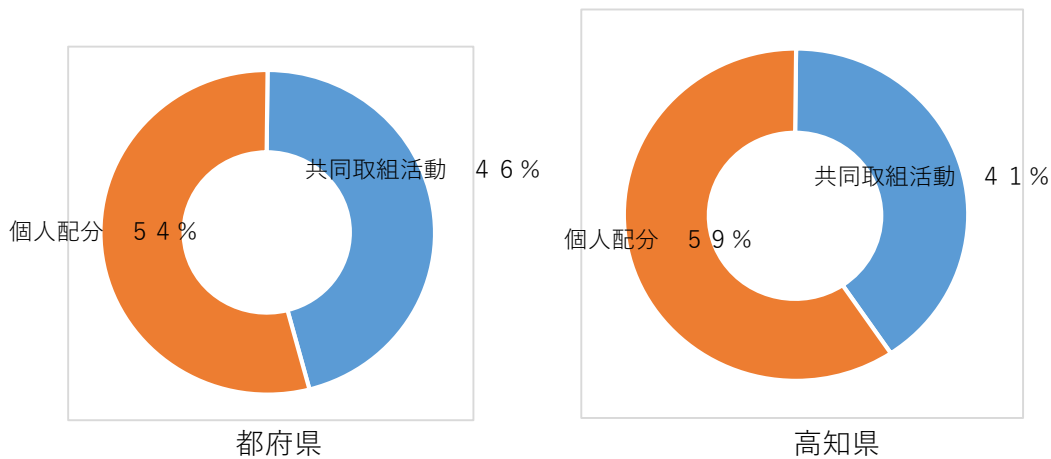


図-10

共同取組活動へ配分された交付金の配分割合別集落協定数については、配分割合が25%未満が183協定（34%）と最も多くなっている。

また、共同取組活動に100%を配分している協定が75協定（14%）ある一方で、共同取組活動への配分をしていない協定は41協定（8%）となっている。

		計	共同取組活動への配分割合別集落協定数					
			0%	25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%
全国	協定数	23,716	1,426	3,840	6,679	8,785	656	2,330
	割合	100%	6%	16%	28%	37%	3%	10%
北海道	協定数	326	3	50	139	102	10	22
	割合	100%	1%	15%	43%	31%	3%	7%
都府県	協定数	23,390	1,423	3,790	6,540	8,683	646	2,308
	割合	100%	6%	16%	28%	37%	3%	10%
高知県	協定数	544	41	183	150	84	11	75
	割合	100%	8%	34%	28%	15%	2%	14%

表-18

（3）共同取組活動に配分された交付金の使途

共同取組活動に配分された交付金の支出割合については、繰越を含む「積立等」が37%と最も多く、次いで「農道・水路管理費」が22%となっている。

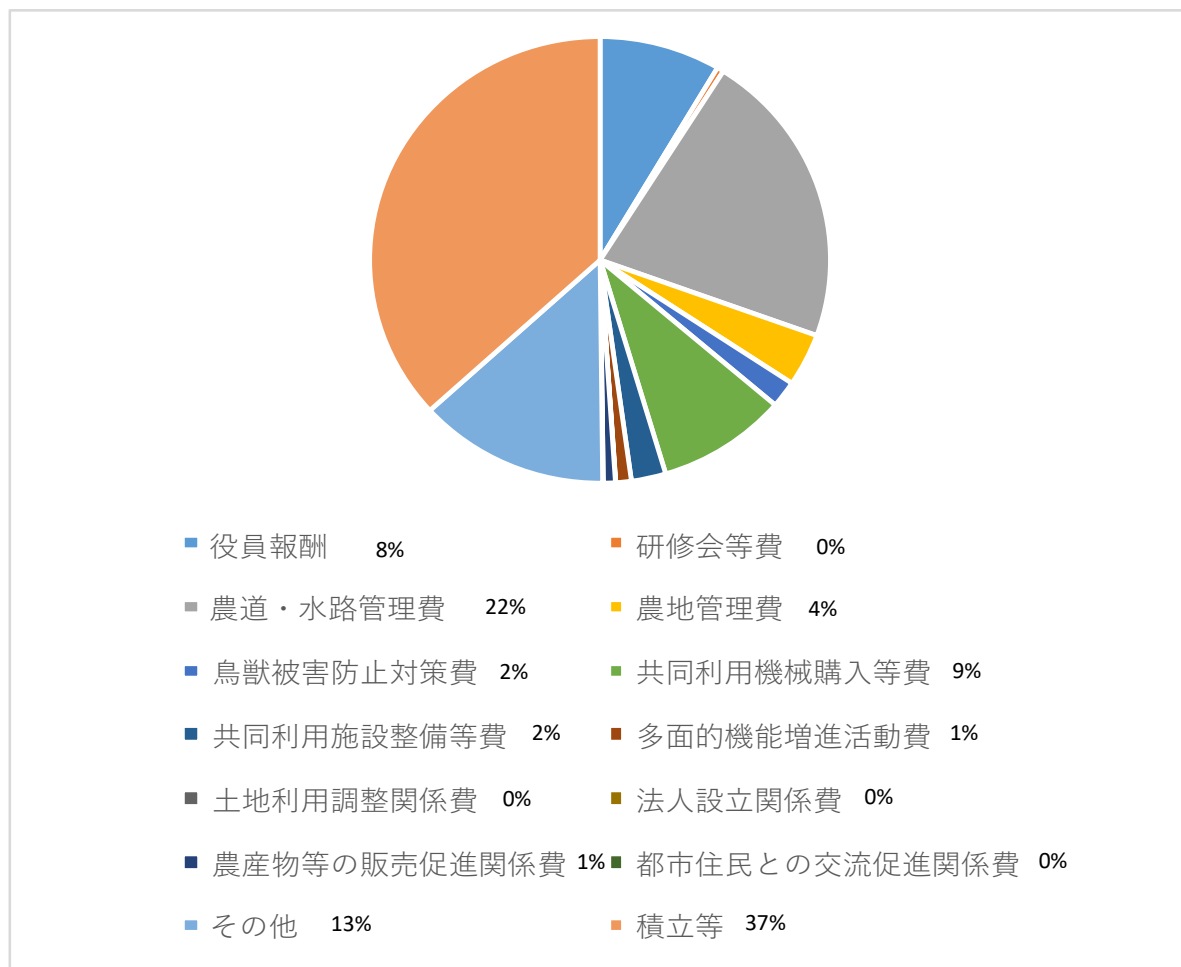


図-11

高知県における中山間地域等直接支払制度の実施状況

(単位:ha、千円)

年 度	第1期対策					第2期対策					第3期対策					第4期対策					第5期対策			
	H12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	
基本方針策定市町村数	49	50	50	50	45	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33									
促進計画策定市町村数																34	34	34	34	34	34	34	34	
協定締結市町村数	42	46	47	48	43	31	31	31	31	31	30	30	30	30	31	30	30	30	30	31	31	31	31	
協定締結数	603	736	769	784	795	762	780	786	790	790	745	756	758	761	763	566	579	595	597	599	543	544	544	
集落協定	597	729	762	777	788	756	774	780	784	784	742	754	756	759	761	565	578	594	596	598	543	544	544	
10割単価	597	729	762	777	788	354	386	399	408	408	434	444	451	456	457	254	265	274	277	280	287	287	294	
8割単価	—	—	—	—	—	402	388	381	376	376	308	310	305	303	304	311	313	320	319	318	256	257	250	
個別協定	6	7	7	7	7	6	6	6	6	6	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	
10割単価	6	7	7	7	7	6	6	5	5	5	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0	
8割単価	—	—	—	—	—	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
対象農用地面積①	7,365	9,263	9,507	10,019	10,034	9,903	9,895	9,931	9,973	9,990	9,860	10,039	10,147	10,189	10,269	10,282	10,071	10,662	10,718	10,038	10,420	10,436	10,447	
交付金交付面積②	4,186	5,020	5,379	5,591	5,657	6,531	6,887	7,025	7,080	7,138	6,737	6,864	6,900	6,947	6,975	5,815	6,039	6,641	6,759	6,815	6,414	6,459	6,505	
10割単価	4,186	5,020	5,379	5,591	5,657	4,001	4,589	4,724	4,838	4,867	4,935	5,051	5,102	5,181	5,205	3,914	4,136	4,606	4,700	4,751	4,774	4,844	4,905	
8割単価	—	—	—	—	—	2,530	2,298	2,301	2,242	2,271	1,802	1,814	1,798	1,766	1,770	1,901	1,903	2,035	2,059	2,064	1,640	1,615	1,600	
急傾斜	3,302	3,971	4,247	4,398	4,428	4,906	5,138	5,227	5,267	5,295	4,879	4,967	5,001	5,015	5,016	4,127	4,224	4,292	4,297	4,314	3,862	3,889	3,880	
田	2,209	2,628	2,767	2,858	2,873	3,330	3,474	3,536	3,547	3,560	3,345	3,428	3,438	3,448	3,446	2,987	3,057	3,115	3,115	3,116	2,803	2,818	2,805	
畑	1,013	1,236	1,348	1,408	1,421	1,451	1,525	1,554	1,580	1,595	1,416	1,449	1,461	1,465	1,465	1,086	1,113	1,123	1,128	1,145	1,008	1,020	1,024	
その他	80	107	132	132	134	125	139	137	140	140	118	90	102	102	105	54	54	54	54	53	51	51	51	
緩傾斜他	884	1,049	1,132	1,193	1,229	1,625	1,749	1,798	1,813	1,843	1,843	1,897	1,899	1,932	1,959	1,688	1,815	2,349	2,461	2,501	2,552	2,570	2,625	
田	658	796	868	921	947	1,357	1,445	1,485	1,494	1,520	1,520	1,485	1,495	1,519	1,529	1,328	1,443	1,970	2,026	2,058	2,148	2,156	2,195	
畑	218	245	256	264	274	260	283	292	298	302	302	381	385	393	409	342	354	361	418	426	402	411	427	
その他	8	8	8	8	8	8	21	21	21	21	21	31	19	20	21	18	18	18	17	17	2	3	3	
交付面積率(②/①)	56.8%	54.2%	56.6%	55.8%	56.4%	65.9%	69.6%	70.7%	71.0%	71.5%	68.3%	68.4%	68.0%	68.2%	67.9%	56.6%	60.0%	62.3%	63.1%	67.9%	61.6%	61.9%	62.3%	
参考	中国四国	69.7%	71.5%	72.2%	71.8%	69.2%	70.3%	70.8%	71.1%	71.4%	72.4%	71.8%	72.2%	72.2%	72.4%	70.1%	72.5%	72.7%	72.8%	73.4%	72.6%	73.0%	72.6%	
	都府県	71.0%	75.2%	75.9%	76.0%	73.0%	74.6%	74.8%	74.9%	75.2%	74.4%	74.5%	75.1%	75.2%	75.5%	74.4%	75.7%	75.7%	75.2%	75.7%	78.0%	76.5%	80.4%	
	全国	67.8%	80.8%	83.4%	84.5%	84.5%	81.6%	82.3%	82.4%	82.1%	82.1%	82.8%	81.4%	82.1%	82.0%	82.0%	80.7%	81.5%	83.8%	83.7%	84.1%	84.9%	79.4%	82.4%
交付金額	642,152	768,037	816,472	846,984	854,147	911,858	965,115	985,222	993,338	999,459	953,236	977,329	982,160	987,962	988,925	887,541	943,804	1,029,377	1,036,958	1,042,763	938,717	960,589	972,736	
10割単価	642,152	768,037	816,472	846,984	854,147	614,974	694,146	715,090	730,524	734,314	749,780	773,943	781,141	790,480	791,254	674,109	729,431	790,828	798,291	804,394	753,134	775,717	791,029	
8割単価	—	—	—	—	—	296,884	270,969	270,132	262,814	265,145	203,456	203,386	201,019	197,482	197,670	213,432	214,373	238,549	238,667	238,369	185,583	184,872	181,707	
(参考) 全国	41,937(百万)	51,417(百万)	53,830(百万)	54,584(百万)	54,905(百万)	50,246(百万)	51,347(百万)	51,698(百万)	51,791(百万)	51,772(百万)	51,794(百万)	53,280(百万)	53,845(百万)	54,086(百万)	54,175(百万)	51,405(百万)	52,329(百万)	52,874(百万)	53,090(百万)	53,337(百万)	52,180(百万)	52,369(百万)	52,981(百万)	
共同取組費活動への配分割合	35.5%	34.6%	32.9%	32.6%	32.9%	44.9%	45.4%	45.6%	45.4%	46.2%	43.6%	44.8%	43.9%	43.8%	43.2%	38.1%	37.5%	40.2%	40.1%	38.1%	40.2%	39.4%	40.5%	
(参考) 全国	53.2%	53.4%	53.5%	54.0%	56.9%	57.2%	57.5%	57.5%	57.2%	55.9%	55.3%	54.6%	54.2%	53.0%	48.3%	47.9%	48.7%	48.5%	47.0%	48.1%	46.4%	46.3%	46.3%	
県内の集落協定参加者総数	8,713	10,567	11,195	11,579	11,774	13,224	13,645	13,875	14,005	14,076	12,860	13,210	13,260	13,315	13,313	12,018	12,520	13,651	13,698	13,771	11,140	11,059	11,273	

※(参考) 全国は、農林水産省の資料から

令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

(集落協定)

単位：千円

市町村名	交付金額等 区分		交付金額	個人配分	共同取組活動経費 比率	役員報酬	研修会等費	道・水路管理 費	農地管理費	鳥獣被害防 止対策費	共同利用機 械購入等費	共同利用施 設整備等費	多面的機能 増進活動費	土地利用調 整関係費	法人設立関 係費	農産物等の 販売促進関 係費	都市住民と の交流促進 関係費	その他	積立等	
	基礎	体制																		
高知市	9	26	62,983.4	34,745.3	28,238.1	45%	3,241.7		8,030.2	1,235.6	1,461.1	3,729.3	822.1	572.9	74.3		880.5	66.1	5,716.0	26,353.5
室戸市	0	4	9,256.2	5,392.1	3,864.1	42%	425.0		3,167.2					219.0						667.3
安芸市	8	2	3,869.4	0.0	3,869.4	100%	244.0		1,075.6	104.7	1,467.9		186.8	98.3					642.0	3,313.6
南国市	13	0	6,375.5	4,040.0	2,335.5	37%	317.9		2,018.6					1.3					43.0	574.2
宿毛市	1	9	13,561.5	4,899.4	8,662.1	64%	1,228.0		6,292.9	941.2										200.0
土佐清水市	4	10	17,739.7	1,216.9	16,522.8	93%	944.1	827.4	4,915.7	972.4	448.1	3,458.5		393.0					3,777.1	5,867.6
四万十市	6	44	86,270.9	44,742.0	41,528.9	48%	2,953.6	545.1	9,017.3	3,211.0	913.3	1,879.9	1,125.4	244.5			40.9	24.0	14,790.8	7,847.1
香南市	7	3	8,804.4	6,247.0	2,557.4	29%	519.0	5.0	1,565.3	196.3	5.0			258.1					15.9	98.3
香美市	61	16	89,052.2	61,090.8	27,961.4	31%	4,033.8	122.9	13,764.4	2,894.4	1,433.5	824.4	40.0	593.6					3,203.6	3,301.0
東洋町	1		3,002.1	1,801.3	1,200.8	40%	200.0		600.0		240.0								160.9	
奈半利町	5	3	6,708.9	6,478.9	230.0	3%	155.0												75.0	
田野町		6	9,247.2	4,615.8	4,631.4	50%	770.0	124.6	999.7	212.3									1,000.0	2,429.3
安田町		8	8,717.6	5,458.5	3,259.1	37%			515.2											8,239.0
北川村	2		1,531.3	1,496.0	35.3	2%			35.3											
馬路村		1	8,597.3	5,802.8	2,794.5	33%	175.0		190.0			871.1							811.3	2,699.5
本山町		17	44,874.9	29,739.2	15,135.7	34%	1,093.5		1,576.4	1,487.6		3,708.1	999.3						90.5	12,299.0
大豊町	18	6	45,836.2	42,064.8	3,771.4	8%	3,148.3		568.0	30.0									25.0	
土佐町	3	15	84,178.2	67,112.2	17,066.0	20%	2,097.0	20.6	7,221.8	132.2	129.3	630.3	184.7	155.9			200.0	150.0	2,410.3	15,465.7
大川村	3		828.5	828.5	0.0	0%														
いの町	10	7	18,313.1	14,776.2	3,536.9	19%	1,008.5		441.5	332.7	262.0	56.1	343.1	5.9			356.0		731.0	
仁淀川町	12	6	11,403.3	11,403.3	0.0	0%														
中土佐町	18	7	18,786.8	11,535.3	7,251.5	39%	1,100.0		2,737.4	2,124.0	110.8			97.5					959.3	215.1
佐川町	6	2	9,795.6	0.0	9,795.6	100%	465.0	80.0	9,009.2	405.2	132.2			141.2					388.2	905.7
越知町	27	1	26,248.5	20,123.7	6,124.8	23%	1,616.2		2,321.3		82.0	20.1							281.2	6,307.0
梶原町		6	27,133.8	16,279.0	10,854.8	40%	484.4		5,445.4		60.0	151.8					3,039.2		200.6	2,660.3
日高村		1	850.9	850.9	0.0	0%														
津野町	25	32	45,295.7	35,095.5	10,200.2	23%	4,239.7		4,645.3	666.4				908.9						
四万十町	11	43	227,278.0	120,335.0	106,943.0	47%	10,700.0	12.0	9,791.9		2,444.8	28,952.4	6,714.8	759.1					25,174.0	57,954.1
大月町		1	2,669.0	1,941.1	727.9	27%	50.0	677.9												
三原村		2	25,992.8	7,952.1	18,040.7	69%	970.0	81.0	8,742.6		719.9		101.6	1,062.0					5,612.5	856.8
黒潮町		16	47,533.3	10,583.3	36,950.0	78%	3,068.0	20.0	16,014.8		524.2	4,518.6	2,168.3	293.8					5,241.3	38,228.3
計	250	294	972,736.2	578,646.9	394,089.3	41%	45,247.7	2,516.5	115,257.6	20,391.4	10,374.1	48,708.8	12,837.9	5,805.0	74.3	0.0	4,516.6	240.1	71,349.5	196,482.4

※ 金額については、少数第2位を四捨五入しているため、計とその内訳の数字が一致していないものがあります。

令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

(集落協定)

市町村名	活動内容(全協定共通)										集落マスタープラン						将来像を実現するための活動方策																	
	農業生産活動等として取組むべき事項 耕作放棄の防止等の活動										水路、農道等の管理活動			多面的機能を増進する活動			目指すべき将来像																	
	賃借権 設定・ 農作業 の委託	既荒廃 農用地 の復 旧・林 地化・ 畜産的 利用	既荒廃 農用地 の保全 管理	農地の 法面管 理	柵、 ネット の設置 等鳥獣 被害防 止	限界的 農地の 林地化	簡易な 基盤整 備	担い手 の確保	農産物 の加工 販売	その他 (土地 改良事 業、災 害復 旧、地 目変更 等)	水路の 管理	農道 の管理	その他 の施設 の管理	国土保 全機能 を高める 取組	保健機 能を高める 取組	自然生 態系に 資する 取組	その他 の活動	将来にわ たり農業 生産活動 等が可能 となる集 落内の実 施体制構 築	協定の担 い手とな る新たな 人材の育 成・確保	協定参加 者それが 、作物生 産、加工 ・直売等 様々な工 夫により 再生可能 な所得を 確保	その他	機械・ 農作業 の共同 化等営 農組織 の育成	高付加 型農業	農業生 産条件 の強化	担い手 への集 積	担い手 への委 託	新規者 による 農業生 産	就業者 による 農業生 産	地場産 物の加 工・販 売	消費・ 出資の 呼び込 み	共同で 支え合 う集団 的かつ 持続的 な体制 整備	その他		
高知市	2			31	13				1		35	35		20	16	1		18	1	2	18											17	19	
室戸市			2	4							4	4	3	3	1			4														4		
安芸市	1		2	7	3		1				10	10		10				10	1						1							9		
南国市				13							13	12		11	2			3	1	11					1	1	1			1		13		
土佐市																																		
須崎市																																		
宿毛市	4			8	2			2			8	10		8	1	2		10					1			1	1	3	1			7		
土佐清水市	8		1	9	8						14	14		12	2		1	14	2				2				1					13		
四万十市	8		7	29	36		3	4			50	50		42	12			48	5			48	5					3	2		35			
香南市				10	1		1				10	9		4	6	1		7	1	1	1				2	2					7			
香美市	6		7	62	20		3		1		75	77		51	24	2		45	11	9	25	11	3	11	9	14	3	3		33	25			
東洋町	1										1	1		1				1	1				1											
奈半利町				8				3			8	8			8			8														8		
田野町				6							6	6		6					6								6	6						
安田町	8				2						8	8		8				8														8		
北川村							2						2	2				2					2											
馬路村					1						1	1			1				1														1	
芸西村																																		
本山町	9			13	6		1				17	15		12	3	2		14	5	2	1	3		3	1	1	1				12	1		
大豊町	13			10	2						8	24		12	12	2		22			2										4	20		
土佐町	9			13	3		1	1			15	18		4	2	14		17								2		2		2	10	2		
大川村								3				3		3					3							3		3						
いの町				1	16						16	17		8	5	5		14	1	2		2			1				1			13		
仁淀川町				18							9	18		18				18															18	
中土佐町	2		1	3	22						25	25		18	3	5		24		1		4			1			1			19			
佐川町	1			6	3						8	8		2	4	2		1			7	1			1	1					1	7		
越知町	2			15	27		1				28	28		28				1		28												28		
構原町				6	6						6	6	6	6	2			6				6							6			6		
日高村	1										1	1		1				1															1	
津野町	49			4	19						55	56			57			57														57		
四万十町	29			54	9						54	54	13	51	11	3		19			36	6	1	4	1		1	10			34			
大月町				1	1						1	1		1				1														1		
三原村					2				2		2	2		2				2				2								2				
黒潮町	14			11	1				1		16	16		4	6		7	16												1		15		
計	167	0	20	342	203	0	13	13	4	1	504	537	24	348	178	39	8	391	39	56	97	84	11	26	20	28	19	28	1	373	75			

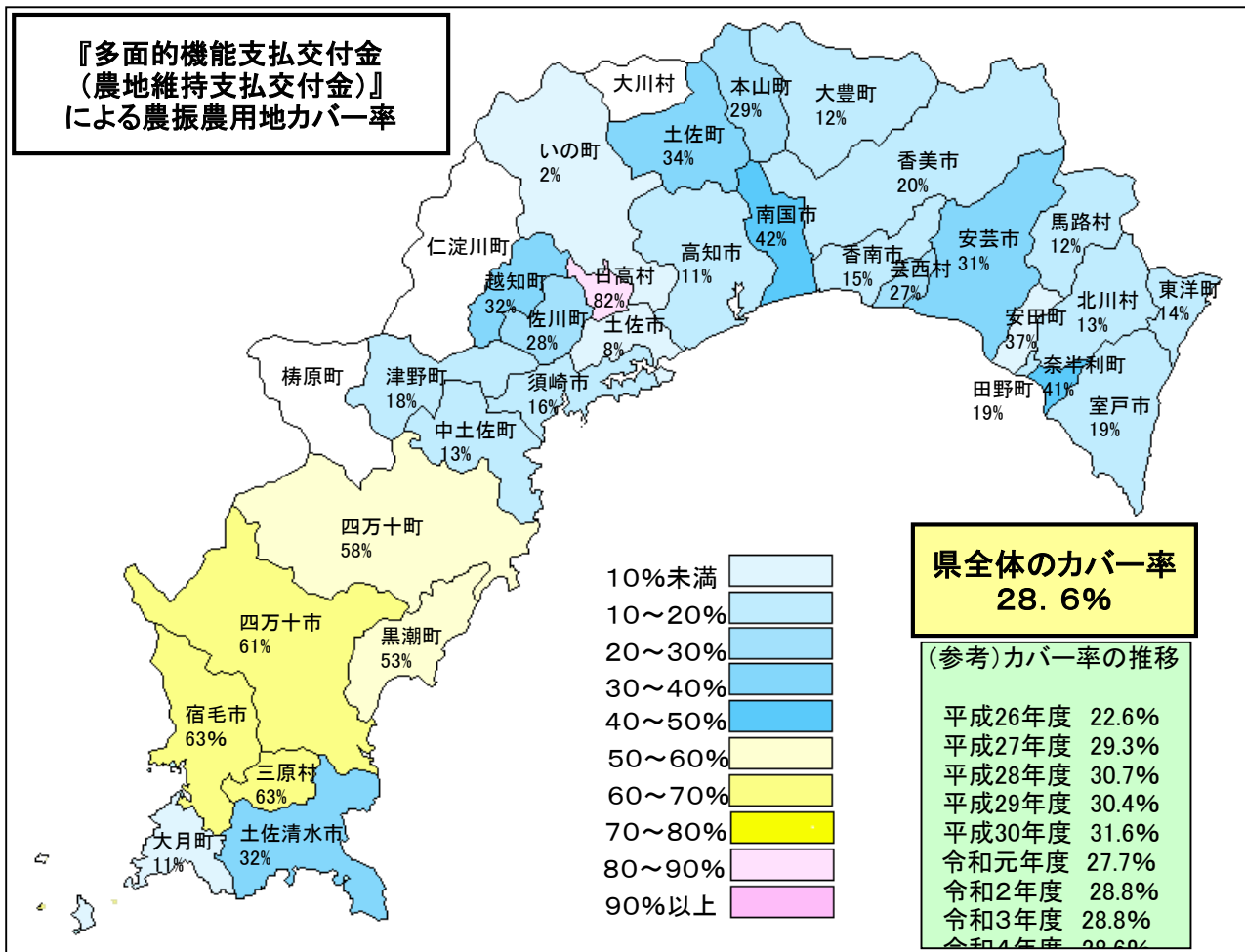
「多面的機能支払交付金(農地維持支払)」・「中山間地域等直接支払制度」における面積カバー率

参考3

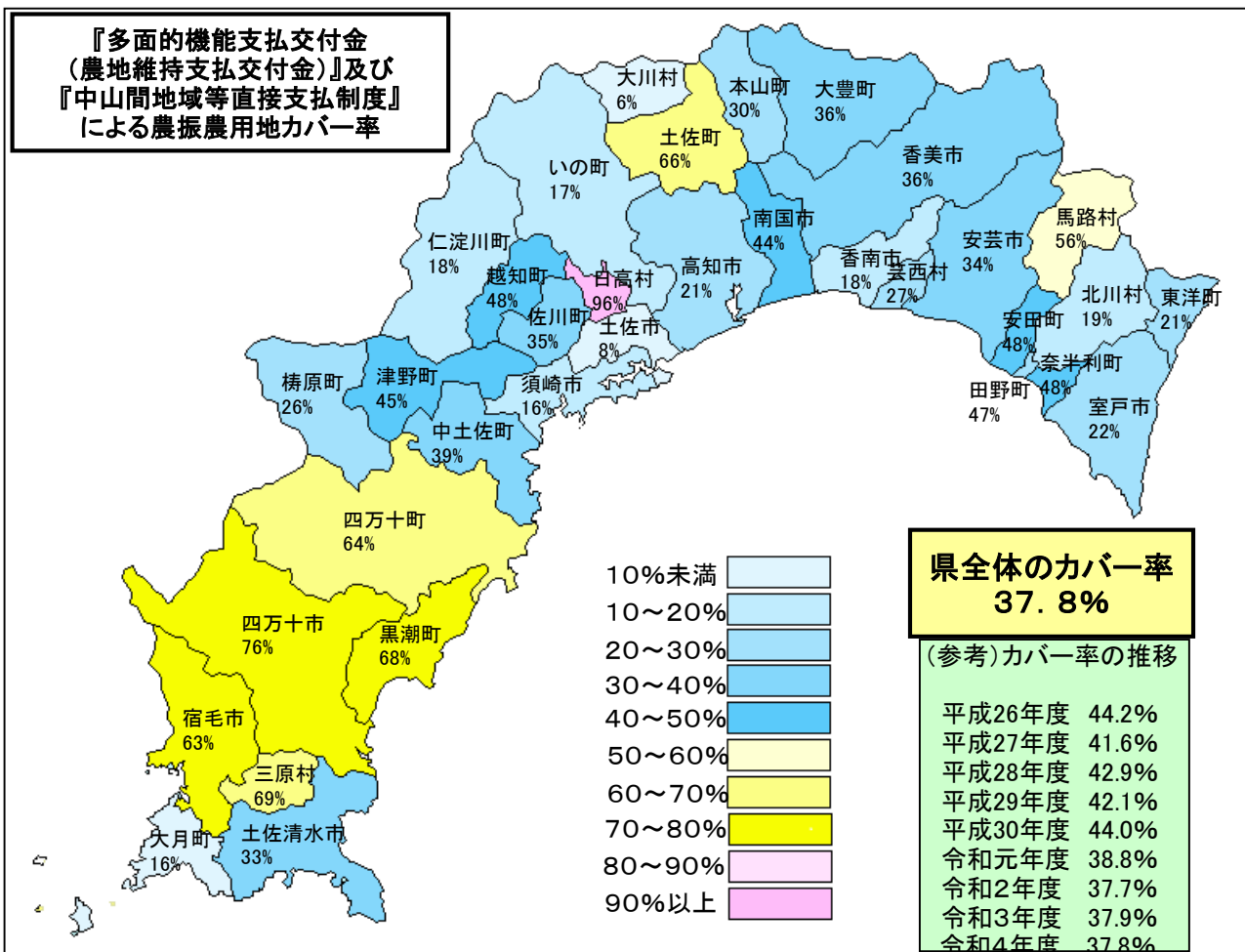
農業振興センター管内	市町村名	農振農用地面積 (R3.12)	「多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金)」(R5.3月末時点)							「中山間地域等直接支払制度」(R5.3月末時点)			「多面的」と「中山間直払」での農振比率				
			活動組織数	対象農用地 (ha)			面積カバー率	交付金額 (千円)	「中山間直払」との重複			協定数	交付面積 (ha)	交付金額 (千円)	カバー面積 (ha)	カバー率	
				農用地計	田	畑			草地	地区数	面積 (ha)						対象面積に占める比率
安芸	室戸市	916.7	7	171.8	131.3	39.5	1.1	18.7%	4,730	1	18.2	10.6%	4	45.9	9,256	199.6	21.8%
	安芸市	1,842.6	8	565.1	532.4	32.7		30.7%	16,625				10	60.1	3,869	625.2	33.9%
	東洋町	450.3	1	63.3	63.3			14.0%	1,898				1	32.6	3,002	95.9	21.3%
	奈半利町	210.0	5	86.6	78.3	8.3		41.3%	2,516	4	31.6	36.5%	8	45.8	6,709	100.8	48.0%
	田野町	143.1	1	26.6	26.6			18.6%	797				6	40.9	9,247	67.4	47.1%
	安田町	363.0	7	135.1	131.3	3.8		37.2%	4,016	3	12.2	9.0%	8	51.5	8,718	174.4	48.1%
	北川村	270.8	1	35.3	24.1	11.3		13.1%	948				2	16.9	1,531	52.2	19.3%
	馬路村	76.7	1	9.0	3.3	5.8		11.8%	214	1	9.0	100.0%	1	43.0	8,597	43.0	56.1%
	芸西村	406.5	6	111.1	110.3	0.8		27.3%	3,324							111.1	27.3%
	小計	4,679.7	37	1,203.9	1,100.8	102.0	1.1	25.7%	35,067	9	71.1	5.9%	40	336.7	50,930	1,469.6	31.4%
中央東	南国市	2,535.4	28	1,060.3	1,036.7	23.5		41.8%	31,572				13	59.9	6,376	1,120.2	44.2%
	香南市	1,840.4	10	277.6	226.3	51.4		15.1%	7,815	3	11.8	4.3%	10	70.6	8,804	336.4	18.3%
	香美市	2,596.5	25	524.2	482.2	41.4	0.6	20.2%	15,296	17	167.4	31.9%	77	573.3	89,052	930.1	35.8%
	本山町	667.0	1	195.4	182.7	12.7		29.3%	5,735	1	176.0	90.1%	17	178.5	44,875	197.9	29.7%
	大豊町	751.7	1	88.9	49.1	39.9		11.8%		1	88.9	100.0%	24	271.5	45,836	271.5	36.1%
	土佐町	552.1	9	187.8	179.5	8.3		34.0%	5,551	8	171.6	91.4%	18	345.8	84,178	362.0	65.6%
	大川村	189.2											3	11.1	828	11.1	5.9%
	小計	9,132.3	74	2,334.2	2,156.5	177.1	0.6	25.6%	65,969	30	615.7	26.4%	162	1,510.6	279,950	3,229.0	35.4%
中央西	高知市	4,231.2	8	470.2	443.4	26.8		11.1%	13,837				35	398.1	62,983	868.3	20.5%
	土佐市	1,059.8	3	87.7	70.0	17.7		8.3%	2,454							87.7	8.3%
	いの町	807.8	1	14.5	5.5	9.0		1.8%	346				17	119.2	18,313	133.7	16.6%
	佐川町	895.1	13	251.2	243.2	8.0		28.1%	7,456	1	71.3	28.4%	8	129.7	9,796	309.6	34.6%
	越知町	569.2	19	179.4	64.6	114.9		31.5%	4,234	16	145.2	80.9%	28	238.9	26,249	273.1	48.0%
	仁淀川町	599.7											18	105.9	11,659	105.9	17.7%
	日高村	154.5	1	127.1	126.5	0.6		82.3%	3,808				1	21.0	851	148.1	95.9%
	小計	8,317.3	45	1,130.2	953.2	177.0		13.6%	32,135	17	216.5	19.2%	107	1,012.8	129,850	1,926.6	23.2%
須崎	須崎市	811.8	5	125.7	123.2	2.5		15.5%	3,747							125.7	15.5%
	中土佐町	518.1	4	67.9	65.0	2.9		13.1%	2,007	2	35.8	52.8%	25	168.2	18,787	200.2	38.6%
	四万十町	2,927.2	43	1,686.4	1,610.1	76.3		57.6%	49,830	35	1,391.3	82.5%	54	1,579.3	227,278	1,874.5	64.0%
	梶原町	499.2											6	130.4	27,134	130.4	26.1%
	津野町	679.1	14	125.3	69.3	55.9		18.4%	3,199	14	125.3	100.0%	57	301.9	45,296	301.9	44.5%
	小計	5,435.4	66	2,005.3	1,867.7	137.6		36.9%	58,782	51	1,552.4	77.4%	142	2,179.7	318,494	2,632.6	48.4%
幡多	四万十市	2,031.8	49	1,237.2	1,104.0	133.2		60.9%	35,783	19	234.8	19.0%	50	546.7	86,271	1,549.0	76.2%
	宿毛市	900.7	15	563.4	552.0	11.4		62.6%	16,788	7	160.5	28.5%	10	163.3	13,562	566.2	62.9%
	土佐清水市	1,119.1	13	354.4	327.4	27.0		31.7%	10,361	11	165.2	46.6%	14	178.4	17,740	367.6	32.8%
	黒潮町	651.8	17	342.1	247.7	94.4		52.5%	9,318	11	199.3	58.3%	16	300.3	47,533	443.1	68.0%
	大月町	496.0	3	55.7	48.1	7.7		11.2%	1,595				1	24.3	2,669	80.0	16.1%
	三原村	440.4	13	279.4	259.3	20.1		63.4%	8,181	13	231.9	83.0%	2	254.4	25,993	301.9	68.6%
	小計	5,639.8	110	2,832.1	2,538.4	293.7		50.2%	82,026	61	991.7	35.0%	93	1,467.3	193,767	3,307.7	58.6%
合計	33,204.5	332	9,505.7	8,616.5	887.5	1.7	28.6%	273,980	168	3,447.3	36.3%	544	6,507.2	972,992	12,565.5	37.8%	

※) 農振農用地面積は、農業基盤課資料より抜粋

『多面的機能支払交付金
(農地維持支払交付金)』
による農振農用地カバー率



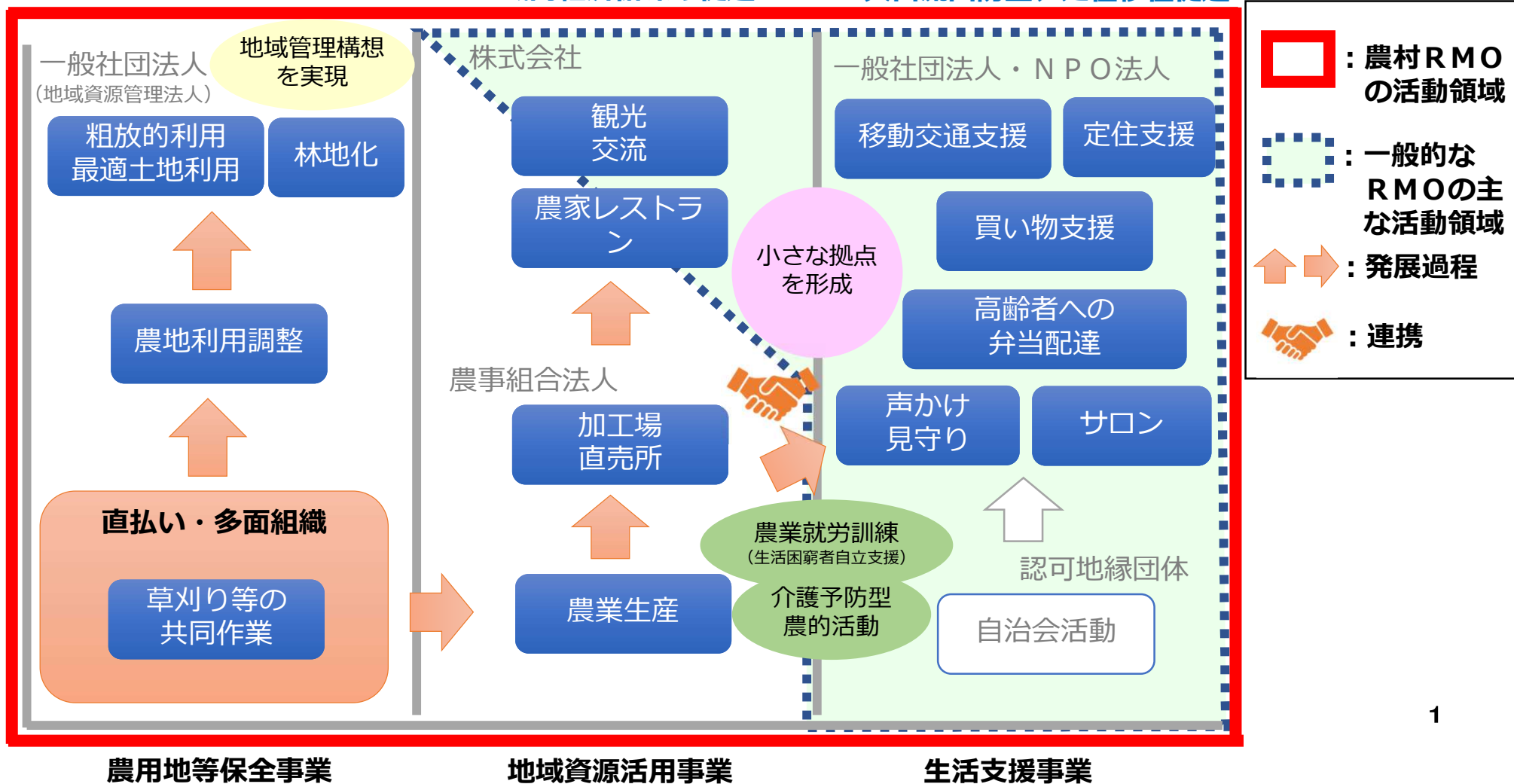
『多面的機能支払交付金
(農地維持支払交付金)』及び
『中山間地域等直接支払制度』
による農振農用地カバー率



農村RMOの事業領域と発展過程

- 農村RMOは、中山間直払いや多面支払いの組織などの農用地の保全活動を行う組織を中心に、地域の多様な主体を巻き込みながら、地域資源を活用した農業振興等による経済活動を展開し、さらに農山漁村の生活支援に至る取組を手がける組織へと、省庁横断的に発展させていくことが重要。

持続的で秩序ある土地利用の推進 (良好な農村空間の形成) → 地域の雇用創出、所得向上 域内経済循環の促進 → 地域における生活基盤の維持 人口流出防止、定住移住促進



組織力を高め 共同活動を継続させましょう

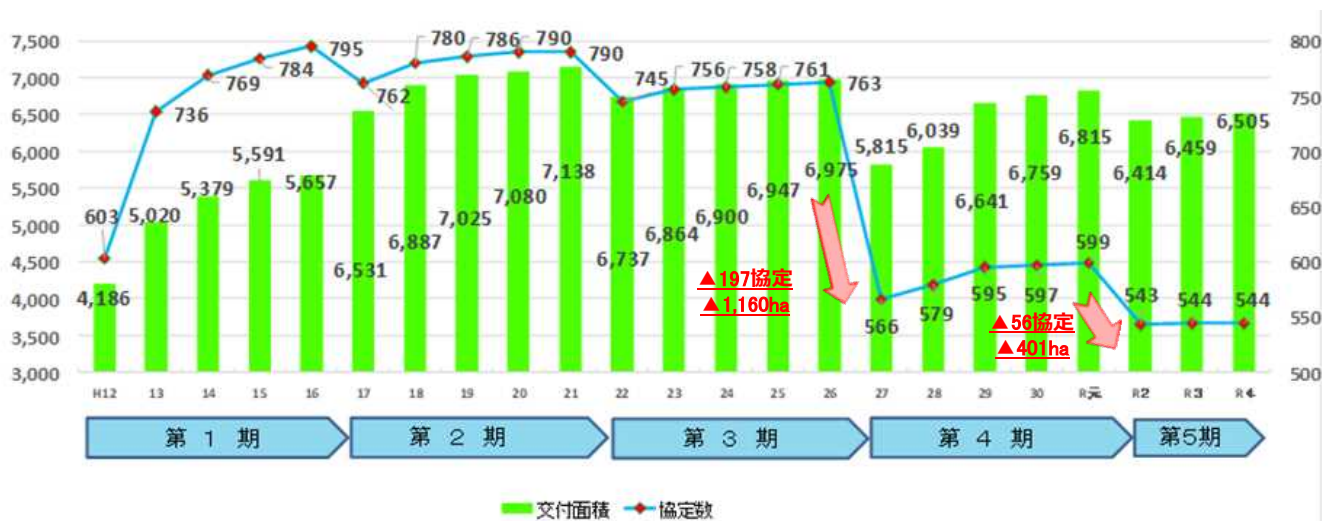
～地域組織との連携や広域化により事務を効率化～



高知県の実施状況

連携や広域化等する際の
支援内容は裏面へ！

中山間地域等直接支払制度の協定数と協定締結面積の推移（H12～R4）

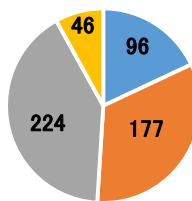


集落協定の代表者の年齢（人）

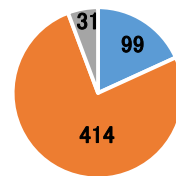
次期対策の継続意向（協定）

期の変わり目は、協定面積が減少します。多面的機能支払の活動組織も同様の傾向です。

アンケートでは



- ～59歳
- 60～69歳
- 70～79歳
- 80歳～



- 広域化意向有り
- 広域化意向無し
- 廃止

地域の共通の課題

- 共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない。
- 組織のリーダーや役員のなり手がいない。
- 組織内の特定の人物に事務処理等の負担が集中している。
- 組織の運営体制の世代交代が進まない。



こまった・・・



協定の代表者は、70歳以上が270人と全体の半数を占める

次期対策の継続意向では、31協定が廃止、99協定が単独での継続困難

このままでは、農地が維持できなくなる恐れが…2

連携・広域化に取り組むにあたっては、加算措置があります。詳しい支援内容は裏面へ



加算措置を活用し、組織間の連携による事務局機能の整備に取り組みましょう

加算措置の活用

これらの加算措置は、**体制整備単価（10割単価）の集落協定が対象です！**

集落協定広域化加算

対象農地	集落協定農用地
単価	3,000円/10a（地目にかかわらず）
上限額	200万円/年度
取組期間	1～5年
目標設定	<p>① 取組期間が単年である場合 主導的な役割を担う人材を確保した上で、集落協定の広域化による体制強化そのものを目標に設定します。</p> <p>② 取組期間が複数年である場合 主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化後の協定で達成する目標を定量的に一つ以上定めます。</p>



✧✧ 集落機能強化加算 ✧✧ おすすめ!

対象農地	集落協定農用地
単価	3,000円/10a（地目にかかわらず）
上限額	200万円/年度
取組期間	1～5年
目標設定	目標を定量的に一つ以上定める。 【支援内容（例）】 ・集落機能（営農に関するもの以外）を強化するために行う 集落内外の組織との連携体制の構築等 ・鳥獣対策に必要な 外部人材確保 など



生産性向上加算

対象農地	集落協定農用地
単価	3,000円/10a（地目にかかわらず）
上限額	200万円/年度
取組期間	1～5年
目標設定	目標を定量的に一つ以上定める。 【支援内容（例）】 ・ スマート農業の導入 を始めとした生産効率の向上 ・機械、農作業の 共同化 ・農作業の 省力化 ・ 農産物のブランド化 、加工、販売など



体制整備単価を受けるためには集落戦略の策定が必要です！



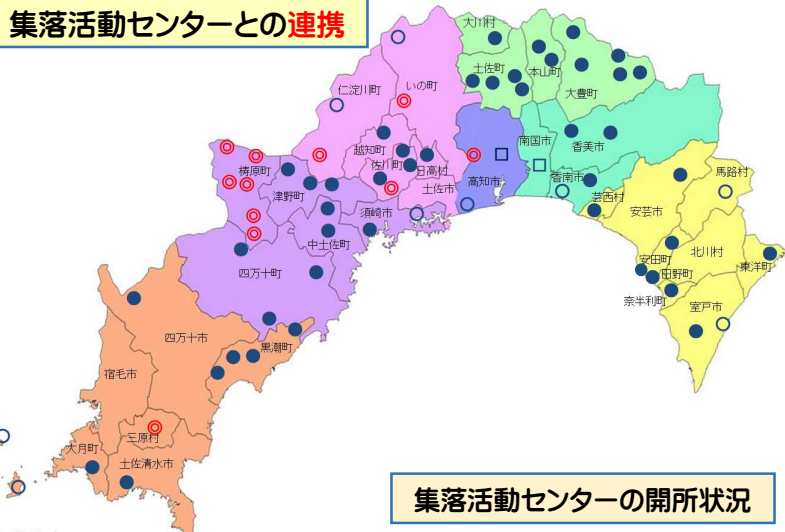
目標設定例

- 【広域化加算】
広域化した集落の事務局を担う**自治会等と連携し**、協定に沿った**事務作業などを担う人材を○名確保**する。
- 【集落機能加算】
集落内外の**集落活動センターとの新たな連携体制を構築し**、協定に沿った**事務作業などを担う人材を○名確保**する。
- 【生産性向上加算】
ドローン（自動草刈り機）を導入し、**ドローン（自動草刈り機）を活用した共同防除（共同管理）を○haで実施**する。

集落活動センターとの連携

集落活動センターを集落協定（活動組織）の事務局に、集落協定（活動組織）を集落活動センターの構成員に位置付けて**機能強化**

集落ぐるみで地域の維持・発展を目指す！



集落活動センターの開所状況

令和5年5月時点	32市町村	66カ所	所で開設
◎	既に連携	(11)	
●	連携の可能性がある	(44)	
○	農地保全組織のない地域	(9)	
□	中山間地域以外	(3)※	
※うち1地域は「農地保全組織のない地域」と重複			

さらに、農用地保全や地域資源活用等に取り組む場合は、交付金（**農村RMO等**）の支援を受けられます。詳しくは、下記のお問い合わせ先まで支援内容等をご確認ください。

◎お問い合わせ◎

◇高知県農業振興部農業政策課
◇お住まいの市町村農業担当課

事業推進担当 ☎088-821-4511

農用地保全、地域資源活用、生活支援の計画を策定し、地域コミュニティ機能の維持・強化に町内の組織が一体となり取り組む仕組みづくり

「人から人へ未来につなげる本山町」

－ 本山町 本山町全域地区 －

●地域の概要

世帯数 1,683戸（23集落）
面積 13,422ha
（うち農地278ha）

●実施主体（地域協議会）

本山町農村みらい会議【令和4年設立】
※町内の関係団体で新たに設立

●集落活動センターとの関係

集落活動センター「汗見川」、なめかわが構成員

将来ビジョン

農用地保全

本山町の農地を活用して、「**農業で生活が出来る町に**」「**美しい棚田が残る町に**」

- ①機械共同利用・スマート農業 ②農業組織づくり ③農産物の付加価値化
④遊休農地活用 ⑤農観連携 に取り組む

地域資源活用

本山町の地域資源を活用して、「**いつまでも自然豊かな美しい町に**」「**交流人口の行き交う町に**」

- ①地域食材の活用及び加工品開発 ②地域資源を観光につなげる
③自然を活用した場所づくり ④景観保全 ⑤情報発信
⑥飲食店開店・宿泊施設 ⑦学びの場づくり ⑧交流イベントの開催
⑨市街地の活性化 に取り組む

生活支援

これからも本山町で生活していくため、「**豊かにいつまでも暮らせる町に**」

「**地域の助け合いで安心して暮らせる町に**」

- ①教育・子育ての充実 ②仕事の場の充実 ③高齢者支援 ④中心街の充実
⑤若者の場づくり ⑥移住者との連携 ⑦公共施設の充実 ⑧集い、憩いの場づくり
⑨公共交通の充実 ⑩住宅の充実 に取り組む

運営組織（協議会）を新たに設立（農用地保全組織である集落協定、活動組織が構成員として参加）し、初年度に**農用地保全、地域資源活用、生活支援の将来ビジョンを策定**している【国交付金の農村RMOの形式を満たす】ことから、**新規・拡充の取り組み**について、**交付金の活用**が可能

交付金：農山漁村振興交付金（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）

交付金【R4年度：182.5万円】の主な用途

地域の将来ビジョンを策定するため、**先進地視察**や**ワークショップ**を複数回開催



集落活動センターの運営組織である住民グループに集落協定が加わり、耕作されていない農地を活用して栽培したイタドリの新商品を開発することで、農地保全と併せて集落活動センターの収益増加を目指す取り組み

－ いの町 いの町柳野地区 －

●地域の概要

世帯数 92戸（3集落）
面積 856ha
（うち農地17ha）

●実施主体（地域協議会）

明るい柳野を創る会【平成8年設立】
※地区住民及び目的に賛同する者で構成

●集落活動センターとの関係

明るい柳野を創る会が集落活動センター柳野の運営組織

主な活動内容

<継続> 従来からの活動を引き続き実施

<拡充> 従来からの活動を拡充、バージョンアップ

農用地保全

中山間地域等直接支払制度による農地保全の取り組み

・集落協定（中山間地域等直接支払制度）による農地保全活動 <継続>

集落活動センターでの活動

・耕作されていない農地を活用しイタドリの栽培 <継続>
・鳥獣対策 <継続>



地域資源活用

集落活動センターでの活動

・直販所兼食堂の運営 <継続>
・コシアブラ祭などイベントの開催 <継続>
・イタドリの加工、販売

<継続（一次加工し食品工業団地に供給）、**拡充（新商品の開発・販売）**>



生活支援

集落活動センターでの活動

・高齢者への弁当の配達 <継続>



運営組織（協議会）を設立（既存組織に集落協定代表者を追加）し、**将来ビジョン**に基づき、**農用地保全、地域資源活用、生活支援**の取り組みを行っている〔国交付金の農村RMOの形式を満たす〕ことから、**新規・拡充の取り組み**について、**交付金の活用**が可能

交付金：農山漁村振興交付金（農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業）

交付金【R4年度：160.9万円】の主な用途

イタドリの新商品の開発を行うことで**収益の増加**を目指し、食品加工場の整備※にあわせて、調理用器具（冷凍冷蔵庫など）を導入し、**新たな商品開発のための試作**を実施

※高知県集落活動センター推進事業費補助金を活用

集落協定の代表を地区の自治組織の会長（区長）が務める集落活動センターにおいて、共同作業の省力化、雉の生産・加工・販売事業の継承、集出荷と高齢者の見守り活動を開始し、地域住民の暮らしを守る取り組み

－ 梶原町 梶原町四万川地区 －

●地域の概要

世帯数 239戸（13集落）
面積 4,553ha
（うち農地29ha）

●実施主体（地域協議会）

集落活動センター「四万川」推進委員会（H25年設立）
※各集落を束ねる区長を会長として、地域内の団体等で構成

●集落活動センターとの関係

集落活動センター「四万川」推進委員会が運営組織

主な活動内容

<継続> 従来からの活動を引き続き実施 <拡充> 従来からの活動を拡充、バージョンアップ <新規> 新たに取り組む活動

農用地保全

中山間地域等直接支払制度による農地保全の取り組み

- ・集落協定（中山間地域等直接支払制度を活用）、活動組織（多面的機能支払交付金制度を活用）による**農地保全活動** <継続、**拡充**>

集落活動センターでの活動

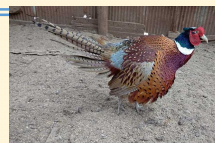
- ・田んぼオーナー制度 <継続>
- ・猟友会の担い手育成など <継続>
- ・**農産物をお金に換える仕組み（集出荷体制）** <拡充>
- ・**集落営農組織による農作業受委託の仕組みづくり** <新規>



地域資源活用

集落活動センターでの活動

- ・**雉肉の生産加工販売の承継** <新規>
- ・**新たな特産品づくり** <新規>



生活支援

集落活動センターでの活動

- ・給油所、タクシー、農林業資材、**集出荷の運営** <継続、**拡充**>
- ・葬祭会館の運営 <継続>



運営組織（協議会）を設立（既存組織を活用）し、**将来ビジョン**に基づき、**農用地保全、地域資源活用、生活支援**の取り組みを行っている〔国交付金の農村RMOの形成を満たす〕ことから、**新規・拡充の取り組み**について、**交付金の活用**が可能

交付金：農山漁村振興交付金（農村型地域
運営組織（農村RMO）形成推進事業）

交付金【R4年度：418.7万円】の主な用途

アシストスーツを導入し、共同作業の省力化の実証
梶原町出身のシェフに委託し、雉肉の**加工品の新たなレシピ開発**
農産物の集出荷と併せた高齢者の見守り活動の実証



集落協定の事務局の（一社）三原村集落活動センターやまびこが、「今後も村に住み続けたい」という村民の想いを実現するため、新たな挑戦へ！！

～米のブランド化の推進、新たな体験ツアープログラムづくり～

－ 三原村 三原村（全域）地区 －

●地域の概要

世帯数 749戸（13集落）
面積 8,537ha
（うち農地366ha）

●実施主体（地域協議会）

（一社）三原村集落活動センターやまびこ（H30年設立）
※社員は集落代表者、集落協会会長、村内の団体等で構成

●集落活動センターとの関係

（一社）三原村集落活動センターやまびこが運営組織

主な活動内容

農用地保全

<継続> 従来からの活動を引き続き実施

<拡充> 従来からの活動を拡充、バージョンアップ

中山間地域等直接支払制度による農地保全の取り組み

- ・集落協定（中山間地域等直接支払制度を活用）、活動組織（多面的機能支払交付金制度を活用）による農地保全活動 <継続>

集落営農組織、農事組合法人（施設園芸（シシトウ））による農地維持 <継続>

集落活動センターとしての取り組み

- ・集落協定の事務局 <継続>



地域資源活用

集落活動センターでの活動

- ・地元食材を使ったメニューを提供するやまびこカフェの運営 <継続>
- ・手作りこんにやくの商品化 <継続>
- ・**三原米のブランド化の推進** <継続、拡充>
- ・体験ツアープログラムの実施、新たな体験プログラムの作成 <継続（古木めぐりなど）、**拡充（ポタリング）**>



生活支援

集落活動センターでの活動

- ・コインランドリーの運営 <継続>



運営組織（協議会）を設立（既存組織を活用）し、**将来ビジョン**に基づき、**農用地保全、地域資源活用、生活支援**の取り組みを行っている〔国交付金の農村RMOの形成を満たす〕ことから、**新規・拡充の取り組み**について、**交付金の活用**が可能

交付金：農山漁村振興交付金（農村型地域
運営組織（農村RMO）形成推進事業）

交付金【R4年度：293.4万円】の主な用途

村内の魅力を発信し、移住促進等につなげるための**体験メニュー（ポタリング）**を試行し、体験交流活動を拡充
三原米のブランド化に向けて**視察研修の実施や商談会への参加**



農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】
 (令和4年度補正予算額 (中山間地農業推進対策) 1,440百万円の内数)

<対策のポイント>

中山間地域等において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織 (農村RMO)」の形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施します。

<事業目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出 (350地区 [令和7年度まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
 (デジタル田園都市国家構想の実現を後押し)

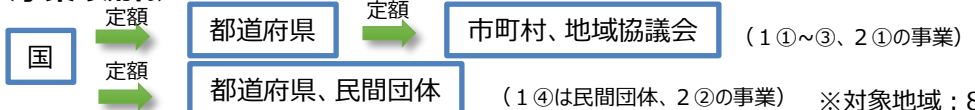
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネッサンス推進支援
 中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② **元気な地域創出モデル支援【令和4年度補正予算含む】**
 収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進します。
 【事業期間】最大3年間
 【交付率 (上限)】定額 (1,000万円(年基準額)×事業年数)
- ③ 地域レジリエンス強化支援
 地域レジリエンス強化連携協定に基づく災害時の避難等に関する活動を支援します。
 【交付率 (上限)】定額 (500万円/地区)
- ④ 中山間地複合経営実践支援
 地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織 (農村RMO) 形成推進事業

- ① **農村RMOモデル形成支援**
 地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。
 【事業期間】最大3年間
 【交付率 (上限)】定額 (1,000万円(年基準額)×事業年数)
- ② 農村RMO形成伴走支援
 協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。
 ※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上+《デジタル技術》
 高収益作物導入 + 栽培技術のeラーニング

イ 販売力強化+《デジタル技術》
 高精度トマト + 出荷予測システム構築

ウ 農用地保全+《デジタル技術》
 棚田の保全 + 自動制御

エ 複合経営+《デジタル技術》
 ミニトマト + 加工品開発 + 自動収穫ロボット

オ 生活支援+《デジタル技術》
 買い物支援 + 《デジタル技術を活用した生活サービス》

テレビ電話で買い物 + 直売所からの搬送

2. 農村RMO形成推進事業

① デジタル技術の導入・定着を含めた調査・計画作成・実証等

農用地保全

地域資源活用

生活支援

② 全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修

円滑に取り組めるよう既存施策も活用してフルサポート

情報通信環境整備対策 通信環境の整備	農山漁村発イノベーション サポートセンター 経営改善等の伴走支援
農村RMO推進研究会 ノウハウの横展開	INACOME 民間企業のスキル導入

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)19

事業要件等

事業内容：収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、**デジタル技術の導入・定着**を後押しすることで、優良事例創出を推進。

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：都道府県、市町村又は地域協議会

交付率（上限）：定額（1,000万円(年基準額)×事業年数)

実施期間：最大3年間

交付対象経費

旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)、土地基盤・機械・施設等整備費(実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む)

事業の流れ



メニュー一覧

地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進

ア 収益力向上に関する取組

野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上



高収益作物の導入 + 【栽培技術のeラーニング】

イ 販売力強化に関する取組

高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化



高品質作物生産 + 【出荷予測システム構築】

ウ 農用地保全に関する取組

棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践



農用地保全 + 【棚田の水管理を遠隔操作】

エ 複合経営に関する取組

農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践



農業・加工品開発 + 【自動収穫ロボット】

オ 生活支援に関する取組

農村地域における生活支援の取組



買い物支援 + 【デジタル技術を活用した生活サービス】

農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業 ～地域で支え合うむらづくりの推進～

【令和5年度予算概算決定額 9,070 (9,752) 百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する農村RMOの形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施します。

<事業目標>

農用地保全に取り組む地域運営組織（100地区 [令和8年度まで]）

<事業の内容>

1. 農村RMOモデル形成支援

地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組に対して支援します。

【事業期間】最大3年間

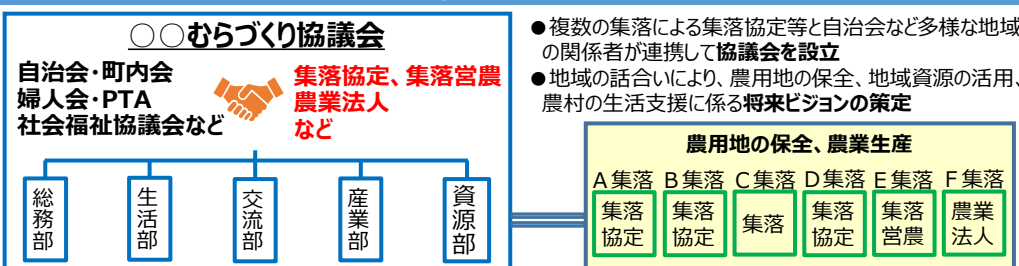
【交付率（上限）】定額（1,000万円(年基準額)×事業年数)

2. 農村RMO形成伴走支援

農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援します。

<事業イメージ>

農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ



農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

農村RMOモデル形成支援



農村RMO形成伴走支援



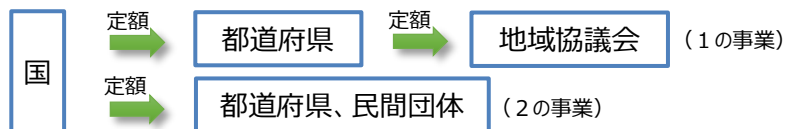
農村型地域運営組織（農村RMO : Region Management Organization）

複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織

※下線部は拡充内容

※対象地域：8法指定地域等

<事業の流れ>



中山間地域の保全のための農村型地域運営組織（農村RMO）のイメージ

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会など多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、農山漁村の生活支援に係る将来ビジョンを策定し、これに基づき各事業を実施。

農村RMO※

協議機能 協議会（総会）

（小学校区程度のエリア）

集落協定
集落営農
農業法人
など



自治会・町内会
婦人会・PTA
社会福祉協議会
など

地域の存続に向けて普段から組織的に活動を行っている農業者を母体とした組織を形成

事務局

総務部

生活部

交流部

産業部

資源部

地域の将来ビジョン

実行機能

事業の実施

資源管理

生産補完
農業振興

生活扶助

農用地の保全



地域ぐるみの農地の保全・活用

地域資源の活用



直売所を核とした域内経済循環

生活支援



集荷作業と併せた買い物支援

「農村空間を管理」し、農産物供給、景観、レクリエーション等「地域資源」を活用、さらに交流や居住等「生活」の空間として活用。

多面的機能支払の対象集落

A 集落協定

B 集落協定

C 集落

D 集落協定

E 集落協定

F 集落営農

G 農業法人

H 農業法人

中山間地域等直接支払の対象集落

中山間地域等直接支払、多面的機能支払による共同活動、組織的活動の下地

11

※ 地域運営組織が展開する活動は多種多様であり、法人格を持たない任意団体（自治会・町内会、自治会等の連合組織など）をはじめ、NPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社など多様な法人制度を活用。

農村RMOと元気モデルのデマケ

項目	農村RMOモデル形成支援	元気な地域創出モデル支援
事業内容	地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するため、以下の取組に係る調査、計画作成又は実証に関する取組を支援する。	地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより、調査、計画作成又は実証に関する取組を支援。優良事例の創出を加速させ、事例の横展開を推進。
事業メニュー	<p>ア 農用地保全に関する取組 持続的な農用地の保全</p> <p>イ 地域資源活用に関する取組 農産物を含む地域資源の活用</p> <p>ウ 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援</p>	<p>ア 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上</p> <p>イ 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産品の付加価値を高めて販売力を強化</p> <p>ウ 農用地保全に関する取組 棚田地域を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践</p> <p>エ 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践</p> <p>オ 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組</p>
対象地域	過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、指定棚田、農林統計上の中山間地域等	同左
実施主体	地域協議会	都道府県、 市町村 又は地域協議会
交付率（上限）	定額（1,000万円（年基準額）×事業年数）	同左
実施期間	最大3年間	同左
交付対象経費	旅費、諸謝金、委託費、事務費（通信運搬費、使用料、消耗品費、報酬、給与、職員手当等）、土地基盤・機械・施設等整備費 ※機械・施設等整備は原則リース	同左
地域協議会要件	<p>複数集落を含む地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体）</p> <p>(1) 目的 (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 (3) 意思決定方法 (4) 解散した場合の地位の継承者 (5) 事務処理及び会計処理の方法 (6) 会計監査及び事務監査の方法 (7) その他運営に関して必要な事項</p>	<p>地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体）</p> <p>(1) 目的 (2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲 (3) 意思決定方法 (4) 解散した場合の地位の継承者 (5) 事務処理及び会計処理の方法 (6) 会計監査及び事務監査の方法 (7) その他運営に関して必要な事項</p>
主な交付要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3分野の将来ビジョンの策定（既存でも可、未策定の場合は初年度策定）が必須 ・ 農用地保全の取組が必須（農用地保全組織との連携で可） ・ 事業計画で定量的な目標（アウトプット）設定及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画で定量的な目標（アウトプット）設定及び評価 ・ 取組を成果品として取りまとめ、他地区への横展開を図る（取組事例としての取りまとめや、取組に係る手順を示したマニュアル等他地区の農業者や関係者が参考にしやすい資料を想定）
活用しやすさ	・ 地域協議会に直接交付（市町村の予算化不要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域協議会が実施主体の場合は市町村の予算化不要 ・ 市町村が事業主体となれる ・ 事業メニューを自由選択（農用地保全は任意）
活用へのハードル	・ 3分野の将来ビジョン及び農用地保全の取組が必須	・ 地域別農業振興計画との関連性が必須

令和5年度

第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

(3) 多面的機能支払交付金の施策評価について

○多面的機能支払交付金高知県施策評価報告書（案）

農業政策課

多面的機能支払交付金 高知県施策評価に係る参考資料

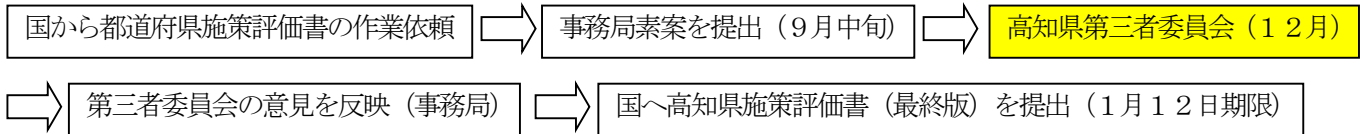
<多面的機能支払交付金の都道府県施策評価書について>

・国と都道府県のそれぞれに第三者機関を設置し、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映することとしている。国の評価にあたっては、都道府県における評価を参考とするため、都道府県第三者委員会に諮ったうえで、意見を反映したものを国へ提出する。

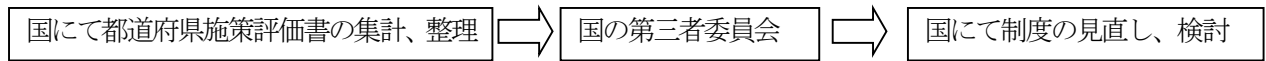
- ・作業内容としては中間評価（令和3年度に実施）をベースに、最新の状況に更新し施策の評価をまとめる。
（報告様式：施策評価報告書、優良事例（それぞれ国が様式を指定））

<施策評価のスケジュール>

（令和5年度）



（令和6年度）



令和7年度～令和11年度にかけて
多面的機能支払制度の第3期

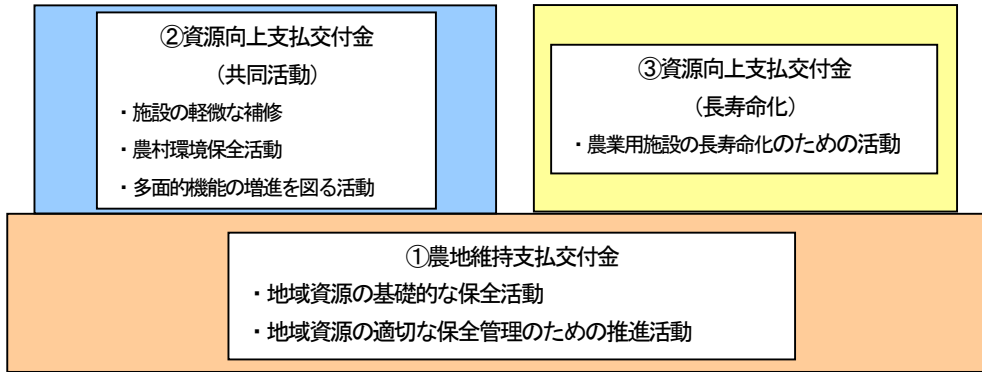
<交付金の構成>

多面的機能支払交付金は「2階建て」で構成されています。

1階部分の『農地維持支払』では、水路の泥上げや農道の草刈りなど基礎的な保全活動の取り組み。

2階部分の追加で選択できる『資源向上支払（共同）』では、非農業者と一緒に施設の軽微な補修、生態系保全、景観形成といった農村環境保全活動の取り組み。

同様に『資源向上支払い（長寿命化）』は、老朽化が進んだ施設の補修・更新の取り組み。



※中山間地域等直接支払に取り組んでいる地域については、資源向上支払（長寿命化）のみに取り組むことが可能

<施策評価に用いた調査、アンケート一覧>

（国による調査、アンケート）

実施状況報告（H30～R4） 全ての組織が対象	第2章 多面的機能支払交付金の実施状況
自己評価、市町村評価（H30～R3） ※活動2年目（92組織）、4年目（185組織） 計277組織が対象	第3章 多面的機能支払交付金の効果
アンケート調査（R2） （無作為に抽出した7組織のみ対象）	第3章 多面的機能支払交付金の効果
新たな自己評価、市町村評価（R4） ※活動2年目、4年目を基本として 計67組織が対象	第4章 対象組織の自己評価に対する市町村評価 3. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価
アンケート調査（R5） （13市町村・13組織のみ対象）	第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等 1.（2）～（9）

（県によるアンケート）

アンケート調査（R3） （32市町村を対象）	第3章 多面的機能支払交付金の効果（表中斜体表記）
-------------------------------	---------------------------

多面的機能支払交付金高知県施策評価報告書（案）

第1章 取組の推進に関する基本的考え方.....	1
第2章 多面的機能支払交付金の実施状況.....	2
1. 3支払の実施状況.....	2
(1) 農地維持支払.....	3
(2) 資源向上支払（共同）.....	4
(3) 資源向上支払（長寿命化）.....	5
2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）.....	6
第3章 多面的機能支払交付金の効果.....	7
1. 調査方法.....	7
2. 効果の発現状況.....	7
(1) 資源と環境.....	8
1) 地域資源の適切な保全管理.....	8
2) 農業用施設の機能増進.....	9
3) 農村環境の保全・向上.....	10
4) 自然災害の防災・減災・復旧.....	11
(2) 社会.....	12
1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献.....	12
(3) 経済.....	14
1) 構造改革の後押し等地域農業への貢献.....	14
(4) 都道府県独自の取組.....	15
第4章 対象組織の自己評価に対する市町村評価.....	17
1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価.....	17
(1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況.....	17
(2) 推進活動の自己評価に対する市町村評価.....	17
2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価.....	18
3. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価.....	18
(1) 組織の活動の実施状況.....	18
(2) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況および多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価.....	19
(3) 活動の継続や展開に向けた取組の実施状況の点検について.....	20
(4) 活動の効果、活動による地域の変化等の確認について.....	21
4. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価に対する市町村評価.....	23
第5章 取組の推進に係る活動状況.....	23
1. 基本的な考え方.....	23
2. 都道府県の推進活動.....	25

3. 市町村の推進活動.....	25
4. 推進組織の推進活動.....	26
第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等.....	28
1. 取組の推進等に関する課題、対応状況、今後の取組方向.....	28
(1) 取組の推進に係る活動について.....	28
(2) コロナ禍による行動制限について.....	30
(3) デジタル技術の活用について.....	30
(4) 地域外からの人の呼び込みについて.....	31
(5) 若者女性などの多様な参画について.....	32
(6) 教育機関との連携について.....	32
(7) 生態系保全、環境保全型農業に関する取組について.....	33
(8) 地域防災（「田んぼダム」）の取組について.....	34
(9) 取組推進のためのノウハウの蓄積・活用について.....	34
2. 制度に対する提案等.....	35

第1章 取組の推進に関する基本的考え方

高知県では、過疎化・高齢化等に伴う集落機能の低下により、農地・農業用水等の資源の保全管理が困難化するとともに、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。これらの状況や、これまで整備してきた農業用施設の多くが耐用年数を経過し老朽化に伴う機能低下が進行している状況を踏まえ、「第4期高知県産業振興計画」では、本事業の維持・拡大を図り、中山間地域の農業を支える仕組みの再構築を進めることを戦略の柱としている。

また、平成19年度から地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全のための活動に対し支援を行ってきたが、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や多面的機能の維持・発揮の観点から、地域主体の保全管理活動の強化が重要となっている。

このため、地域共同による農地・農業用水等の資源や農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化等の活動に対し多面的機能支払交付金により支援する。

第2章 多面的機能支払交付金の実施状況

1. 3支払の実施状況

本交付金を実施する市町村数は、平成30年度には30市町村（うち栲原町は長寿命化のみ取組）であったが、令和元年度に田野町、令和2年度に大豊町が加わったことで32市町村となった。

平成30年度から令和4年度にかけての対象組織数は、農地維持支払で332～341組織、資源向上支払（共同）で232～243組織、資源向上支払（長寿命化）で243～255組織と年度により多少の増減はあるが概ね安定して推移した。

各年度で新たに活動を開始した組織（長寿命化のみ実施する活動組織を含む）は、平成30年度・11組織、令和元年度・9組織、令和2年度・19組織、令和3年度・5組織、令和4年度・3組織であった。また、令和2年度には県内初の広域活動組織が黒潮町に設立された。一方、活動を取り止めた組織は平成30年度・22組織、令和元年度・12組織、令和2年度・7組織、令和3年度・7組織、令和4年度・4組織であり、主に役員の後継者不足や事務への対応が困難になった等によるものであった。

各活動における認定及び対象農用地面積についても年度による増減はあるが、概ね安定して推移した。農地維持支払の約9,600haに対し、資源向上支払（共同）ではその約7割、資源向上支払（長寿命化）では約8割の面積を対象に取組が実施された。なお、対象施設についても同様に概ね安定して推移した。

交付金額（農地維持支払と資源向上支払の合計）については、平成30年度・690百万円、令和元年度・681百万円、令和2年度・661百万円、令和3年度・642百万円、令和4年度・627百万円と減少した。主な原因は対象農用地面積の減少と資源向上支払（長寿命化）の交付率が下がったことであった。

資源向上支払交付金（共同活動）の農村環境保全活動については、どの年度においてもほとんどの活動組織が景観形成・生活環境保全を選択し、このうち約8割が植栽活動、約2割が農道・水路の定期的な清掃を実施した。

(1) 農地維持支払

		H30	R1	R2	R3	R4	備考	
市町村数	市町村	29	30	31	31	31	全市町村数： 34市町村	
	取組率	%	85	88	91	91	市町村数÷全市町村数	
対象組織数	組織	341	333	336	336	332		
	広域活動組織	組織	0	0	1	1		
認定農用地面積	ha	9,597.43	9,301.91	9,679.67	9,754.55	9,717.42	農振農用地面積： 29,854.7ha (H30) 33,305.3ha (R1) 33,309.2ha (R2) 33,204.5ha (R3)	
	カバー率	%	32	28	29	29	—	認定農用地面積÷ 農振農用地面積
	農振農用地 区域外	ha	26	37	52	54	65	
対象 施設	水路	km	2,973	3,029	3,032	3,096	3,092	
	道路	km	1,658	1,667	1,707	1,734	1,752	
	ため池	箇所	126	108	105	107	112	
交付金額	百万円	273	267	279	279	276		

(2) 資源向上支払 (共同)

		H30	R1	R2	R3	R4	備考	
市町村数	市町村	25	25	25	25	25	全市町村数： 34市町村	
	取組率	%	74	74	74	74	市町村数÷全市町村数	
対象組織数	組織	243	232	237	235	233		
	広域活動組織	組織	0	0	1	1	1	
認定農用地面積	ha	7,115.35	6,807.75	7,158.09	7,139.44	7,123.76	農振農用地面積： 29,854.7ha (H30) 33,305.3ha (R1) 33,309.2ha (R2) 33,204.5ha (R3)	
	カバー率	%	24	20	21	22	—	認定農用地面積÷ 農振農用地面積
	農振農用地 区域外	ha	—	25	41	41	53	
対象 施設	水路	km	2,291	2,217	2,327	2,369	2,372	
	道路	km	1,289	1,239	1,316	1,321	1,324	
	ため池	箇所	101	83	92	90	95	
交付金額	百万円	119	116	123	123	122		
テーマ	生態系保全	組織	29	28	28	34	35	
	水質保全	組織	19	18	16	23	19	
	景観形成 ・生活環境保全	組織	226	218	225	221	220	
	水田貯留 ・地下水かん養	組織	2	4	5	4	4	
	資源循環	組織	0	1	1	1	1	

(3) 資源向上支払（長寿命化）

		H30	R1	R2	R3	R4	備考	
市町村数	市町村	20	18	21	21	24	全市町村数： 34市町村	
	取組率	%	59	53	62	62	71	市町村数÷ 全市町村数
対象組織数	組織	255	243	253	245	245		
	広域活動組織	組織	0	0	1	1	1	
対象農用地面積	ha	7,954.54	7,629.27	8,042.41	7,952.27	7,970.98	農振農用地面積： 29,854.7ha (H30) 33,305.3ha (R1) 33,309.2ha (R2) 33,204.5ha (R3)	
	カバー率	%	27	23	24	24	—	対象農用地面積÷ 農振農用地面積
	農振農用地 区域外	ha	—	24	48	51	57	
対象 施設	水路	km	161	140	157	400	588	
	道路	km	118	95	92	186	272	
	ため池	箇所	3	4	10	12	25	
交付金額	百万円	298	298	259	240	229		

2. 多様な主体の参画状況（対象組織の構成員）

個人の参画数は、年度による増減はあるが、農業者及び農業者以外のいずれにおいても減少傾向である。農業者個人における全活動組織に対する割合は、平成30年度45.2人、令和元年度44.1人、令和2年度44.2人、令和3年度43.1人、令和4年度42.9人となっており、1組織あたりの人数はほぼ横ばいで推移した。また、農業者団体の参画数については、農事組合法人が平成30年度の8団体から令和4年度には30団体まで増加しており、集落営農活動が盛んに行われている県西部（21団体）で多い傾向が見られた。一方、農業者以外の団体の参画数については、減少傾向であった。

			H30	R1	R2	R3	R4	備考
農業者	個人	人	16,478	15,458	15,825	15,345	15,021	
	農事組合法人	団体	8	20	28	29	30	
	営農組合	団体	23	27	24	31	33	
	その他の農業者団体	団体	67	59	66	83	85	
	団体数計	団体	98	106	118	143	148	
農業者以外	個人	人	2,739	2,375	2,683	2,416	2,405	
	自治会	団体	337	282	298	304	285	
	女性会	団体	53	47	48	45	43	
	子供会	団体	23	17	18	17	15	
	土地改良区	団体	23	20	18	19	19	
	JA	団体	17	13	12	11	11	
	学校・PTA	団体	46	43	42	36	36	
	NPO	団体	3	3	5	2	5	
	その他	団体	319	279	260	251	238	地域の消防団や敬老会等
	団体数計	団体	821	704	701	685	652	

第3章 多面的機能支払交付金の効果

1. 調査方法

(1) 国による調査

平成30年度から令和3年度に活動2年目(延べ92組織)、4年目(延べ185組織)を迎えた活動組織を対象に行った自己評価・市町村評価、また令和2年度に無作為抽出した7活動組織を対象に行ったアンケート調査の結果を集計した。

(2) 県による独自調査

上記調査で把握できない項目(表中斜体表記)について、令和3年度に活動組織のある32市町村を対象にアンケート調査を行い、その結果を集計した。

2. 効果の発現状況

【評価区分】

- | |
|---|
| <p>a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)</p> <p>b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)</p> <p>c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる
(全体の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)</p> <p>d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である
(全体の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)</p> |
|---|

(1) 資源と環境

1) 地域資源の適切な保全管理

「遊休農地の発生防止」、「水路・農道等の地域資源の適切な保全」についてはほとんどの組織で効果が認められており、本制度の活動によって農地や農業用施設が適切に保全管理された。

また、「非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成」についても大半の組織で効果が見られており、地域住民へ農業・農村の有する多面的機能への理解を深めることができた。

「鳥獣被害の抑制・防止」については、半数未満ではあるが、山間部の活動組織において防護柵の点検等を実施し、鳥獣による作物被害の抑制につながった。

「水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化」については、環境の変化に伴い集落のおかれている状況が厳しくなる中で、人材の確保として非農業者との連携を更に進める必要がある。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
遊休農地の発生防止 (市町村評価：共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生を抑制 92%) (活動組織アンケート Q1：本交付金に取り組んでいなければ、活動の対象農用地内に遊休農地が発生または面積が拡大していたと思う 100%)	■	□	□	□
水路・農道等の地域資源の適切な保全 (自己評価：水路・農道等の地域資源の機能維持 67%) (活動組織アンケート Q2：本交付金に取り組んでいなければ、農業用施設の管理が粗放化、施設の機能低下が進行していると思う 100%)	■	□	□	□
鳥獣被害の抑制・防止 (自己評価：鳥獣被害の防止等の農地利用や地域環境の改善 41%)	□	□	■	□
非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成 (自己評価：施設を大事に使うという意識の向上 49%) (活動組織アンケート Q3：活動を通じて、地域の農地や農業水利施設等への関心や理解、取組への協力意識が高まっていると思う 100%)	□	■	□	□
水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化 (自己評価：水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保 53%) (市町村評価：共同活動に参加する非農業者が増えている等、地域資源の管理体制が強化 36%)	□	□	■	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献》

農振農用地面積のカバー率は、平成 30 年度・32%、令和元年度・28%、令和 2 年度・29%、令和 3 年度・29%、令和 4 年度・29%とやや減少傾向にあるが、これは令和元年度以降に農振農用地面積が約 10%増加したことによるものである。新規には場整備を行う地域では、本交付金の取組が推進されており、今後も地域の農業用施設の保全への貢献が見込まれる。

指 標	現況 (R4)	目標 (R5)
SDGs 2 : 持続可能な農業生産を支える		
本交付金の取組が行われている農地の割合 (カバー率)	29%	29%

2) 農業用施設の機能増進

資源向上支払 (共同、長寿命化) の活動を通じて、「施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制」、「定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減」についてほとんどの組織で効果が認められ、農業用施設の機能が適切に維持され、破損等による被害を防止できた。

また、「農業用施設の知識や補修技術の向上」については半数未満であるが、施工技術を持つ構成員から施工技術を学び、組織全体の技術向上につながるなど効果が見られた組織があった。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制 (活動組織アンケート Q6 : 資源向上支払 (長寿命化) に取り組まなかった場合、破損、老朽化等により農業生産への影響が出ると思う 100%)	■	□	□	□
農業用施設の知識や補修技術の向上 (自己評価 : 地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上 41%) (活動組織アンケート Q4 : 資源向上支払 (共同、長寿命化) への取組により、補修技術が高まっていると思う 43%)	□	□	■	□
定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減 (活動組織アンケート Q5 : 資源向上支払 (共同、長寿命化) への取組により、定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工を導入したこと等により、施設の維持管理費が低減されていると思う 86%)	■	□	□	□

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献》

本交付金の活動により、対象となる地域の多くの施設が点検や補修等で適正に管理されるとともに、災害で突発的に生じる施設の軽微な破損等に対しても自らの施工により迅速に対応できる体制が整えられた。

指 標	現況 (R4)	目標 (R5)
SDGs 9 : 災害に強いインフラづくりとそのための技術開発に貢献する		
資源向上支払 (共同、長寿命化) の対象施設量	水路 3,040km 道路 1,717km ため池 111 箇所	水路 3,000km 道路 1,700km ため池 100 箇所
増進活動 (地域住民による直営施工) に取り組む組織数	93 組織 27%	100 組織 28%

3) 農村環境の保全・向上

農村環境保全活動の実施による「地域の環境の保全・向上」に対する効果は約4割の組織で認められた。

このうち、「地域の環境の保全・向上（水質）」、「地域の環境の保全・向上（景観）」についてはほとんどの組織で効果が認められており、水質調査による水質や植栽活動及び清掃による景観・生活環境の改善につながった。

一方、「地域の環境の保全・向上（生態系）」については、本調査の対象が1組織しかなく低評価となったが、調査対象外の組織では地元大学や小学校と連携した生物調査が実施され、生態系保全や意識醸成につながった事例もあった。

また、「地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上」については大半の組織で効果が見られており、活動を通じて参加者の環境の保全に対する意識が向上した。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
地域の環境の保全・向上 (自己評価：農村環境の向上 40%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上（生態系） (活動組織アンケート Q7-1-1：活動を通じて、生息する在来生物の種類や生息数が増えたり、外来生物の生息範囲や生息数が減るなど、生態系保全の効果が出てきたと思う 0%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上（水質） (活動組織アンケート Q7-2-1：活動を通じて、地域の農業用水などの水の濁りや異臭が減少するなど、水質保全の効果が出てきたと思う 100%)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域の環境の保全・向上（景観） (活動組織アンケート Q7-3-1：活動を通じて、景観形成のための植栽面積が増えたり、雑草の繁茂や不法投棄が減るなど、景観形成・生活環境保全の効果が出てきたと思う 80%)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上 (自己評価：地域住民の農村環境保全への関心の向上 45%) (活動組織アンケート Q7-1-2：活動を通じて、参加者は、生態系保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う 0%) (活動組織アンケート Q7-2-2：活動を通じて、参加者は、水質保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う 100%) (活動組織アンケート Q7-2-2：活動を通じて、参加者は、景観形成・生活環境保全に対する関心や理解、取組の協力意識が高まっていると思う 80%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献》

生物多様性の保全の活動については、主に外来種（スクミリンゴガイやセイタカアワダチソウ）の駆除が実施され、外来種の蔓延防止につながった。

また、水質保全の活動については、水質調査や施設等の定期的な清掃活動への取り組みを通じて、地域の水質汚染や海洋へのゴミの流出を防止した。

指 標	現況 (R4)	目標 (R5)
SDGs15：地域における生物多様性を保全する		
生態系保全に取り組む組織数	35 組織 10%	37 組織 10%
生態系保全（外来種の駆除）に取り組む組織数	18 組織 5%	20 組織 5%
SDGs 6：地域における水質を保全する		
水質保全に取り組む組織数	20 組織 6%	20 組織 6%
景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数	48 組織 14%	50 組織 14%
SDGs14：海洋・海洋資源を保全する		
水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数	4 組織 1%	4 組織 1%
水質保全に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	20 組織 6%	20 組織 6%
景観形成・生活環境保全（施設等の定期的巡回点検・清掃）に取り組む組織数（SDGs 6 と重複）	48 組織 14%	50 組織 14%
SDGs 7：持続可能なエネルギーの利用を推進する		
資源循環（小水力発電施設の適正管理）に取り組む組織数	1 組織 0.3%	1 組織 0.3%
SDGs12：持続可能な生産・消費を進める		
資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数	233 組織 67%	235 組織 67%
水田貯留機能増進・地下水かん養（水源かん養林等の保全）に取り組む組織数（SDGs14 と重複）	4 組織 1%	4 組織 1%
資源循環に取り組む組織数	1 組織 0.3%	1 組織 0.3%

※斜体は様式 2-4 等では把握できない項目、以下同様。

4) 自然災害の防災・減災・復旧

「自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止」、「災害後の点検や復旧の迅速化」について大半の組織で効果が認められており、施設の点検・補修等や農用地の水路の泥上げの活動が災害の被害軽減や迅速な復旧に役立っている。

一方、「地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化」については、県内ほぼ全ての地域で活動組織とは別に組織された自主防災組織による活動が広く定着しており、住民の防災意識が元々高いため低評価となったと考えられる。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止 (自己評価：自然災害や二次災害による被害の抑制・防止 14%) (活動組織アンケート Q9：排水路の泥上げやため池の点検・補修など、多面的機	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

能支払により施設の維持管理を行う活動が、異常気象時における被害減少や早期復旧に役立っていると思う 86%) (活動組織アンケート Q10-1:水路等の施設を適正に管理することで、大雨時の水害を防止 71%)				
災害後の点検や復旧の迅速化 (活動組織アンケート Q10-6:軽微な被害箇所を早急に復旧 57%)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化 (自己評価:地域住民の防災・減災に対する意識の向上 9%) (活動組織アンケート Q10-4:共同活動を通じた管理体制の整備や地域コミュニティ力の向上により、災害時に地域でまとまって対応 29%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献》

農地維持の活動に取り組む全ての活動組織で、異常気象後の見回りや必要に応じての応急処置が実施されており、被害の低減や拡大防止につながった。

指 標	現況 (R4)	目標 (R5)
SDGs13: 気候変動及びその影響を軽減するための対策を実践する		
農地維持支払に取り組む組織数 (異常気象時の対応を行っている組織数)	332 組織 95%	330 組織 100%
水田貯留機能増進・地下水かん養に取り組む組織数	4 組織 1%	4 組織 1%
増進活動 (防災・減災力の強化) に取り組む組織数	1 組織 0.3%	1 組織 0.3%
啓発・普及 (地域住民等との交流活動) で、地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図っている組織数	0 組織 0%	1 組織 0.2%

(2) 社会

1) 農村の地域コミュニティの維持・強化への貢献

「話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化」について、本制度により地域の話し合いや行事、イベントが盛んになるなど一定の効果は見られるが、周辺集落との連携等には十分につながっていない。

「各種団体や非農業者等の参画の促進」、「地域づくりのリーダーの育成」について、本制度により非農業者や非農業団体 (子供会、学校・PTA、女性会等) が地域活動に参加するきっかけとなっている部分もあり、引き続き地域住民の参加を促進しながら、集落間の交流、人材育成など進めていく必要がある。

また、「農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化」については、取り組んでいる組織数が少なく (1 組織のみ)、効果が限定的であったが、伝統農法等の継承活動が地域の結びつきにつながった。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化 (自己評価：隣接集落等他の集落との連携体制の構築 12%) (自己評価：地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上 22%) (活動組織アンケート Q12:地域が目指す方向についての話し合いが始まった、あるいは盛んになった 57%) (活動組織アンケート Q12:地域の行事やイベントが始まった、あるいは盛んになった 57%) (活動組織アンケート Q13-4:多面的機能支払に取り組んでいなければ、地域に関わる話し合いの回数や参加者数が減るだろう 回数 71%、参加者数 71%)	□	□	■	□
各種団体や非農業者等の参画の促進 (自己評価：農村の将来を考える地域住民の増加 39%) (活動組織アンケート Q8：農村環境保全活動は、非農業者や非農業団体が本交付金の活動やその他の地域活動に参加するきっかけとなっている 43%) (活動組織アンケート Q13-2：多面的機能支払に取り組んでいなければ、活動の実施や参加者数が減る、あるいは活動を行わないだろう 農地維持 100%、資源向上(共同) 79%)	□	■	□	□
地域づくりのリーダーの育成 (活動組織アンケート Q14-4：本交付金による取組は、地域づくりのリーダーの育成に役立っている 43%)	□	□	■	□
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 (自己評価：伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化 7%)	□	□	□	■

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献》

本交付金の活動へは、女性会（43 団体）、子供会（15 団体）、学校・PTA（36 団体）が参加しており、農業者以外にも多様な主体や女性の参画が図られた。

また、そのうち一部の活動組織では、小学生を対象とした農業体験学習等が実施され、地域住民の農業・農村への理解の深化につながった。

指 標	現況 (R4)	目標 (R5)
SDGs16：多様な主体の参画による地域づくりを促進する		
女性会、子供会、学校・PTA が参画する組織数	94 組織 27%	100 組織 28%
保安全管理の目標（多様な参画・連携型）を選択した組織数	25 組織 7%	25 組織 7%
SDGs 5：女性の参画により、地域や組織の取り組みの可能性を広げる		
女性会が参画する組織数	43 組織 12%	45 組織 12%
女性役員がいる組織数	47 組織 13%	50 組織 14%
活動に参加する女性の割合※活動組織アンケート等	21%	21%
SDGs 8：地域における所得向上や雇用の確保を図る		
増進活動（農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化）に取り組む組織数	1 組織 0.3%	1 組織 0.3%

SDGs11：住み続けられる地域をつくる			
多面的機能支払に取り組む農業集落の割合 ※2020年農林業センサス	759 集落 30%	760 集落 30%	
多様な主体の参画数（構成員数）	17,426 人・ 800 団体	17,500 人・ 810 団体	
都市的地域と平地～山間農業地域に跨る組織数	0 組織 0%	0 組織 0%	
SDGs 4：地域内外の人に質が高い教育・生涯学習の機会を提供する			
資源向上支払（共同＝農村環境保全活動）に取り組む組織数	233 組織 67%	231 組織 66%	
啓発・普及活動（学校教育等との連携）に取り組む組織数	19 組織 5%	20 組織 5%	
SDGs 3：やすらぎや福祉の機会を提供する			
増進活動（やすらぎ・福祉及び教育機能の活用）に取り組む組織数	4 組織 1%	5 組織 1%	

（3）経済

1）構造改革の後押し等地域農業への貢献

「非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減」、「担い手農業者の育成・確保」については、非農業者の関わりによる農業者の負担軽減には十分つながっていない。

「農地の利用集積の推進」については、担い手の確保など課題がある中で、本制度による活動が地域内での話し合いのきっかけとなっている部分もある。

また、「農産物の高付加価値化や6次産業化の推進」については、本制度以外の支援策で活動に取り組むことが多く、効果は限定的となっている。

効果項目 (指 標)	評 価			
	a	b	c	d
非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減 (自己評価：担い手農業者や法人等の負担軽減 14%) (自己評価：地域内外の担い手農業者との連携体制の構築 46%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
担い手農業者の育成・確保 (自己評価：地域農業の将来を考える農業者の増加 56%) (自己評価：周辺農業者の営農意欲の維持、または拡大 18%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農地の利用集積の推進 (自己評価：不在村地主との連絡体制の確保 24%) (市町村評価：担い手農業者への農地利用集積・集約または話し合い 34%) (活動組織アンケート Q11：本交付金の取組は、農地の利用集積や集積に向けた話し合い等のきっかけになっている 86%)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農産物の高付加価値化や6次産業化の推進 (市町村評価：特産品の生産や6次産業化の取組、またはそのための検討 6%) (市町村評価：環境にやさしい農業の拡大、または拡大に向けた検討 8%) (活動組織アンケート Q11-3：本交付金の取組は、新たな生産品目づくり、農業経	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

営の複合化、6次産業化などのきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている 57%) (活動組織アンケート Q11-4: 本交付金の取組は、非農業者が地域の農業や農業用水、農業用施設等に関心をもつきっかけになるなど、地域農業の発展に役立っている 71%)				
---	--	--	--	--

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献》

本交付金を活用したコスモスやアジサイ等の植栽や棚田の景観維持等の活動が、地域での鑑賞イベント等の開催や観光客の増加に結びつき、地域の活性化につながった。

指 標	現況 (R4)	目標 (R5)
SDGs 2: 持続可能な農業生産を支える		
本交付金と合わせて環境保全型農業直接支払交付金に取り組む組織数	7 組織 2%	8 組織 2%
SDGs 8: 地域における所得向上や雇用の確保を図る		
地域住民以外の方が参加する活動を実施している組織数	15 組織 4%	17 組織 4%
景観形成等により地域住民以外の方が来訪する資源を創出している組織数	96 組織 27%	100 組織 28%

(4) 都道府県独自の取組

本制度で本県が独自に定めた取組には、農地維持支払のみ実施する活動組織を対象とした「農用地、水路、農道及びため池についての施設の軽微な補修」、長寿命化を実施する活動組織を対象とした「暗渠排水（排水口）及び給水栓の補修・更新」がある。

農地維持支払のみ実施する活動組織は令和4年度時点で49組織あり、これらのうち「農用地についての施設の軽微な補修」については17組織、「農道・水路についての施設の軽微な補修」についてはそれぞれ28組織が実施され、ある程度の効果が見られた。また、「ため池の施設の軽微な補修」や「暗渠排水（排水口）の補修・更新」については活用事例がなく、評価できなかった。「給水栓の補修・更新」は8組織で実施され、ある程度の効果が見られた。

都道府県独自で定めている内容	評価
活動が農地維持支払のみの場合、農用地について、施設の軽微な補修に取り組むことができる。	○
活動が農地維持支払のみの場合、農道について、施設の軽微な補修に取り組むことができる。	○
活動が農地維持支払のみの場合、水路について、施設の軽微な補修に取り組むことができる。	○
活動が農地維持支払のみの場合、ため池について、施設の軽微な補修に取り組むことができる。	—
資源向上支払（長寿命化）の農用地に関する対象活動として、暗渠排水（排水口）の補修・更新に取り組むことができる。	—

<p>資源向上支払（長寿命化）の農用地に関する対象活動として、給水栓の補修・更新に取り組むことができる。</p>	○
--	---

- 評価
- ◎：かなりの効果があった、かなりの効果が現れる見込みがある
 - ：ある程度効果があった、ある程度効果が現れる見込みがある
 - △：あまり効果がなかった、あまり効果が現れる見込みがない
 - ×：全く効果がなかった

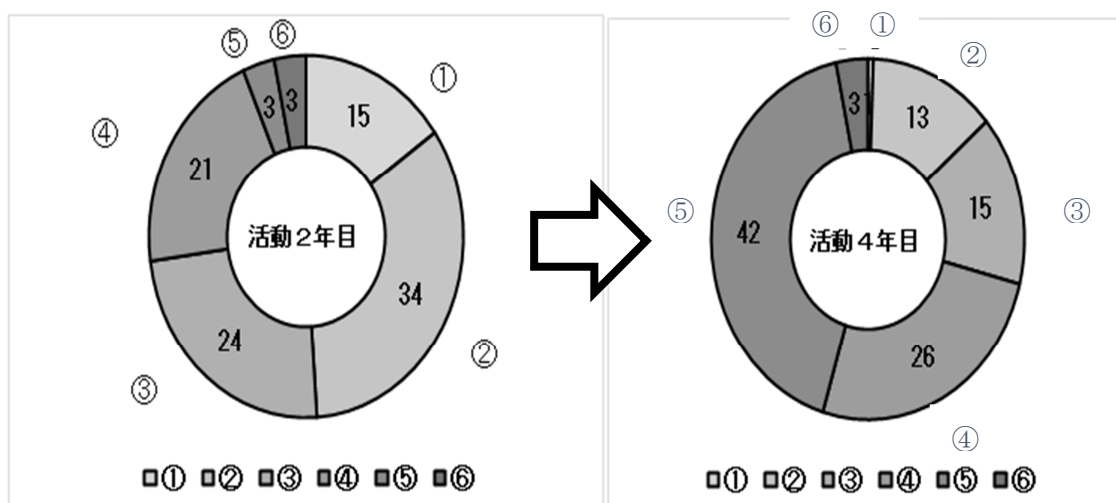
第4章 対象組織の自己評価に対する市町村評価

1. 地域資源の適切な保全のための推進活動に係る自己評価及び市町村評価

(1) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況

活動開始から2年目、4年目それぞれにおける組織の推進活動の進捗状況について、①話し合いの体制づくり、②現状・目標の共有、③目標に向けた課題の整理、④課題解決・保全管理方法の検討、⑤保全管理の体制強化の方針決定、⑥地域資源保全管理構想の作成・実践の6段階で対象組織が自己評価した。

活動開始から2年目の組織については、①15%、②34%、③24%、④21%、⑤3%、⑥3%であり、①②が約半数を占めていた。一方、活動開始から4年目には、①1%、②13%、③15%、④26%、⑤42%、⑥3%と全体的に進捗した傾向が見られたが、①の段階に留まっている組織もあった。



※グラフ内数値の単位は%

図：推進活動の進捗状況の推移

(2) 推進活動の自己評価に対する市町村評価

組織の推進活動の状況について、活動開始から2年目に「優良」、「適当」、「指導又は助言が必要」、「計画の見直しが必要」、「返還」の5段階、活動開始から4年目に「優良」、「適当」、「フォローが必要」、「返還」の4段階で市町村が評価した。

活動開始から2年目の組織についての評価は、「優良」が10%、「適当」が88%、「指導又は助言が必要」が2%であった。「指導又は助言が必要」の評価は、不在地主の調査や調整ができていなかったことや話し合いの記録を記載していなかったことが原因であった。

一方、活動開始から4年目には、「優良」が10%、「適当」が90%、「フォローが必要」が1%で、ほぼ全ての活動組織が「適当」以上の評価であった。「フォローが必要」の評価は、進捗状況が①の段階であったことが原因であった。

2. 多面的機能の増進を図る活動に係る市町村評価

活動開始から2年目、4年目それぞれにおける組織の多面的機能の増進を図る活動について、「優良」、「適当」、「指導又は助言が必要」の3段階で市町村が評価した。

活動開始から2年目の組織についての評価は、「優良」が12%、「適当」が88%であったが、活動開始から4年目には、「優良」が15%、「適当」が85%と、「優良」の活動組織がやや増加していた。なお、「指導又は助言が必要」とされた活動組織はなかった。

3. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価

※活動の実施状況や活動の継続や展開に向けた取組の実施状況、活動の効果、活動による地域の変化等を点検・評価することを目的として、令和5年度より評価内容の変更があった。(347活動組織のうち、67組織を対象に新たな自己評価及び市町村評価を実施)

(1) 組織の活動の実施状況

<対象活動組織の実施活動>

評価 ◎：問題なく取り組んでいる

○：現在、問題なく取り組んでいるものの、今後負担となる可能性がある

△：負担となっている

×：実施していない

1) 農地維持支払

- ・遊休農地の発生防止のための保全管理 ◎51%、○40%、△9%
- ・施設（水路、農道、ため池）の草刈り、泥上げ等 ◎76%、○21%、△3%
- ・異常気象時の対応 ◎61%、○33%、△6%

2) 資源向上支払

- ・施設の機能診断、軽微な補修等 ◎58%、○31%、△1%、×8%
- ・生態系保全、水質保全に係る活動 ◎10%、○24%、△8%、×58%
- ・景観形成、生活環境保全に係る活動 ◎48%、○31%、△0%、×21%
- ・地下水かん養、資源循環に係る活動 ◎11%、○16%、△1%、×72%
- ・多面的機能の増進を図る活動 ◎39%、○39%、△3%、×19%

3) 組織運営

- ・計画策定、とりまとめ等の事務手続き ◎48%、○46%、△6%

4) 防災・減災への取組（田んぼダム、体制整備等）、鳥獣被害対策等、地域の安全性向上に係る取組について

- ・積極的に取り組み14%、取り組んでいる60%、取組予定10%、取組は困難16%

農地維持は、全ての項目において半数以上が問題なく取り組んでいると回答している一方、2～4割は今後負担となる可能性があるとは回答している。

資源向上支払は、「施設の機能診断、軽微な補修等」や、「景観形成、生活環境保全に係る活動」に取り組んでいる組織が8～9割と多かった。

組織運営は、約半数が今後負担となる可能性があるとは回答しており、活動組織における事務手続きの負担が見受けられた。

防災・減災への取組は、約7割が取り組んでおり、近年の異常気象による対応、意識の高さ、関心が見受けられた。

<活動参加者>

5) 活動参加者：増加している5% 変化していない46% 減少している49%

6) 年間延べ活動参加者（H30～R4年度）：1組織あたりの平均が約200人前後

7) 活動参加者、活動組織の役員等の年齢構成

：活動参加者、役員ともに65～74歳の割合が一番多い傾向

活動参加者は、大半が「変化していない」、「減少している」と回答し、活動参加者、役員
の年齢構成は、現役世代である40～64歳の割合が3～5割の活動組織もあった一方、75歳
以上が7～9割を占めている活動組織も見受けられた。

(2) 地域資源の適切な保全のための推進活動の進捗状況および多面的機能の増進を図る 活動に係る自己評価

<推進活動の実施状況>

1) 話し合い等（推進活動）の実施状況：増加傾向6%、変化なし81%、減少傾向13%

2) 年間の話し合い等の開催回数（H30～R4年度）：1組織あたりの平均が4回

3) 機能診断・補修技術等の習得、習得者の確保について

：問題なし54%、懸念あり37%、困難9%

4) 作業安全対策について：問題なく作業を実施している90%

安全対策に不安がある10%

話し合い等（推進活動）は、組織によって実施回数に違いがあるものの、基本的に2～3
回の実施ができています。機能診断・補修技術等の習得、習得者の確保は、懸念ありや困難と
回答している組織もあり、専門技術やノウハウの共有、引き継ぎが課題となっている。

<多面的機能の増進を図る活動>

5) 増進活動に取り組んでいる：取り組んでいる84%、取り組んでいない16%

(複数回答あり)

- a 遊休農地の有効活用：28%
- b 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化：46%
- c 地域住民による直営施工：45%
- d 防災・減災力の強化：9%
- e 農村環境保全活動の幅広い展開：27%
- f やすらぎ・福祉及び教育機能の活用：3%
- g 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化：12%

多面的機能の増進を図る活動は、「鳥獣害防止対策及び環境改善活動の強化」、「地域住民による直営施工」の割合が高く、具体的には農道及び水路の補修や鳥獣被害を防止するための防護柵の補修、設置の取り組みを主に実施している。その成果として、地域で団結して農用地を保全する意識醸成につながっている等があった。

(3) 活動の継続や展開に向けた取組の実施状況の点検について

評価 ◎：積極的に取り組んでいる

○：取り組んでいる

△：取り組んでいるが、問題がある

×：取り組んでいない

- 1) 活動内容や生態系や水質等の状況の公表
：◎12%、○24%、△7%、×57%
- 2) 植栽等の景観形成活動の公表（看板、ホームページ等）
：◎14%、○33%、△10%、×43%
- 3) 活動の振り返りによる活動参加者間での取組成果の共有
：◎23%、○49%、△13%、×15%
- 4) 自然と調和した農業との連携、促進
：◎17%、○37%、△13%、×33%
- 5) 農業者と非農業者の連携、協働
：◎22%、○57%、△12%、×9%
- 6) 行政や他の活動組織等との情報交換、連携
：◎22%、○58%、△5%、×15%
- 7) 異常気象への対応や防災・減災への取組に関する情報発信・情報共有、意識啓発
：◎15%、○57%、△12%、×16%

- 8) 活動内容の広報等による構成員以外の関心の誘発、新たな活動参加者の取り込み
: ◎11%、○40%、△15%、×34%
- 9) 組織運営や事務を担う人材の育成
: ◎9%、○36%、△33%、×22%
- 10) 学校教育との連携や若い世代及び女性の参加等による多世代に渡る取組の実施
: ◎11%、○27%、△13%、×49%
- 11) 取組の継続に向けた組織体制の検討（役員構成、女性や非農家等の参画、世代交代、広域化、事務委託等）
: ◎8%、○40%、△39%、×13%
- 12) 「話し合いの場を持つー地域の現状や目標の共有ー課題の整理ー方法等の検討ー計画策定ー実践ー振り返りー新たな目標の共有」といった発展の段階の実施
: ◎9%、○55%、△25%、×11%

活動の継続や展開に向けた取組は、「農業者、非農業者の連携、協働」、「異常気象への対応や防災・減災への取組に関する情報発信・情報共有、意識啓発」において、積極的な取り組みが見受けられる。一方、「組織運営や事務を担う人材の育成」や「取組の継続に向けた組織体制の検討（役員構成、女性や非農家等の参画、世代交代、広域化、事務委託等）」などは、取り組みをしているものの、担い手の確保、後継者不足の問題、課題を抱えている。

(4) 活動の効果、活動による地域の変化等の確認について

<対象活動組織の活動による地域の変化等>

- 評価 ◎：かなり効果がある、かなりの効果が見込まれる
○：効果がある、効果が現れる見込みがある
△：あまり効果はない
×：全く効果はない

- 1) 水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止
: ◎57%、○39%、△1%、×3%
- 2) 地域の環境の保全・向上
: ◎48%、○46%、△3%、×3%
- 3) 施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制
: ◎32%、○57%、△7%、×4%

- 4) 自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止、復旧の迅速化
: ◎24%、○57%、△13%、×6%
- 5) 非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者や法人等の負担軽減
: ◎16%、○54%、△24%、×6%
- 6) 農業者の営農意欲の維持、向上
: ◎33%、○45%、△15%、×7%
- 7) 非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成
: ◎12%、○52%、△24%、×12%
- 8) 水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化
: ◎20%、○61%、△16%、×3%
- 9) 地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上
: ◎14%、○64%、△19%、×3%
- 10) 異常気象への対応や防災・減災への関心の向上
: ◎21%、○58%、△17%、×4%
- 11) 各種団体や非農業者等の参画の促進
: ◎15%、○48%、△30%、×7%
- 12) 話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化
: ◎25%、○51%、△20%、×4%

対象活動組織の活動による地域の変化等は、水路、農道等の保全や遊休農地の発生防止、地域の環境保全にかなり効果を与えていることが分かる。また施設修繕による被害抑制の効果や近年、頻発している異常気象への対応、防災・減災への関心の高まりも見受けられる。

<増進活動による効果の高まり>

(複数回答あり)

- 13) 水路・農道等の地域資源の適切な保全、遊休農地の発生防止 : 51%
- 14) 地域の環境の保全・向上 : 22%
- 15) 施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制 : 30%
- 16) 自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止、復旧の迅速化 : 7%

- 17) 非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者や法人等の負担軽減：7%
- 18) 農業者の営農意欲の維持、向上：18%
- 19) 非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成：10%
- 20) 水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化：25%
- 21) 地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上：21%
- 22) 異常気象への対応や防災・減災への関心の向上：4%
- 23) 各種団体や非農業者等の参画の促進：9%
- 24) 話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化：12%

増進活動による効果の高まりは、上記と同様に地域資源の適切な保全などが効果があるとされている一方、非農業者等の共同活動への参加による負担軽減や、非農業者の理解醸成、各種団体や非農業者等の参画の促進が低く、農業者以外の活動への関わりが課題である。

4. 地域資源の適切な保全のための推進活動、多面的機能の増進を図る活動に係る自己評価 に対する市町村評価

- 1) 活動組織の自己評価を踏まえた市町村評価
：優良4%、適当84%、指導または助言が必要9%、
体制の見直し等へのフォローが必要3%

市町村評価は、地域全体として高齢化が進んでいるが、住民が一丸となり積極的に活動が行われているといった評価が多かった。

指導または助言、フォローが必要と評価した市町村では、活動参加者が固定化されつつあることから、広報や啓発活動を行い、地域住民に関心を高めてもらうことで、非農業者との繋がりや後継者の育成、次の世代への引き継ぎを図るといった意見があった。また、隣接する組織との連携や広域化を視野に入れた活動、支援が必要であるといった意見もあった。

第5章 取組の推進に係る活動状況

1. 基本的な考え方

多面的機能支払交付金の事業実施主体は、対象組織とする。

また、本交付金の適正かつ効率的な推進を図るため、高知県、市町村、高知県土地改良事

業団体連合会、高知県農業協同組合で構成する「高知県多面的機能支払推進協議会」を推進組織に位置づける。

なお、関係団体の役割分担は以下のとおりとする。

①高知県

- ・高知県における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針（法基本方針）を策定する。
- ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
- ・高知県における多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）を策定する。
- ・対象組織を対象とした説明会を適宜開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・本交付金について、市町村から提出された申請書等を審査し決定等を行うとともに、交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

②市町村

- ・市町村における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画（促進計画）を策定する。
- ・対象組織から提出された農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画（事業計画）の指導、審査を行うとともに、事業計画の認定の通知を行う。
また、広域活動組織の設立にあたっては、広域協定の指導、審査を行うとともに、協定の認定を行う。
- ・毎年度、対象組織が行う活動の実施状況を確認するとともに、その報告を行う。
- ・対象組織を対象とした説明会を適宜開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・本交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査し決定等を行うとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、多面的機能支払交付金の交付を行う。

③高知県多面的機能支払推進協議会

- ・対象組織が作成する農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事業計画（事業計画）の指導を行う。
また、広域活動組織の設立にあたっては、広域協定の指導を行う。
- ・対象組織を対象とした説明会を適宜開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・対象組織に対し、適宜指導を行い、活動計画書に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。

2. 都道府県の推進活動

県ホームページでは、策定した基本方針、交付要綱、事業概要のほか、活動組織向けの事業説明会や事例紹介の資料について情報公開を行った。

市町村や活動組織を対象とした事業説明会では、「多面的機能支払交付金のあらまし」等のパンフレットを活用することで、制度への理解を深めることができた。また、広域化した活動組織の活動事例（担い手の確保や交付金の集約、事務負担軽減のための事務委託や支援ソフトの活用など）を紹介することで、広域化の課題や利点への理解を深めることができた。

市町村担当者へは、自動計算による交付金額計算用の資料や提出様式の配付に合わせ、事業説明会で計算実習を行ったことにより、県への提出書類の誤りの低減につなげることができた。

農政局長表彰や各種投稿については、効果は限定的であるが、対象となった活動組織の意識を高めることにつながった。

実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）	評価
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容：事業の紹介、活動組織向け事業説明会資料、活動組織の活動紹介）	○
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発 （具体的な内容：国の事業パンフレット及び県内活動事例集の配布）	○
研修会等の実施 （具体的な内容：市町村担当者及び活動組織向け事業説明会（活動事例発表含む）、農業用機械の安全使用に係る研修会）	◎
優良活動表彰による普及・啓発 （具体的な内容：農政局長表彰、インフラメンテナンス大賞への推薦）	○
イベント、メディア等を通じた広報活動 （具体的な内容：農村ふるさと保全通信、農村振興への投稿）	○

評価 ◎：かなりの効果があった、かなりの効果が現れる見込みがある
○：ある程度効果があった、ある程度効果が現れる見込みがある
△：あまり効果がなかった、あまり効果が現れる見込みがない
×：全く効果がなかった

3. 市町村の推進活動

活動を実施している県内 32 市町村で、ホームページによる情報提供を行っていたが、ほとんどが事業概要の紹介のみで、活動に係る具体的な情報は少なく、各地域での取組促進に対する効果は低かった。

普及・啓発活動としては、地区座談会や他事業説明会での普及活動が実施され、活動組織の設立及び活動開始につなげることができた。また、複数の市町村が独自で未実施地区へのアンケート調査を行い、「事務負担が大きい」ことが事業を実施しない理由であることを把握した。

活動組織を対象とした事業説明会のほか、鳥獣被害防止や機械の安全使用に係る研修会が実施され、適正な活動と予算の執行、提出書類等の間違い防止につながった。

実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）	評価
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容：事業の紹介、活動組織の活動紹介）	△
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発 （具体的な内容：国の事業パンフレット及び県内活動事例集の配布、未実施地区へのアンケート調査、地区座談会及び他事業説明会での普及活動）	◎
研修会等の実施 （具体的な内容：活動組織への事業説明会、鳥獣害防止に係る研修会、機械の安全使用に係る研修会）	◎
優良活動表彰による普及・啓発 （具体的な内容：農政局長表彰、インフラメンテナンス大賞への推薦）	○
イベント、メディア等を通じた広報活動 （具体的な内容：該当無し）	—

4. 推進組織の推進活動

本県の推進組織である高知県多面的機能支払推進協議会では、事務委託先の高知県土地改良事業団体連合会のホームページにて協議会規約や国の事業パンフレットなどが公開されているが、活動に係る具体的な情報は少なく、各地域での取組促進に対する効果は低かった。

普及・啓発活動としては、活動組織に関する書類作成の手引書を作成し、提出書類等の誤りを低減することができた。また、のぼり旗や多面的機能支払交付金に係る DVD・テキストの貸し出しにより、各市町村での説明会などの充実につながった。

研修会については、市町村や活動組織を対象に施設の軽微な補修に係る技術研修会を令和3年度に開催し、水路の機能点検・補修に係る知識及び技術の習得につなげることができた。

実施した推進・指導、支援内容（具体的な内容）	評価
ホームページを通じた情報の提供 （具体的な内容：国の事業パンフレット等、協議会規約をホームページにて公開）	△
パンフレット、機関紙、事例集等による普及・啓発 （具体的な内容：取組エリア図の作成、活動組織向け手引書作成、のぼり旗や多面的機能支払交付金に係る DVD・テキストの貸し出し）	◎
研修会等の実施 （具体的な内容：技術研修会）	◎
優良活動表彰による普及・啓発 （具体的な内容：該当無し）	—
イベント、メディア等を通じた広報活動 （具体的な内容：該当無し）	—

《多面的機能支払版 SDGs の達成への貢献》

県、市町村、協議会で連携して推進を図ることにより、対象農用地の確保が困難な2市町村を除く32市町村で活動が実施され、農業用施設の保全や地域の活性化を図ることができた。また、土地改良区が存在する活動組織では、土地改良区やその役員等が事務局になり活動組織の負担軽減を図るなど、両組織が連携して活動することで、効率的に農業用施設の保全に取り組むことができた。

指 標	現況 (R4)	目標 (R5)
SDGs17：地域協働の力により目標を達成する		
多面的機能支払交付金に取り組む市町村数	32 市町村 94%	32 市町村 94%
NPO 法人化した組織数	0 組織 0%	0 組織 0%
土地改良区と連携して活動を行っている組織数	20 組織 6%	20 組織 6%

第6章 取組の推進に関する課題、今後の取組方向等

1. 取組の推進等に関する課題、対応状況、今後の取組方向

(1) 取組の推進に係る活動について

①多面的機能支払交付金により実現できたこと

第3章において評価の高かった（a、b）項目を下表にとりまとめた。

項番	効果項目		評価	
①	(1)資源と環境	1 遊休農地の発生防止	a	
②		水路・農道等の地域資源の適切な保全	a	
③		非農業者の地域農業や農業用水、農業水利施設等への理解醸成	b	
④		2 施設の破損、故障や溢水等による農業生産や周辺地域への被害抑制	a	
⑤		定期的な機能診断、補修等の実施や直営施工の導入等による施設の維持管理費の低減	a	
⑥		3 地域の環境の保全・向上（水質）	a	
⑦			地域の環境の保全・向上（景観）	a
⑧			地域住民の地域資源や農村環境の保全への関心の向上	b
⑨		4 自然災害や二次災害等による被害の抑制・防止	b	
⑩			災害後の点検や復旧の迅速化	b
⑪	(2)社会	1 各種団体や非農業者等の参画の促進	b	
合 計				

これらをまとめると、本交付金によって事業の主目的である地域の共同活動による農道・水路等の地域資源の適切な保全管理が多く地域で実現できていることが分かった。特に日当支払によって地域住民の参加が促されたことは、人口減少などで人材の確保が困難となっている県内の多くの地域にとって、非常に大きな利益になったと考えられる。

また、地域主体で活動に取り組むことを通じて、非農業者を含む参加者の「農業・農村の有する多面的機能」の重要性に対する理解を深められたことが、各地域で地域の将来について考えるきっかけになり、地域農業の保全が災害に強い集落づくり、生活環境の改善や景観形成が地域イベントの開催や地域の支援団体の立ち上げといった地域振興につながるなど、地域全体に波及効果が生まれていると考えられる。

②多面的機能支払交付金による活動の課題と今後の取組方向

第3章において評価の低かった（c、d）項目と考えられる主な原因について、下表にと

りまとめた。

項番	効果項目	評価	原因		
			A：知識・技術の不足	B：人的資源の不足	C：他団体等との連携が弱い
①	(1) 資源と環境	1 鳥獣被害の抑制・防止	c	○	○
②		水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保等、管理体制の強化	c		○
③		2 農業用施設の知識や補修技術の向上	c	○	
④		3 地域の環境の保全・向上	c	○	○
⑤			d	○	○
⑥		4 地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化	d		○
⑦	(2) 社会	1 話し合いや活動機会の増加による地域コミュニティの活性化	c		○
⑧		地域づくりのリーダーの育成	c		○
⑨		農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	d		○
⑩	(3) 経済	1 非農業者等の共同活動への参加による担い手農業者の負担軽減	c		○
⑪		担い手農業者の育成・確保	c		○
⑫		農地の利用集積の推進	c		○
⑬		農産物の高付加価値化や6次産業化の推進	c		○
合計			4	8	9

効果項目で評価が低くなった主な原因としては、A：知識・技術力の不足、B：人的資源の不足、C：他団体等との連携が弱いことが考えられる。

これらの効果項目の内、「地域住民の防災・減災に対する意識の向上、体制の強化」については、前述のとおり既に意識が十分醸成されていること、また、「農地の利用集積の推進」、「農作物の高付加価値化や6次産業化の推進」については、本交付金の活動で直接効果を上げにくいことから、本交付金以外で取り組むことが効率的と考えられた。

一方、農業用施設の補修や鳥獣害対策、生態系の環境保全といった「知識や技術が求められる活動」は本交付金の中核となる活動であり、人材確保や地域リーダー、担い手農業者の育成といった「人材の確保・育成による体制強化」は本交付金の活動継続に係る重要な項目であるため、今後取組に対する支援が必要と考えられた。

前者の「知識や技術が求められる活動」において効果が低かった原因は、A、Bによるところが大きいことが推察される。そのため、今後、県と推進協議会では、実践者等を講師とした学習機会の提供、ホームページによる技術や事例紹介に関する情報提供を行い、活動組織の技術レベルの向上や外部の専門組織との連携を図っていく。

また、後者の「人材の確保・育成による体制強化」において効果が低かった原因は、B、Cによるところが大きいことが推察される。この解決には、地域の中核を担う外部の団体や集落活動センター（国でいう「小さな拠点」づくり）、集落支援員、地域おこし協力隊

等、多彩な主体との連携を図ることが重要と考えられる。県内では、町の第三セクターを事務局として複数の集落が集まり、町内1組織で活動する活動組織が設立されており、単独では活動が難しい集落の参加、地域の事務負担が軽減したことによる活動の充実、集落間での知識・技術の共有といった効果が見られている。今後はこのような事例を参考としながら、各地域の実情に応じた解決法を模索し、人口減少や高齢化の進行による構造変化により活動が難しくなりつつある地域の共同活動への支援を行っていく。

※以下(2)～(9)は令和5年度に13市町村・13活動組織へアンケート調査を実施。

(2) コロナ禍による行動制限について

＜コロナ禍での影響状況（令和元年度と令和4年度を比較）＞

- 1) コロナ禍において活動制限が求められる中、共同活動へ影響について
：悪い影響があった8%、影響なし92%（活動時間、活動人数への影響もなし）

- 2) 集会（総会含む）の開催方法の変化について
：書面開催31%、対面開催85%（両方実施の組織も含まれる）

- 3) コロナ禍においての活動を実施するに際し、工夫したことについて（複数回答あり）
：マスク着用、消毒の徹底（手指、機器）、体温測定 85%
複数人での活動の際には、接触を減らすため距離を保つようにした 54%
活動に伴う飲食の取りやめ 31%
総会や集会の書面開催・リモート会議での実施 31%
使用する機械や道具の共用の取りやめ（自己所有物を使用）15%
複数人での活動の際には、接触を減らすため実施場所や時間を分散 8%

コロナ禍による影響状況については、活動実施に対する直接的な影響は少なかったものの、総会などの合意形成を図る重要な機会が対面ではなく書面で実施せざるを得ない場合もあり、組織運営が困難になったり、地域の関係性が希薄になったといった意見もあった。

(3) デジタル技術の活用について

- 1) 活用しているデジタル技術について
：ドローン、スマートフォンアプリ（LINE）、事務支援ソフト（楽ちん多面）等

- 2) 活用したいデジタル技術について
：ドローン、自動草刈り機、監視カメラ、事務支援ソフト、写真管理ソフト等

- 3) デジタル技術を活用する上で必要と思うこと
：デジタル技術を活用したくなるような活用事例の情報
デジタル技術について理解が深まる研修
デジタル技術を活用に対する経済的な支援

デジタル技術を活用できる人材育成または外部委託の仕組みなど

デジタル技術の活用は、活動組織の組織体制の影響が大きく、事務局機能を有している場合は、事務支援ソフトなどを活用した事務の簡素化が図られている一方、事務局機能を有していない組織は、活用が困難な状況である。

(4) 地域外からの人の呼び込みについて

1) 活動への地域内からの参加者について

- : 過剰でも不足もしていない (ちょうどよい参加状況)。 (7 組織)
- 不足しているが、何とか活動に支障が出るまでには至っていない。 (5 組織)
- 想定より多いが、活動に支障が出るまでではない。 (1 組織)

2) 活動への地域内からの参加者は、将来 (5~10 年後) 足りるか。

- : 不足するが、何とか活動に支障が出るまでには至らない。 (9 組織)
- 不足すると考えられ、地域内の参加者だけでは実施できない活動があるなど支障が出る見込み。 (3 組織)
- 過剰でも不足もしない見込み (ちょうどよい参加状況)。 (1 組織)

3) 活動組織の構成員の高齢化や人手不足の中、地域共同による水路等の農村資源の保全活動を継続するため地域外からの人、特に民間企業や法人との連携について

- : 現状で共同活動の人手が足りない状況のため、建設業界や人材業界 (人材育成、就職・転職支援)、教育業界 (予備校、通信教育、資格取得、生涯学習) との連携を希望。

4) 地域外からの人の呼び込みに関する課題について (自由記述)

- : 地域外の人との調整が難しそう

5) 地域外からの人 (民間企業や法人のほか、他の地域に住む農業者・非農業者を含め) を呼び込みたい場合、どういった活動に参加してほしいか (複数回答の上位 2 項目)

- : 基礎的な保全活動 (草刈、泥上げ、付帯施設の保守管理 等)
- 環境保全活動 (生態系保全、水質保全、景観形成・生活環境保全等)

6) 地域外から人を呼び込む場合に必要と思うこと (複数回答の上位 2 項目)

- : 地域外の人を呼び込むことへの経済的な支援
- 地域外の人を呼び込むことがしやすい環境、仕組み (マッチング支援など)

7) 地域外から人を呼び込む際に地域内外の間に入りマッチングや調整を行う中間支援組織があった場合、どんなことを望むか。 (複数回答の上位 2 項目)

- : 地域内外の組織が共同で作業する際の調整的役割 (調整役の人的支援)
- 地域内外の組織のマッチングのコーディネーター (相談窓口)

地域外からの人の呼び込みについては、現時点で人手は十分足りているが将来的に考えた準備や、農的関係人口を増やし、地域を活性化させたいといった意見が多かった。

地域外の人を呼び込むことへの経済的な支援や、その環境、仕組みづくりを整える必要がある。

(5) 若者女性などの多様な参画について

1) 活動組織の役員数、及びそのうち 60 歳以下の人数、また女性の人数について

: 役員数の平均が 8.8 人 (5~7 人が多く、規模が大きな活動組織では 10 人以上)

60 歳以下の役員数は平均が 2 人 (13 組織のうち 3 組織が 0 人)

女性の役員数は、平均が 0.3 人 (13 組織のうち 9 組織が 0 人、4 組織が 1 人)

2) 活動組織の代表、会計 (事務局) の交代について

: 代表・組織が設立されてからはほぼ行われていない。(9 組織)

5 年に 1 回程度 (活動計画期ごと) 行われている。(3 組織)

数年に 1 回行われている。(1 組織)

会計・組織が設立されてからはほぼ行われていない。(8 組織)

5 年に 1 回程度 (活動計画期ごと) 行われている。(4 組織)

数年に 1 回行われている。(1 組織)

3) 役員、事務局の世代交代を円滑に行うために必要なもの (複数回答の上位 2 項目)

: 60 歳以下の現役世代からの役員参加

若者が参加しやすいような活動を対象とする制度拡充

4) 地域外の他の活動組織との連携について (自由記述)

: 既に他の活動組織と連携しており、良い効果を生んでいる活動組織がある。

日高村 (イベント等を通して、地域の一体感が増し、良い効果が表れている)

四万十町 (従前より隣接する集落と水路管理を共同で行っており、互いに協力しあえる体制が整っている)

若者や女性などの参画は、現状ではあまり進んでいない。現役世代の参加を促すための優良事例 (良い効果を生み出している組織) などを横展開し、代表及び役員の後継者育成も進めていく必要がある。

(6) 教育機関との連携について

1) 教育機関 (小・中学校、高校、大学、専門学校など) との連携について

: 教育機関と連携したい (している) 62% (保育園や小・中学校と連携したい)

理由は、小さい頃から多面活動に関わることで、地域や多面に理解のある大人

になると思うため。また地域のPRが図られ、地域内で、非農家の方も含め多面の活動への理解が深まるため。

2) 教育機関と連携を行う場合、どういった活動で連携したいか（複数回答）

- : 植栽等の景観形成活動（花壇等への景観植物の植栽など）
- 生物の生息域調査・生き物調査・生き物の鑑賞会
- ゴミ除去等の清掃活動による維持管理
- 農村文化の伝承（農村の伝統芸能、祭事）
- （既に連携を行っている活動組織は下記の取り組みを実施している）
- ・ 田植え体験、竹を使った保育園の遊具づくり
- ・ 地域のNPO法人が保育園や小学校と連携して農業の耕作指導を実施
- ・ 小学校と連携して田植え体験やコスモスの種まきを実施

3) 教育機関と連携する場合に必要と思うこと（複数回答の上位2項目）

- : 市役所など行政による仲介、連携推進支援
- 教育機関と連携を促すコーディネーター的な団体や個人の存在

教育機関との連携については、多くの活動組織が連携したいと考えており、既に連携を行っている組織は、景観形成活動（植栽など）、食育学習の一環としての農作業体験、生き物調査等を実施している。

(7) 生態系保全、環境保全型農業に関する取組について

1) 活動組織の対象地域内での「環境保全型農業」の取組状況（複数回答の上位2項目）

- : 堆肥の施用
- カバークロープ（主作物の栽培期間の前後にいずれかに緑肥を作付けする取組（緑肥例：レンゲ、ヘアリーベッチなど））

2) 「有機農業」に関する取組推進に多面の活動で取り組めること（取り組みたいこと）（複数回答）

- : 除草剤や殺虫剤等の化学的な雑草繁茂・病虫害発生抑制対策を行わず、きめ細やかに（頻繁に）草刈を実施
- 雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」
- 学校と連携した有機農業体験

3) 「環境保全型農業」に関する取組推進に必要と思うこと（複数回答の上位2項目）

- : 取組に対する経済的な支援
- 取り組みたくなるような活用事例の情報

- 4) 「生態系保全」に関する取組について（複数回答の上位2項目）
 - : 保全する生物を中心とした生物の調査（生き物調査など）、生物の分布図の作成
 - 外来種駆除（ジャンボタニシ、オオフサモ、オオキンケイギク）

- 5) 「生態系保全」に関する取組推進に必要と思うこと（複数回答）
 - : 取り組みたくなるような活用事例の情報
 - 取組に対する経済的な支援
 - 取組に必要な専門的な知識をもつ人材育成または外部委託の仕組み

環境保全型農業の取組は、堆肥の施用やカバークロップの取り組みが実施されており、今後、取り組んでいきたいといった意見も多くあった。

また生態系保全に関する取組については、生き物調査や外来種駆除の取り組みが主に実施されており、地域の環境保全につながっている。

（8） 地域防災（「田んぼダム」）の取組について

- 1) 地域防災の取組について（複数回答の上位2項目）
 - : 異常気象後の見回り
 - 災害時における応急体制の整備等

- 2) 地域防災の取組推進に必要と思うことについて（複数回答の上位2項目）
 - : 取組に対する経済的な支援、
 - より取組に着手しやすい、簡単に取り組める取組の登場（交付対象化）

地域防災の取組については、近年頻発している異常気象への対応として見回り活動を組織で実施をしており、災害後の応急整備も本制度で対応をしている。

田んぼダムについては、高知県におけるほ場の特徴として、水稻と園芸（露地や施設）が混在しており、地域全体の合意形成等が困難なため、現時点で取組実績はない。

（9） 取組推進のためのノウハウの蓄積・活用について

- 1) 多面の活動の推進や継続のための工夫について（複数回答）
 - : 世代交代を見据えた役員構成と活動の実施
 - 写真データの保存保管
 - 他の活動組織との意見交換、現地視察などの交流

- 2) 多面の活動の推進や継続のための工夫を広く実施するために必要と思うこと（複数回答）
 - : 工夫を実施する経済的な支援
 - 工夫を学び、理解が深まる研修

工夫を実施したくなるような活用事例の情報

取組推進のためのノウハウの蓄積・活用は、役員等の中心メンバーの世代交代が課題である。優良な活動を行う活動組織のリーダーや多面の活動を支援してくれる人に、活動についてアドバイス等を得ることが必要である。

2. 制度に対する提案等

活動組織の事務負担を軽減するよう、書類内容の更なる簡素化をお願いしたい。
また、交付金の単価設定や加算の考え方などを理解しやすいよう、見直しをお願いしたい。



住民参加による農地の維持と地域の振興

中間農業地域



キーワード

地域資源の
保全・管理

農村環境の
保全・向上

農村の地域コミュニティの
維持・強化への
貢献

地域外からの
人の呼び込み

ひだかむらみずとかんきょうをまもるかい たかおかぐんひだかむら
日高村水と環境を守る会（高知県高岡郡日高村）

- ほ場整備事業で整備された農地を管理していた日下・加茂土地改良区の解散にとともに、農地の適切な維持・管理と周辺の農村環境を守るためにH25年に設立された。
- 本組織は、14の用排水組合、自治会、女性の会、老人クラブ、消防団、NPO法人等で構成される村内1組織の活動組織であり、面積カバー率も82.3%と高い。
- 地域の小学校と連携した農業体験や福祉施設と連携した地域イベントの開催により、農地保全に対する住民意識の向上や地域の振興が図られた。
- これにより、水稻や特産の高糖度トマトを生産する農地の維持につながっている。



【地区概要】※R4年度時点

- ・認定農用地面積127ha
（田126ha、畑1ha）
- ・資源量 水路37.2km
農道11.4km
- ・主な構成員 農業者、用排水組合、自治会、女性の会等
- ・交付金 約10百万円（R4）

農地維持
支払

資源向上
支払
（共同）

資源向上
支払
（長寿命化）

活動開始前の状況や課題

- 地域農業を守る体制の構築
平成24年10月にほ場整備された農地を管理していた土地改良区が解散することとなり、農地や農村環境を今後どう守っていくのかを地域の農業者等を中心に話し合いが行われた。

取組内容

- 稲刈り後の田んぼや遊休農地を活用したイベント開催
「花いっぱい運動」として地域住民や福祉施設と協力して村花のコスモスの種まきを行い、開花期に花見のイベント「コスモスまつり」を開催した。



- 遊休農地を活用した農業体験
地元の小学生による田植えや稲刈りの農業体験を実施した。



取組の効果

- コスモスまつりは、村内外から約1,000人を集める村の一大イベントとなった。特産の高糖度トマトをPRする「日高村オムライス街道」と合わせて、村の活性化につながった。



- 地元の小学生や福祉施設、村外からの観光客との交流を通じて、農地保全に対する意識が地域全体で向上した。

- 事務員に事務を集約したことで、役員や構成員の事務負担が軽減でき、実践活動充実につなげることができた。

- 村ぐるみでの取り組み
用排水組合のほか、自治会や女性の会などの地域住民も参加する体制の構築により、地域との連携を図った。



- 事務員の雇用による負担軽減
事務員を専従で雇用し、会計事務や会合の日程調整、連絡等に関する組織の負担軽減を図った。



地区同士の連携による地域農業の保全

山間農業地域



キーワード

地域資源の
保全管理

農業用施設
の機能増進

農村環境の
保全・向上

農村の地域コミュニティの
維持・強化へ
の貢献

ノウハウの蓄積
・活用

とさてんくうのさとほぜんかい

ながおかぐんもとやまちよう

土佐天空の郷保全会（高知県長岡郡本山町）

- 土佐天空の郷保全会は、農業の担い手の高齢化や減少、農業用施設の老朽化など本山町の各地区が抱える課題に対処するため、令和2年に設立された。
- 本組織は、本山町農業公社と18地区で構成される町内1組織の活動組織である。
- 本山町農業公社を事務局とした体制への集約により、従来単独では活動ができなかった小規模地区も参加できるようになった。本組織設立以前は町内1地区(10ha)のみであったが、令和3年度には18地区(195ha)とほぼ町全域での取り組みへ発展した。
- これにより、指定棚田地域となっている6つの棚田地域を含む農地の維持や観光資源としての景観の改善につながっている。



【地区概要】※R4年度時点

- ・認定農用地面積195ha
(田183ha、畑12ha)
- ・資源量 水路57km
農道42.4km
- ・主な構成員 農業者、農業公社、
地域住民
- ・交付金 約15百万円(R4)

農地維持
支払

資源向上
支払
(共同)

資源向上
支払
(長寿命化)

活動開始前の状況や課題

- 担い手の高齢化・減少
従来、農家による水路の維持管理などにより農地が守られてきたが、高齢化により年々参加者が減少していた。
- 農業用施設の老朽化・損壊
山間部のため、水路・農道が長く、老朽化や災害により損壊が発生しても人手や資金不足のために修繕が難しい状況であった。また、舗装されていない農道・水路も多く、管理に多くの労力がかかっていた。



老朽化した農道



土水路

取組内容

- 町全域での取り組み
農業公社を事務局として事務を集約化し、各地区の活動の充実を図った。また、地区ごとに委員を配置した町内1組織の体制とすることで、地区間の連携強化を図った。



- 優先順位の高い長寿命化工事の実施
交付金の集約により、各地区への面積に応じた配分に加え、優先順位により配分する枠を設けることで、必要な長寿命化工事を小規模地区でも優先して実施できるようにした。

取組の効果

- 地区の住民も加わり、泥上げ、植栽活動が実施され、農地の維持や景観の改善につながった。
- 事務支援システムの導入やSNSの活用により、事務の効率化が進み、役員の負担が大幅に軽減した。
- 集まる場が形成されたことで、地区間で課題や施設管理のノウハウを共有できた。
- 交付金により、農道や水路の補修・更新を以前に比べて多く(17件)実施できた。小規模の4地区においても、農道の舗装など必要性の高い工事が実施できた。





住民参加による農地の維持と地域の振興

中間農業地域



キーワード

地域資源の
安全管理

農村環境の
保全・向上

教育機関との
連携

とかのちくのうそんかんきょうをまもるかい たかおかぐんさかわちょう
斗賀野地区農村環境を守る会（高知県高岡郡佐川町）

- 農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、農道や水路の維持管理といった課題に対して地域全体で農地や農村環境を守っていくことを目的として、平成30年に設立された。
- 本組織は、9集落で構成される活動組織である。
- 『NPO法人とかの元気村』を事務局とした体制への集約により、様々なイベント開催を通じ地域との関係づくりの一助となることで、交流人口の拡大につながり、農家、非農家を問わず地域全体での取り組みに発展した。
- これにより、水稻を中心にニラや生姜などの農地の維持につながっている。

【地区概要】※R4年度時点

- ・認定農用地面積72ha
（田71ha、畑1ha）
- ・資源量 水路30.8km
農道5.5km
- ・主な構成員 農業者、地域住民
- ・交付金 約17百万円（R4）

農地維持 支払	資源向上 支払 (共同)	資源向上 支払 (長寿命化)
------------	--------------------	----------------------

活動開始前の状況や課題

- 担い手の高齢化による耕作放棄地の増加
ほ場整備された農地を管理していた土地改良区等が解散することとなり、農業だけでなく、環境保全や地域活動を今後どう進めていくのか地域住民を中心に話し合いが行われた。

取組内容

- 教育機関との連携
地元の保育園や小学校と連携した食育活動の一環として、農耕支援を年間通じて実施。田植え・稲刈り体験や、芋掘り体験、地産の昔野菜（まきのキュウリ）の栽培といった取り組みを指導した。



- 農事組合法人との連携
高齢化等により作付けが困難となる農地が発生するため、農事組合法人を設立し、草刈りや農作業受委託を実施。

取組の効果

- 『わかもの交流会（Uターンや移住者を含めた地域内の交流イベント）』は、地域の魅力、人と人がつながることの楽しさを感じてもらうことで、共同活動への若者の積極的な参加（約5名ほど）にもつながっている。



- 地元の保育園児や小学生、福祉施設等と連携することで、交流人口の拡大につながり、農家、非農家を問わず、地域ぐるみでの農地保全に対する意識が向上した。

- 作付けが困難になった農地を利用して飼料用米等を耕作し（約10ha）、耕作放棄地の発生防止につながっている。



- 地域ぐるみでの取り組み
イベント開催を通じて、様々な世代（若者から子ども達を含む）が参加し、地域との関係づくりの一助となっている。



- 景観形成
景観形成を図るべく、農家、非農家で畦畔等を利用し、ノカンゾウの植栽に取り組んだ。

